Nikon CSR REPORT 2015

CSR報告2015 一括印刷用PDF

CONTENTS

グループ概要

会社概要

社　名：株式会社ニコン
（英文社名）NIKON CORPORATION
本　社：〒108-6290
東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟
TEL：03-6433-3600
代表者：取締役社長 兼 社長執行役員　牛田一雄
設　立：1917年7月25日
資本金：65,475百万円（2015年3月末日現在）
売上高：連結 857,782百万円（2015年3月期）
単独 607,556百万円（2015年3月期）
社員数：連結 25,415名（2015年3月末日現在）
※正社員、嘱託およびグループ会社役員。
単独 5,672名（2015年3月末日現在）
※正社員および嘱託。ただし、（株）ニコンから他社への出向者は含まない。

ニコングループの主要事業

精機事業／映像事業／インストルメンツ事業／メディカル事業／カスタムプロダクツ事業／ガラス事業／エンコーダ事業／メガネレンズ事業

地域別グループ会社数（連結）（2015年3月末日現在）

地域	会社数
国内［（株）ニコンを除く］	16社
欧州	25社
アジア・オセアニア	23社
米州	11社

Web ニコングループ会社
http://www.nikon.co.jp/profile/corporate/group/
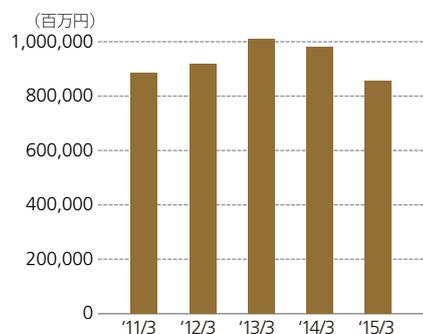
売上高推移（連結）
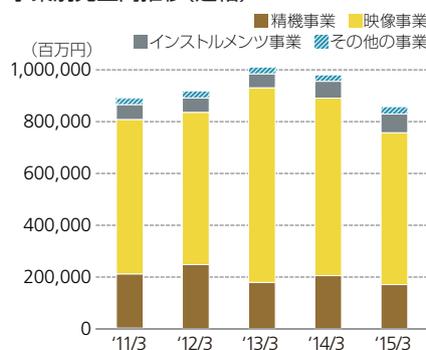
事業別売上高推移（連結）

地域別売上高推移（連結）
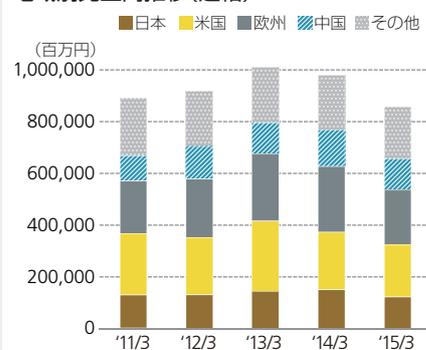
2015年版のCSR報告について

ニコングループでは、ステークホルダーの皆様との信頼関係を向上させるために、企業情報を積極的かつ公正に開示していくことが重要と認識しています。
本報告書「CSR報告2015（一括印刷用PDF）」は、ウェブサイトを印刷してお読みになる方のために、2015年8月公開時点の情報をまとめたものです※。
なお、中華圏におけるCSR活動については、中華圏ローカル版CSR報告書（簡体字・繁体字）にて報告しています。また、「ニコンレポート2015」では、業績や戦略、事業概況などの財務情報に加え、CSR活動についても紹介しています。

※「社会貢献活動」については、主な取り組みのみ抜粋して掲載しています。詳細については、ウェブサイトをご覧ください。

■ ニコンウェブサイトURL

http://www.nikon.co.jp/csr/

Web 関連情報をニコンウェブサイトで開示しています。

■ 本報告書の対象期間と範囲

対象期間は2014年4月1日から2015年3月31日までですが、一部2015年4月以降の活動も含みます。記載内容はブランドを示すものや株式会社ニコンのみに適用されるものを「ニコン」、グループ（連結子会社75社）を示すものを「グループ会社」、株式会社ニコンを含むグループを示すものを「ニコングループ」としています。個別の対象範囲を定義している場合には、各掲載場所にその旨を明示しています※。また、社員には、ニコングループの役員、正社員、嘱託、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトを含みます。

※ 環境活動のバウンダリについての詳細は、環境マネジメントシステムの「ニコングループ環境マネジメントシステムと環境パフォーマンスデータのバウンダリ」（P53）をご覧ください。

■ 参照資料

本報告書作成にあたっては、GRIの「サステナビリティ レポーティング ガイドライン第3.1版」、環境省の「環境報告書ガイドライン（2012年版）」、国際標準化機構の「ISO26000：2010」を参考にしました。

■ 次回発行予定

2016年8月（前回発行 2014年8月）

■ 本報告書作成部門および質問・お問い合わせなどのご連絡先

株式会社ニコン 経営戦略本部 CSR推進部 CSR推進課
〒108-6290 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟
TEL：03-6433-3722　FAX：03-6433-3751
E-mail：Csr.Info@nikon.com

• 環境関連

株式会社ニコン 業務本部 品質・環境管理部 環境管理課
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ
TEL：03-3525-4024　FAX：03-3525-4058
E-mail：Eco.Report@nikon.com

トップメッセージ

2015年3月期は、ニコングループが次の100年に向けて成長する企業に生まれ変わるために、大きな一歩を踏み出した一年でした。新たに策定した中期経営計画「Next 100 — Transform to Grow」のもと、6事業のポートフォリオで成長する企業になるために「既存事業の強化」と「成長事業の育成」を進めています。また、これを支える重要な施策として、15年続いたカンパニー制廃止をはじめとする組織改編を行うとともに、「人事プログラム」などの「Transformのための4つのプログラム」を始動させました。
企業は、社会の一員であり、社会と一緒に持続可能な社会を作る役割を担わなければなりません。技術の進歩やインターネットやスマートフォンの普及により人々のコミュニケーションの行い方や社会の意識が変わり、社会の変化のスピードは速くなっています。「Transform to Grow」を実行することでニコン自身も変わり、変化する社会に貢献する企業であり続けます。

コア・コンピタンスを活かしソリューションを提供

「Transform to Grow」では、ニコンのコア・コンピタンスを活かしM&AやCVCも積極的に進め、社会の課題に対してより直接的なソリューションを提供する可能性を高めます。例えば、ニコンが成長事業のひとつとして重点を置くメディカル分野では、「医療費負担の増加」が、先進国／新興国を問わず、ほぼ全ての国で大きな問題となっています。ニコンでは医療レベルは落とさずローコストで診断が受けられる機器・装置の開発を進めています。このなかには、医療が未整備の国においても、診断や治療を普及させる後押しになるものも含まれます。

10年目を迎えるCSR推進の体制

ニコンでCSR委員会を立ち上げて10年目となります。当初は、CSRは事業とは関連のない特別なものという間違った認識が社内にあったかもしれませんが、最近の5年間くらいで本来のCSRの考え方が急速にグループ内に浸透し、いろいろな活動が活発に行われるようになりました。国連グローバル・コンパクトの「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関する10原則についても、2007年に賛同して以来、ニコンにとって必要なことであると意識しています。
2015年3月期には、紛争鉱物問題対応、贈収賄防止などの公正な事業慣行に関する活動、グローバル人事施策、紙使用量の削減や海外オフィスでの環境推進活動などに重点的に取り組み、進捗がありました。
成長ドライバーと位置付けるメディカル事業は、より厳格で高い倫理観やCSRが前提となります。安心してお使いいただける製品やサービスを提供できるよう、今後もCSRの取り組みを一層強化していきます。社会には、資源の枯渇や温暖化などの環境問題、サプライチェーンの労働や人権の問題など様々な課題がありますが、ニコンの事業は全世界に広がっており、ニコンが役割を果たせることはたくさんあります。社会と共存していくためにはCSRにおいても「Transform to Grow」が必要であることは言うまでもありません。ステークホルダーの皆様の声に耳を傾け、社会課題に対する感度を高めていきます。

CSRにおける社員の重要性

社員はステークホルダーのなかでも特に大事な存在です。社員は企業の一員であると同時に社会の一員であり、企業と社会を直接つないでいます。一人の社員の印象が企業全体のブランドイメージとなり、また、社員のモチベーションは企業力に直結します。
“自分の毎日の仕事が社会とどうつながっているのか”を意識することで、社員一人ひとりにとって仕事はもっと楽しくなり、やりがいが向上し、企業全体のCSRも高まっていくと考えています。「Transform to Grow」の大きな変革期にあっても、CSRは企業理念の「信頼と創造」の基盤をなすものであることを繰り返し発信し、CSRを大事にする誠実で公正な風土を醸成していきます。

信頼と創造で次の100年へ

ニコンはこれまで人々の生活の幸福につながるものを製品化してきました。社会的課題の解決も、最終的には個人の生活の幸せにつながっていくことが大切です。社会のニーズや常識、ライフスタイルなど、すべてのものが変化する中、これからもニコンは人々の生活の幸福につながる製品・サービスを提供し続けたいと考えています。ニコングループの企業理念「信頼と創造」のもと、中期経営計画の「Transform to Grow」を実行することで、この「創造」の部分を強化し、ステークホルダーの皆様からもう一段高いレベルの「信頼」をいただくことにつなげていきます。
ニコンは2017年に創立100周年を迎えます。次の飛躍に向けてチャレンジを続けてまいりますので、ステークホルダーの皆様には、より一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2015年8月

ニコングループでは、政治や行政との健全な関係構築に努めてきました。近年、腐敗行為に対する法規制が国際社会で厳格化する中、贈収賄防止への取り組みをさらに強化しています。

贈収賄防止に取り組む背景

ニコングループでは、従来から「ニコンCSR憲章」や「ニコン行動規範」により、贈収賄を許さないという姿勢を明確化しています。また、国連グローバル・コンパクト※に賛同し、あらゆる腐敗の根絶という課題に取り組むことを約束しています。

近年、腐敗防止への機運は、世界規模で高まっています。ニコングループでは、腐敗防止に向けての取り組みを強化するため、2014年4月に、「ニコン贈収賄防止方針」を制定しました。また、具体的な防止策を社員に示すために、本方針に基づくガイドラインの整備を地域ごとに進めています。

※ 国連グローバル・コンパクト
1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）にて当時のコフィー・アナン国連事務総長が提唱し、2000年にニューヨークの国連本部で正式に発足。人権、労働、環境、腐敗防止に関する10原則から成り、賛同する企業はこの原則の順守、実践が求められる。

地域ごとのガイドライン策定

2015年3月期は、日本、中国、欧州のガイドラインを発行しました。策定にあたっては、実効性のあるガイドラインとするため、各地域の持株会社を中心に、各国の法令や商慣習の共有、各社既存ルールの確認などを実施しました。また、リスク評価の一環として、現地関係者へのヒアリングの実施を進めています。
2016年3月期は、米州、アジア、韓国のガイドラインを策定・発行し、すべての地域でガイドラインを完備する予定です。

ニコングループの取り組みの流れ

2014年３月期	2015年３月期	2016年３月期
・方針の策定	・方針の制定 ・方針の周知（グローバル） ・日本、中国、欧州のガイドライン策定・発行	・米州、アジア、韓国のガイドライン策定・発行 ・運用モニタリングの実施
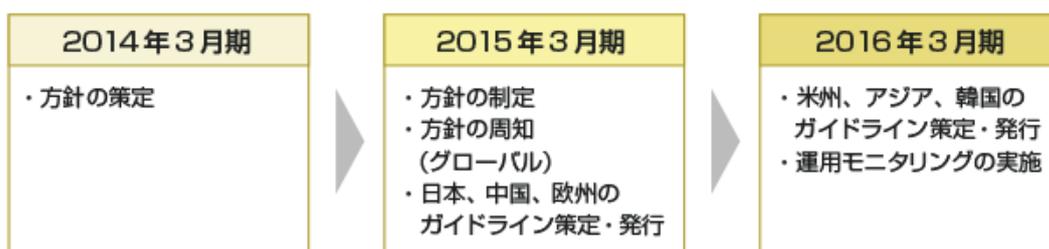
各地域責任者からのVoice

日本

ガイドライン発行まで

（株）ニコン
CSR推進部
コンプライアンス室長
石渡 一之

ニコングループのビジネス環境においても、「贈収賄を容認しない」という空気が醸成されてきています。現在、直面するリスクにきめ細かく対応できるように、国内外の関連法を考慮したガイドラインを各地域で順次整備しています。日本では、外部有識者の協力を得て日本版ガイドラインを作りながら、理解を深めることでグローバルに展開させるというステップを踏みました。また、全社員への浸透を図るため、ガイドライン発行のタイミングに合わせて、eラーニング教育や職場教育を展開しました。

今後の展望

日本をはじめ、ガイドラインが発行された地域ではすでに運用が始まっていますが、まだ本格運用には至っていません。今後、継続的な教育・モニタリングを行うなど、贈収賄防止の取り組みをコンプライアンスのPDCAサイクルに当てはめることで定着させ、グローバルに展開していく考えです。特に、継続的な教育を通じて、社員ひとりひとりに腐敗防止に対する意識を高めてもらうことをめざします。さらに、各地域のガイドライン整備状況に合わせて、海外赴任者や出張者への教育を重視していきます。

欧州

ガイドライン発行まで

欧州と一口に言っても、社会文化、慣習、言語、法律は各国多様で、贈収賄防止のEU法といった統一法も現在のところ存在していません。ニコングループは、22カ国35拠点を持ち、事業を展開していることから、それらを全てカバーする、普遍的な内容のガイドラインが必要でした。そのため、まずは社内弁護士や法律事務所の協力のもと各国法を調査し、理解するところから始め、コンプライアンスや贈収賄防止の専門NPO等からもアドバイスを受けながら、汎欧州版ガイドラインを発行しました。

Nikon Holdings Europe B.V.
Vice President
上條 速人

今後の展望

今後は、このガイドラインをベースに、接待・贈答などに関する社内ルール・手続きの整備と確実な運用をモニタリングしていく必要があると考えています。ガイドラインは、従業員のなかでも特に日々意思決定を求められる管理職層を主なユーザーと想定して作成しており、母語できちんと理解してもらうため10カ国語に翻訳しています。これを周知徹底するために、各社のCSR推進担当者を巻き込んでトレーニングを実施していく予定です。

中国

ガイドライン発行まで

Nikon Holdings Hong Kong Limited
Deputy Managing Director
渡辺 幸彦

中国では、グループ会社とともにプロジェクトチームを発足し、実情の把握から開始しました。グループ各社の関与度を上げるために、特に接待・贈答などの接点が多い営業部門や調達部門に重点を置き、管理者および実務担当者へ直接ヒアリングを行いました。商業賄賂規制を含めた中国の法令や接待・贈答などの慣習を十分に把握した上に、チームや現場から得られた意見や課題を踏まえたことで、実効性のあるガイドラインを作成することができたと感じています。

今後の展望

ガイドライン作成は、ニコングループの贈収賄防止方針を具現化するための一歩に過ぎません。今後、各社において既存規程の整備や新規規程の制定、社員教育を実施することが求められることから、各社と緊密に連携してガイドラインの導入・運用をサポートしていきたいと考えています。
一方、アジアグループ会社は10の国・地域にまたがっており、法令や現地の慣習もさまざまです。また、事業や組織規模なども異なります。しかし、ガイドライン作成に必要なプロセスに変わりはありません。中国ガイドライン作成で得た経験を活かし、アジア各地の法令や慣習、実情を理解するとともに、現状の体制で活用できるものや強化すべきものを明確にして、具体的な指針となるガイドラインを作成する考えです。

コラム 中国における対策会議を開催

中国は、今後も拡大が期待される重要な市場であるととらえています。しかし、一方で、公正取引におけるリスクが高い地域とも言えることから、その対策として、2014年12月に「中国贈収賄防止・競争法対策会議」を開催しました。同会議には、ニコンの副社長、経営戦略本部長、経営監査部門、CSR推進部門、法務部門、さらに中国のグループ会社7社の役員など約30名が参加し、弁護士による贈収賄や競争法の現状と対策に関するセミナーを実施しました。また、競争法違反によるリスクや防止策などについても認識を新たにしました。

ニコングループは、次世代を担う人材の育成方針として、新・人事施策「FUTURE IN FOCUS」を策定し、グローバルに展開していきます。

「FUTURE IN FOCUS」の考え方

ニコングループは、中期経営計画「Next 100-Transform to Grow」を発表しました。この中で、Transform（改革）を実現するための4つのプログラムを策定し、そのひとつに「人事」を含めました。「FUTURE IN FOCUS」は、このTransformの実現を強力にサポートしていくグループ人事施策として位置づけており、「部門や地域を超えてグローバルな観点から人材の育成と活用を進めること」、「グループ社員のチャレンジ精神を喚起すること」、そして「経営方針とグループ社員の行動に一体感をもたらすこと」を重要と捉え、国籍・人種・性別等にかかわらず、多様な社員がグループ内の幅広いフィールドで活躍できる環境の構築をめざした人事施策です。

※1 M&A
Mergers and Acquisitionsの略。企業の合併・買収のこと。通常は企業全体の合併・売却だけでなく、一部営業譲渡や資本提携なども含めた広い意味での企業提携のことを総称している。

※2 R&D
Research and Developmentの略。企業の研究・開発業務および部門。

3つの柱から成るFUTURE IN FOCUS

FUTURE IN FOCUSは、ニコングループが求める人材像「コンピテンシー」と、育成に主眼をおいた評価の仕組み「パフォーマンス&ディベロップメント」、将来のリーダー候補を選定・育成するための「後継者育成プラン」の3つを柱に構成しています。
コンピテンシーは、全社員に求める行動指針「コア・コンピテンシー」と、マネジメント層以上に求める行動指針「グローバルリーダーシップ・コンピテンシー」を定めています。コンピテンシー作成にあたっては、ニコンと各地域のグループ会社人事担当者で構成されたグローバルHRマネジメントチームが中心となり、様々な社員とのディスカッションや、経営層へのインタビューなどを行い何度も検討を重ねました。
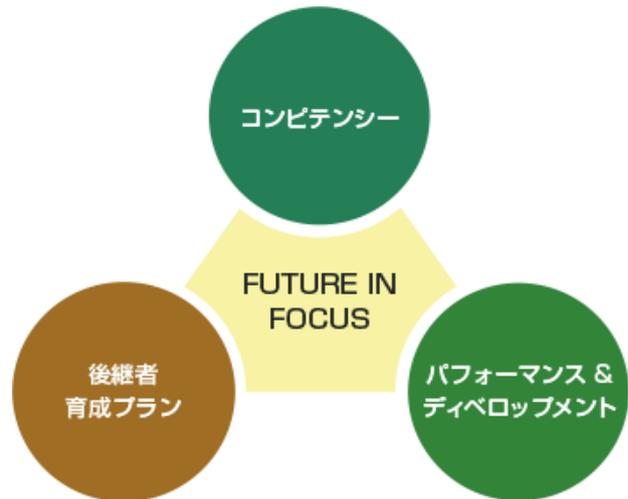
今後の展開

今後は、ニコングループ人事施策であるFUTURE IN FOCUSのコンセプトに沿った人材育成・評価の仕組みをグループ各社の人事制度に反映させ、グループ横断的な人材活用を進めていく計画です。トライアルとして、2015年よりニコン、Nikon Precision Inc.（アメリカ。以下、NPI）、Nikon Australia Pty Ltd（オーストラリア。以下、NAU）で導入を開始し、その他のグループ会社には、2016年以降、順次展開していく予定です。
ニコングループは、FUTURE IN FOCUSを通じて社員一人ひとりが能力を十分に発揮できる職場環境を構築し、One Nikonとして「Next 100-Transform to grow」の実現をめざします。

NAUで実施されたパフォーマンス&ディベロップメントプログラムを運用するためのITシステム説明会の様子

各グループ会社からのVoice

Nikon Precision Inc.の取り組み

グループ全社への展開に全面協力していきます

Nikon Precision Inc.
Human Resources Director
Dena House

NPIの社員は、FUTURE IN FOCUSの一環であるパフォーマンス&ディベロップメントプログラムに参加することに対して、高い期待を寄せています。社員がこの人事プログラムを高く評価しているのは、このプログラムが成果だけではなく、人材育成も重視し焦点を当てているためです。NPI社員は、コンピテンシーおよびパフォーマンス&ディベロップメントプログラムがニコングループ全社に導入されることを心待ちにしており、コンピテンシーの実践が、中期経営計画である「Transform to Grow」の達成および企業理念「信頼と創造」の実現につながると確信しています。
当社は、今度大きなプロジェクトとなるコンピテンシーおよびパフォーマンス&ディベロップメントプログラムのグループ全社展開に対して、他グループ会社に先駆けてこの仕組みを導入していく経験を活かし、最大限協力していきたいと考えています。

Nikon Australia Pty Ltdの取り組み

社員と上司のコミュニケーション向上につながっています

NAUでは、FUTURE IN FOCUSのパフォーマンス&ディベロップメントプログラムを開始していますが、マネジャーや一般社員など、すべての社員が本プログラムを大変ポジティブに受け入れています。
NAU社員は2日間のトレーニングプログラムに参加しています。研修を終えた一般社員からは、「このプログラムへの理解が進むとともに、上司とのコミュニケーションも向上した」との声が聞かれました。また、マネジャー側からも、「社員が研修を通じて自らが何をするべきかを知ることができたことで共通認識が生まれ、成果に対する話し合いがスムースになった」と、ポジティブな意見が出ています。
パフォーマンス&ディベロップメントを実行するための研修やその他活動はとても有効であり、この取り組みが効率性の向上やパフォーマンスの改善につながると私は確信しています。

Nikon Australia Pty Ltd
Head of HR & Internal Services
Georgia Henry

ニコングループには、世界各地に生産とサービス・販売の拠点があり、各グループ会社は、事業活動を行うとともに企業市民として社会に参画し、地域に根ざしたさまざまなCSR活動を行っています。

グループ会社におけるCSR活動の考え方

ニコングループでは、CSR活動におけるグループ共通の姿勢や、全グループ社員の取るべき行動を「ニコンCSR憲章」と「ニコン行動規範」で示しています。その上で実際の活動においては、各拠点のある地域の文化や習慣、法令などの違いに配慮し、グループ会社ごとにさまざまな取り組みを行っています。

› CSRの方針（P16）
› CSR推進体制（P24）
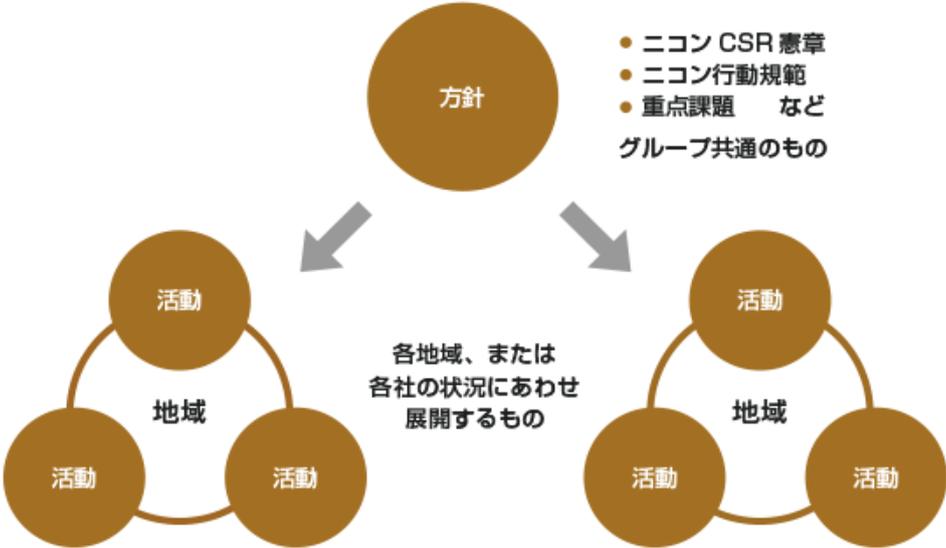
グループ会社の活動事例

ニコングループでは、CSR中期計画において、グループ共通の重点課題を5つ定めています。それぞれの課題に対し、グループ会社でどのような取り組みを行っているのか、活動事例を紹介します。

› CSR中期計画における重点課題（P19）

5つの重点課題

- 環境経営の拡充・推進
- コンプライアンス活動の展開
- 人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進
- 社会貢献活動の推進
- サプライチェーンのCSR 活動推進

環境経営の拡充・推進

EnviroNikon Teamを中心としたオフィスにおける環境活動

Nikon Holdings Europe B.V.、Nikon Europe B.V.、Nikon Instruments Europe B.V.、Nikon GmbHオランダ支店は、すべてアムステルダムの同じ事業所内に拠点があります。同4社では、2014年9月に組織横断的な環境活動の運営グループとして「EnviroNikon Team」を設置しました。これまでに、ニュースレターによる情報発信や、プラスチックゴミを使って芸術学校の生徒がアート作品を制作し、リサイクルの重要さを啓発する「プラスチックチャレンジ」への参加、環境活動に関する社員からのアイデア募集などを行いました。また、現在、紙使用量をモニタリングしており、計画的な削減活動につなげていく予定です。

EnviroNikon Teamのメンバー

このほかの取り組みについては、「環境活動」のページで紹介しています。

› CO_2排出量の削減｜国内ニコングループのCO_2削減施策例（P77）
› CO_2排出量の削減｜海外グループ生産会社のCO_2削減施策例（P79）
› 非生産系事業所の取り組み（P80）
› 大気・水質汚染防止と水資源の保護｜水の循環利用の事例（P82）
› 廃棄物等削減の取り組み｜国内ニコングループの取り組み事例（P84）
› 廃棄物等削減の取り組み｜海外グループ生産会社の取り組み（P85）

コンプライアンス活動の展開

競争法に関するトレーニングの実施

Nikon Nordic AB（スウェーデン。以下、AB）のストックホルム事業所では、2012年より、販売またはマーケティング業務に携わる全社員を対象に、競争法に関する教育を実施しています。3年目の実施となった2014年12月のトレーニングでは、競争法に関してこれまでよりもさらに高いレベルの内容を学んでもらいました。
このトレーニングにより、ABでは、販売またはマーケティングの社員すべてが、知識と理解をもって競争法を順守し、日々の業務にあたっています。

適切な安全保障貿易管理のための教育実施
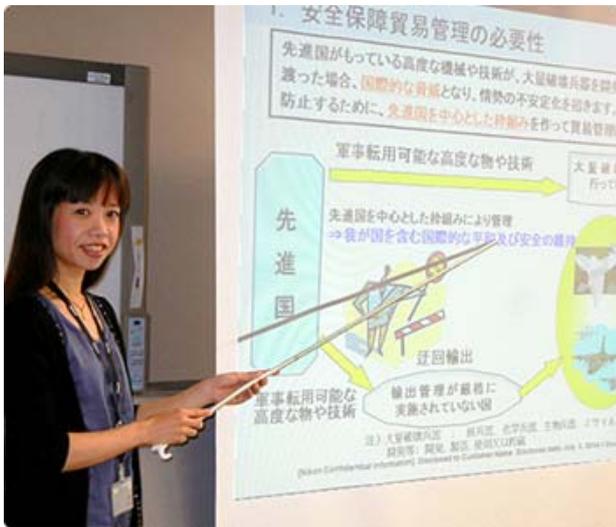
安全保障貿易管理の担当部門が講師となり説明

ニコンテックでは、社員が安全保障貿易管理について正しく理解し、法令に則して必要な手続きを適切に実施できるよう、教育を実施しました。貿易管理においては、貨物（製品など）はもちろんのこと、役務提供（貨物の設計・製造・使用に必要な技術情報）についても厳格な管理が必要であり、今回はこの役務提供について重点を置いた教育を行いました。
ニコンテックの拠点は、国内6カ所に分散しているため、2014年7月からの10カ月をかけ、計58回、講習会を開催しました。また、長期出張者などに対しては、教育資料を送付したうえで理解度チェックを実施するなどしました。これにより、対象となる社員400名すべてへ教育を完了しました。教育後、安全保障貿易管理の担当部門への質問が増えるなど、社員の意識向上による効果が表れています。

人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍促進

安全衛生委員会の設置

Nikon Precision Shanghai Co., Ltd.（中国）では、労働安全衛生の取り組みを全社的に強化するため、2015年2月に安全衛生委員会を新設しました。委員については、実態に即した活動ができるように、人事や総務部門だけでなく営業・技術部門といった各部署より選抜し、それぞれの役割を明確化しました。これまでに2回ミーティングを行い、職場環境の改善や労働リスクの洗い出しのための議論を行いました。また、これらの議論の結果から、全社の整理整頓活動や喫煙場所の集約化を実施しました。

安全衛生委員による会議の様子

社会貢献活動の推進

技術系産業に関する体験学習プログラムを開催
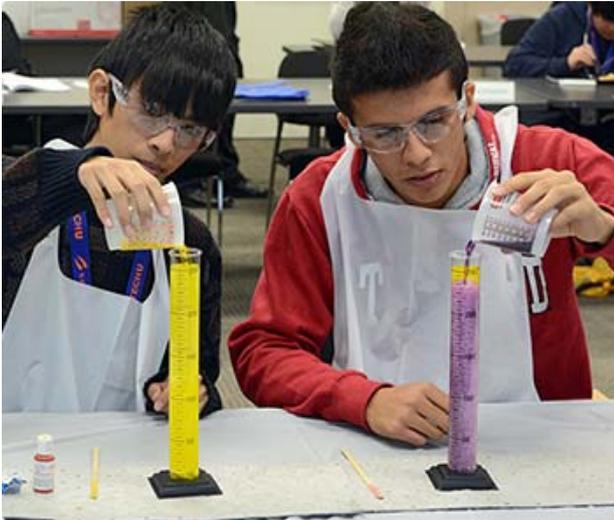
体験学習プログラムの様子

Nikon Precision Inc.とNikon Research Corporation of America（アメリカ）では、高校生向けの職業探しプログラム「SEMI High Tech U」を2005年から毎年支援しています。このプログラムは、高校生を対象にハイテク分野への関心を高めようと教育支援活動を行っているSEMI Foundationが開催。自分のキャリアを考えるきっかけ作りや理数系への興味関心を高めることを目的に、技術系産業に関する3〜4日間の集中実践体験の場を提供しています。

若者の社会参画への意識啓発イベントで写真のワークショップを開催

Nikon Singapore Pte. Ltd.（シンガポール。以下NSG）は2015年3月に若者の社会参画への意識啓発を目的としたプログラム「I Am Talented」にて写真のワークショップを開催しました。2011年に始動したこのプログラムは、学生が進路を考える上で学術以外の選択肢を提供することが目的です。今回は9つの分野のワークショップに180名の学生が参加しました。NSGは2012年に初めて支援を行い、今回が2度目となります。Nikon Schoolの講師やプロの写真家Aaron Wongさんによる「ライトペインティング」をテーマとしたワークショップを開催しました。

写真ワークショップの様子

このほかの取り組みについては、「社会貢献活動」のページで紹介しています。

環境

- 地域の一員として取り組む環境活動
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/index.htm#h3_1
- 動物園の野生動物保護デーイベントに協賛
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/index.htm#h3_2
- 中学生への環境教育プログラムを開催
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/index.htm#h3_3

教育

- 職場体験学習や工場見学の受け入れ
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/education/index.htm#h3_1
- 学校へスクールバスや学用品を寄付
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/education/index.htm#h3_3

社会福祉

- 小児がん患者支援「Sunrise Day Camp」をサポート
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/welfare/index.htm#h2_1
- 児童養護施設の子どもたちに向けた「ニコンスクール」
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/welfare/index.htm#h2_2
- 児童養護施設で暮らす子どもたちを支援
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/welfare/index.htm#h2_3

文化・芸術

- 教育とスポーツを通した取り組みを協賛
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/art-and-culture/index.htm#h3_1
- 写真に関する教育プログラム
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/art-and-culture/index.htm#h3_2
- TopEye高校生写真サミットを開催
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/art-and-culture/index.htm#h3_4

サプライチェーンのCSR活動推進

調達パートナーに対するCSR調達ガイドラインの推進・強化

調達パートナーへの説明会の様子

Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）では、多くの調達パートナーの方々が一堂に会した新システムの説明会の中で、「ニコン調達パートナーCSRガイドライン」についての周知を図りました。ニコングループのCSRの考え方を十分にご理解いただくため、ガイドラインのマニュアルは、タイ語、英語、日本語の3言語で準備し、選定したすべての調達パートナーに配付しました。また、覚書への署名をいただくことで、ニコングループのCSR調達に、協力することをお約束いただきました。
今回出席したすべての調達パートナーは、ニコングループのCSRの方針に関心をもち、協力に対しても好意的に応じてくださり、参加した384の調達パートナーのうち377社より覚書への署名をいただきました。

CSRの方針

ニコングループでは、企業理念「信頼と創造」のもとに、社会的責任の基本姿勢を定めています。

ニコンの上位方針とステークホルダーとのかかわり
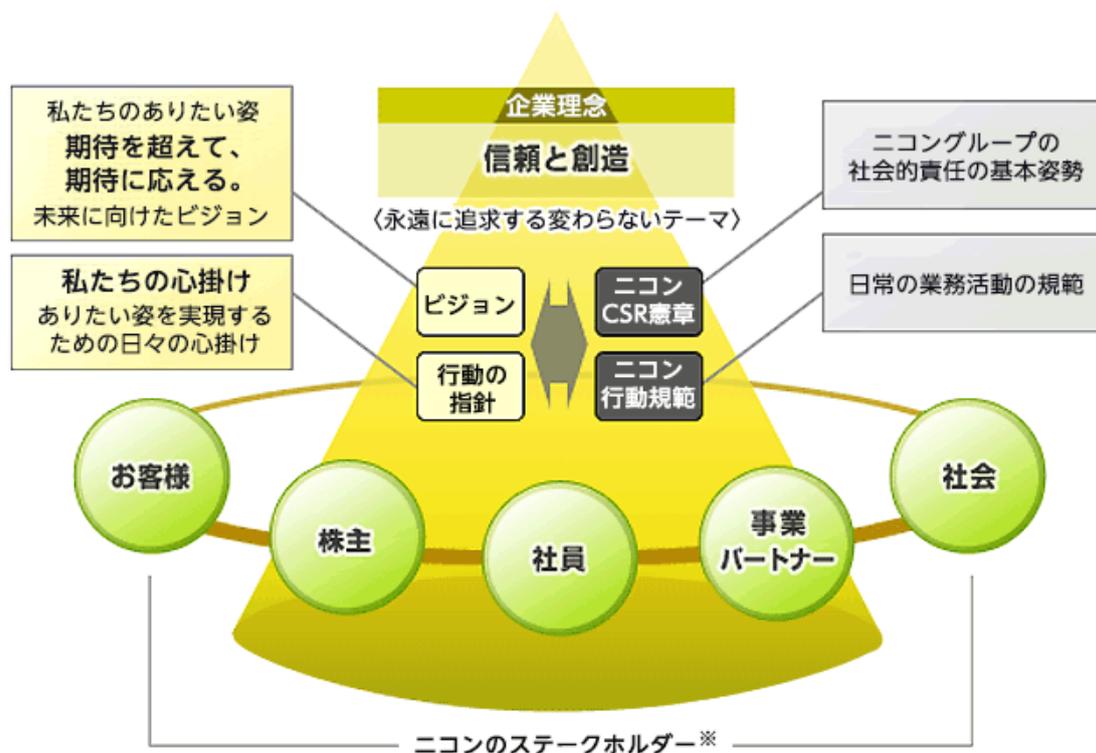
※ ステークホルダー（Stakeholder）
企業が事業活動を行う上で、相互にかかわりをもつすべての人や組織。具体的には、顧客、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会などがあげられる。

ニコングループのCSRの考え方

ニコングループのCSRは、企業理念「信頼と創造」を具現化することであり、社会からの信頼に誠実に向き合い、期待を超える新たな価値を創造することで社会の持続的な発展に貢献することをめざしています。
ニコングループでは、創業90周年を迎えた2007年に創業100周年に向けて、未来に向けたビジョン「私たちのありたい姿」と、その実現のための指針「私たちの心掛け」を、経営トップと社員によるプロジェクトでの議論によって制定しました。
また、ニコングループの社会的責任の基本姿勢「ニコンCSR憲章」や、日常の業務活動の規範である「ニコン行動規範」を通じて、社員ひとりひとりにCSRの意識浸透を図っています。
さらに、ニコングループは国連グローバル・コンパクト※に賛同し、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」についての10原則を支持するとともに、関連する国際規範などに配慮した事業活動を進めています。

※ 国連グローバル・コンパクト
1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）にて当時のコフィー・アナン国連事務総長が提唱し、2000年にニューヨークの国連本部で正式に発足。人権、労働、環境、腐敗防止に関する10原則から成り、賛同する企業はこの原則の順守、実践が求められる。

ニコンCSR憲章

2007年4月27日制定　2009年12月1日改定　2013年2月1日改定

1. 健全な企業活動の展開

ニコングループは、国際ルール、関係法令および社内諸規則を順守し、健全かつ公正な企業活動を行い、お客様、株主、社員、事業パートナー、社会等のステークホルダーからの信頼を得るように努めます。また、政治や行政との健全な関係を保ち、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を持ちません。

2. 社会に有用な製品・サービスの提供

ニコングループは、品質・安全に優れ、社会に有用な製品・サービスを提供することによって、お客様の満足と信頼の向上に努め、社会の健全な発展に貢献します。

3. 人間の尊重

ニコングループは、一人ひとりの多様な個性と人権を尊重し、全ての人が差別されることなく公正な扱いを受け、安全に働ける健全な職場環境を提供します。また、強制労働や児童労働を排除し、基本的人権および労働者の基本的権利を尊重します。

4. 自然環境の保護

ニコングループは、人類共通の課題である環境問題、自然環境の保護等に積極的に取り組みます。

5. 企業市民としての社会への責任

ニコングループは、各国ならびに地域の文化や慣習に配慮した企業活動を展開するとともに、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組みます。

6. サプライチェーンにおける社会的責任

ニコングループは、自らの取り組みのみならず、サプライチェーン全体に社会的責任を踏まえた行動を促します。

7. 透明性の高い情報開示

ニコングループは、お客様、株主、社員、事業パートナー、社会等と広くコミュニケーションを行い、企業情報を公正かつ迅速に開示します。また、正確な経理処理により、信頼性のある財務報告を実施します。

8. 経営トップの責務

経営トップをはじめ、各部門長は、本憲章の精神の実現が自らの役割の重要な一部分であることを認識し、率先垂範することはもちろん、グループ内に徹底すると共に、関係者に周知します。また、社内外の声を常時把握して、グループ内体制の整備を行います。なお、本憲章に反するような事態が発生した場合は、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を社内外に表明し、原因究明と再発防止に努めます。さらに、情報公開と説明責任を果たし、権限と責任を明確にした上で自らを含めて厳正な処分を行います。

国連グローバル・コンパクトの10原則

＜人権＞
原則1： 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2： 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

＜労働＞
原則3： 企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
原則4： あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5： 児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6： 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

＜環境＞
原則7： 企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8： 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9： 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

＜腐敗防止＞
原則10： 企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

CSR中期計画における重点課題

ニコングループでは、CSRは企業理念を実現するプロセスの中にあると考え、「CSR重視の経営」を進めています。CSR推進活動においては、重点課題を抽出し、中期計画を策定して取り組みを行っています。

CSR重点課題の抽出

ニコングループでは、ステークホルダー※からの期待や社会の動向をもとに、CSRにおいて重点的に取り組むべき課題を毎年抽出し、CSR中期計画を策定しています。具体的には、GRI※ガイドラインの重要性の原則やISO26000の7つの中核課題、SRI※に関する外部評価機関から求められている課題などを参考にCSR委員会事務局で分析を行い、グループ共通の課題としてCSR委員会で決定します。
ステークホルダーとのコミュニケーションを重視しながら、客観性や妥当性、透明性の向上も図っていく考えです。

ニコングループのCSR重要性マップ
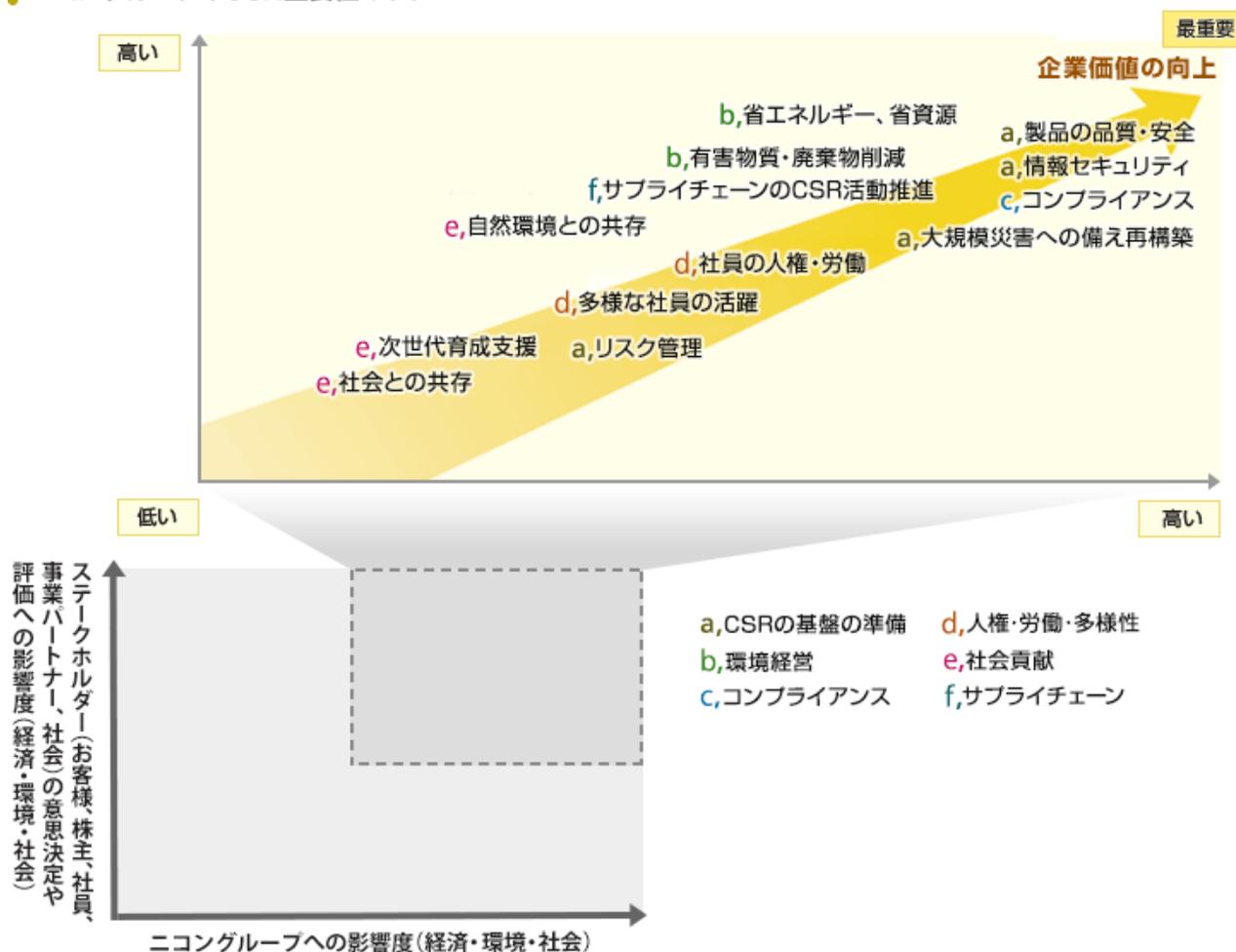
※ ステークホルダー（Stakeholder）
企業が事業活動を行う上で、相互にかかわりをもつすべての人や組織。具体的には、顧客、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会などがあげられる。

※ GRI （Global Reporting Initiative）
オランダに本部を置き、組織の持続可能性報告に関する、国際的なガイドラインの作成と普及を目的として1997年に設立された国際機関。UNEP（国連環境計画）の公認協力機関でもあり、世界各国の企業や非営利団体が参加している。

※ SRI （Socially Responsible Investment：社会的責任投資）
株式投資などにおいて企業の業績、収益性、成長性などといった、財務数値をとらえる従来の基準に加えて、社会性、倫理性、環境などのCSRの側面も評価基準とし、投資を行うこと。

CSR中期計画における重点課題

ニコングループでは、CSR活動の重点課題を明確にし、それぞれについて3カ年計画を策定しています。重点課題は、重要性マップで抽出したCSRにおいて重点的に取り組むべき課題を、特に重要性の高いテーマ5項目に集約し、各項目に年ごとの目標を立てています。また、進捗状況を半期ごとにCSR委員会へ報告し、評価することで、CSR活動を着実に推進しています。

CSR中期計画グループ共通重点課題
（2016年3月期から2018年3月期）

コンプライアンス・環境等、CSRを常に意識した事業活動をグローバルに展開する。
コミュニケーションを促進し、ステークホルダーの期待に誠実に応え、信頼をより強固にする。

- 環境経営の拡充・推進
- コンプライアンス活動の展開
- 人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進
- 社会貢献活動の推進
- サプライチェーンのCSR活動推進

ステークホルダーとの対話

ニコングループではさまざまな方法や機会を通じて、ステークホルダー※との双方向のコミュニケーションを図っています。

ステークホルダーとの主なコミュニケーション手法

ステークホルダー	コミュニケーション手法
お客様	• コールセンターやサービス窓口 映像事業における「お客様の声を活かすサイクル」（P23） • 営業担当部門・サービス担当部門によるお客様対応 • ウェブサイトなどによる情報発信 • 展示会・イベント など
株主	• 株主総会 • マスコミなどを通じたニュースリリース・公告 • ファクトブック、ニコンレポート、中間報告書・年度報告書などの各種印刷物の発行 • ウェブサイトなどによる情報発信 • 決算説明会 • 社会的責任投資に関する対応 など
社員	• 社内報・イントラネットなどによる情報発信 • 労使協議会、または従業員代表との協議 • 報告相談制度 • グループ会社人権・労働モニタリング調査と社員意識調査 など
事業パートナー	• 日々の事業活動を通じての対話 • 調達パートナーの訪問確認／フィードバック • 調達パートナーへの説明会／アンケート • 環境管理システムの構築状況確認（調査／監査） など
社会	• 地域イベントへの参加 • 社会貢献活動などでのNGO／NPOなどとの協働 • 経済団体や業界団体などへの参加 • 官公庁との相談 など

※ ステークホルダー（Stakeholder）
企業が事業活動を行う上で、相互にかかわりをもつすべての人や組織。具体的には、顧客、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会などがあげられる。

CSR関連の主な加盟団体一覧

団体名
グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン
公益社団法人 企業市民協議会（CBCC）
一般社団法人 経営倫理実践研究センター（BERC）
Conflict-Free Sourcing Initiative

社会貢献活動における主な協力・支援団体一覧（2015年3月期）

団体名
公益財団法人 三菱財団
特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム
日本赤十字社
公益財団法人 オイスカ
公益財団法人 日本自然保護協会
公益財団法人 日本環境協会
特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画WFP協会
公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会
公益財団法人 民際センター
独立行政法人 国際協力機構
独立行政法人 日本学生支援機構
公益財団法人 がん研究会
特定非営利活動法人 国境なき医師団日本

政治献金額

2015年3月期	0円

映像事業における「お客様の声を活かすサイクル」

ニコングループでは、コールセンターやサービス窓口などを通じて、世界中から直接届くお客様の声だけでなく、お預かりした修理品の状態などから見えてくるお客様のかくれた声（どのような環境で使用したのかなど）を収集・分析しています。
このように集積された声は、一般ユーザー、プロユーザーそれぞれの声を検討する会議などを通じて次機種の製品企画に反映させ、製品品質やサービスの向上につなげています。
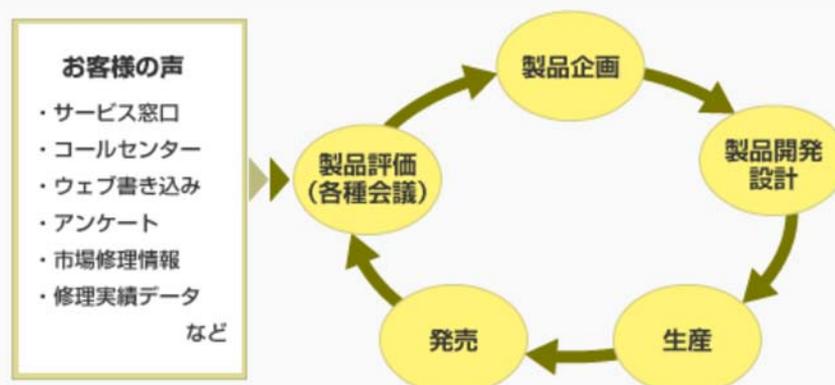
関連リンク

- 社外からの評価（P27）
  社外のステークホルダーの皆様からいただいた評価についてご紹介します。

CSR推進体制

CSR委員会を中心に、グループ全体でCSRを推進する体制を構築しています。

CSR推進体制

ニコングループでは、効率的かつ効果的なCSR推進をめざし、会長を委員長とし、経営委員会メンバーなどを委員とする「CSR委員会」を設置しています。CSR委員会は年2回開催しており、各活動の進捗状況について報告を受けるとともに、必要に応じて改善指示を出すなど、CSR活動全体の意思決定を行っています。また、傘下に組織横断的な専門委員会として「企業倫理委員会」「環境委員会」を設け、連携を図りながらCSRを推進しています。

各地域の持株会社を中心としたCSR推進

ニコングループは、売上高、社員数ともに海外比率が高く、CSR活動においても海外グループ会社での展開が重要となっています。しかし、文化や言語などの社会的背景が異なる国や地域で、一律にCSRを推進することには限界があります。それぞれの地域特性を考慮しつつ、一貫性のある取り組みを進めるため、ニコングループでは、各持株会社にCSRの統括推進機能を設置するとともに、韓国においても各社が連携する体制を段階的に整えてきました。現在、ニコングループが事業を展開する全地域を、日本、中華圏※、アジア、欧州、米州、韓国の6つの地域に分けています。また、地域ごとにグループ会社社長などをメンバーとするCSR委員会と、各社のCSRコーディネーターをメンバーとするCSR連絡会を開催し、CSRを推進しています。

2015年3月に実施された第2回アジアCSR委員会の様子

※ 「中華圏」を中国、香港、台湾、「アジア地域」を中華圏と韓国を除くその他のアジア、およびオセアニア、中東としています。

CSR推進体制図（2015年3月末日現在）

CSR委員会
委員長：会長
事務局：CSR推進部CSR推進課

企業倫理委員会
委員長：副社長
事務局：CSR推進部
コンプライアンス室

環境委員会
委員長：業務本部長
事務局：品質･環境管理部
環境管理課

中華圏CSR委員会
事務局：NHH※1

アジアCSR委員会
事務局：NHH

欧州CSR委員会
事務局：NHE※2

米州CSR委員会
事務局：NAI※3

韓国CSR委員会
事務局：ニコン

※1 NHH: Nikon Holdings Hong Kong Limited
※2 NHE: Nikon Holdings Europe B.V.
※3 NAI: Nikon Americas Inc.
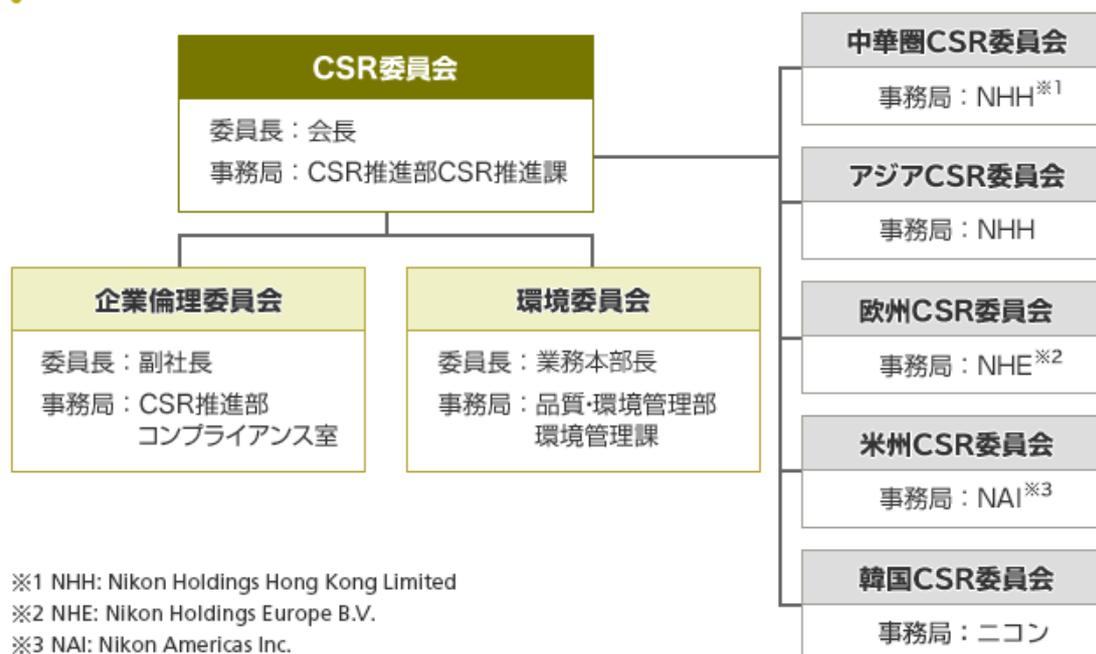
各地域における2015年3月期の主な活動

国・地域	2015年3月期の主な進捗
中華圏	● 贈収賄防止方針の中国ガイドライン作成 ● 贈収賄・競争法違反対策会議開催 ● 中国ローカル版CSR報告書第3号発行
アジア	● 各社社長向け贈収賄・競争法違反に関する講習実施
欧州	● 贈収賄防止方針の欧州ガイドライン作成 ● 簡易EMSスタンダードの運用開始 ● 欧州統一のホットライン、およびeラーニングの導入検討
米州	● グループ統一版の社員意識調査を初実施 ● 米州統一のホットラインの体制再整備
韓国	● グループ統一版の社員意識調査を初実施 ● 行動規範を統一し、事例集を韓国語で作成

国連グローバル・コンパクトへの取り組み

ニコングループは「国連グローバル・コンパクト※」に賛同し、さまざまな取り組みにより、10原則の実践に努めています。

※ 国連グローバル・コンパクト
1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）にて当時のコフィー・アナン国連事務総長が提唱し、2000年にニューヨークの国連本部で正式に発足。人権、労働、環境、腐敗防止に関する10原則から成り、賛同する企業はこの原則の順守、実践が求められる。

› グローバル・コンパクト
http://www.ungcjn.org/

国連グローバル・コンパクト10原則に対する2015年3月期の主な実績

	方針	管轄	実績（活動とモニタリング）
共通	CSR憲章	CSR委員会	全グループ社員を対象に、ニュースレターによるCSR情報（国連グローバル・コンパクトを含む）の発信を開始
			グループ会社CSR活動アンケートによる各社の活動状況の把握 地域持株会社による地域ごとのCSR推進活動を継続実施
人権／労働	CSR憲章	CSR委員会	グループ会社人権・労働モニタリング調査を実施
	CSR調達基準	サプライチェーン部会	グループ会社に対するトライアル監査の結果を基に、CSR調達基準案を策定
	紛争鉱物対応方針	紛争鉱物検討会議	紛争鉱物対応プロジェクトの活動を紛争鉱物検討会議で引き継ぎ、調達パートナーへの調査を実施
環境	環境管理基本方針	環境委員会	環境マネジメントシステムをグループ全体に展開し、環境アクションプランに則った活動を実施 日本国外の非生産系事業所において簡易EMS運用開始
	グリーン調達基準	サプライチェーン部会	環境管理システムに関する調達パートナーへの調査と監査を実施
腐敗防止	贈収賄防止方針	企業倫理委員会	贈収賄防止方針に基づく教育を実施。地域ごとのガイドライン作成に取り組み、日本、中国、欧州版が完成

社外からの評価

ニコングループでは、ステークホルダーの皆様よりご意見を伺い、コミュニケーションを図りながらCSR活動を行うよう心がけています。ここでは社外からいただいた評価についてご紹介します。

SRIインデックス組み入れ状況（2015年6月1日現在）

SRI（Socially Responsible Investment：社会的責任投資）は、企業の財務状況や成長性のみならず、その企業が果たしている社会的責任も考慮して行われるものであり、世界中でさまざまなSRIファンドが運用されています。

FTSE4Good Index Series

ニコンは2004年より、「FTSE4 Good Index Series」に継続して選定されています。
「FTSE4 Good Index Series」は、ロンドン証券取引所の子会社であるFTSE社が作成する世界の優良企業を選定した社会的責任投資指数です。

› 「FTSE4 Good Index Series」ウェブサイト
http://www.ftse.com/products/indices/FTSE4Good

モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）

ニコンは2010年9月に、「モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）」の構成銘柄に選定されました。

「モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）」は、モーニングスター株式会社が国内上場企業の中から社会性に優れた企業と評価する150社を選定し、その株価を指数化した国内初の社会的責任投資株価指数です。

› 「モーニングスター社会的責任投資株価指数」ウェブサイト
http://www.morningstar.co.jp/sri/index.htm

ECPI Ethical Index Global

ニコンは2011年、ECPI社の「ECPI Ethical Index Global」のインデックス構成企業に選定されました。
ECPI社（1997年設立）は、イタリアとルクセンブルグに拠点を置き、企業のESG（環境、社会、ガバナンス）に関する調査、格付けを行っています。

Ethibel EXCELLENCE

ニコンは2013年10月、Forum Ethibelの投資ユニバースEthibel Investment Registerの「Ethibel EXCELLENCE」に選定されました。
Ethibel Investment Registerは、企業の社会的責任の観点から高いパフォーマンスを示している企業から構成される投資ユニバースです。

› 「Ethibel Investment Register」ウェブサイト
http://forumethibel.org/content/home_ja.html

MSCI Global Sustainability Indexes

ニコンは2014年9月より、「MSCI Global Sustainability Indexes」の構成銘柄に継続して選定されています。
「MSCI Global Sustainability Indexes」は、各業界で高いESG評価を得られた企業から構成されるインデックスです。

その他のCSR評価実績

2015年3月期

- 経済産業省および東京証券取引所の「なでしこ銘柄」（2014年度）に選定（2015年3月）
  http://www.nikon.co.jp/news/2015/0319_01.htm
- インテル コーポレーションから「プリファード・クオリティー・サプライヤー(PQS)賞」を受賞（2015年3月）
  http://www.nikon.co.jp/news/2015/0305_01.htm
- インテル コーポレーションから「プリファード・クオリティー・サプライヤー(PQS)賞」を受賞（2014年4月）
  http://www.nikon.co.jp/news/2014/0411_01.htm

2014年3月期

- 経済産業省および東京証券取引所の「なでしこ銘柄」（2013年度）に選定（2014年3月）
- Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）が無錫市新区総工会より「協力 共進 調和 発展賞」を受賞（2014年1月）
- Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）が無錫市新区安全生産監督管理局より「2013年新区安全生産先進集団」に選定（2014年1月）
- Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）が同国工業省より「CSR-DIW※ Award for Beginners」を受賞（2013年9月）
- コンパクトデジタルカメラ「COOLPIX S31」、ネイチャースコープ「ファーブルシリーズ」が「第7回キッズデザイン賞」を受賞（2013年8月）
  http://www.nikon.co.jp/news/2013/0802_kidsdesign_02.htm

※ DIW： Department of Industrial Worksの略

2013年3月期

- 株式会社日本総合研究所による「わが国企業のESG（環境・社会・ガバナンス）側面の取組み調査」分析結果において「2012年度社会的責任経営の進んだ企業」に選定（2013年3月）
- 経済産業省および東京証券取引所による「なでしこ銘柄」に選定（2013年2月）
- Nikon Imaging Korea Co., Ltd.（韓国）が、ソウル市主管のホームレス自活のための写真教育プログラムに参画したことにより、ソウル市長から感謝牌を受賞（2012年11月）
- 一般社団法人 日本IR協議会が主催し、IRに成果をあげた企業を表彰する、第17回「IR優良企業賞」（2012年度）を受賞（2012年11月）
  http://www.nikon.co.jp/news/2012/1108_ir_01.htm

- 公益財団法人 日本証券アナリスト協会が企業情報開示の促進・向上を目的とした表彰制度「証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定　電気・精密機器部門」で第1位を獲得（2012年10月）
  http://www.nikon.co.jp/news/2012/1009_disclosure_01.htm
- 日経ビジネス誌「2012年版アフターサービス満足度ランキング」のデジタルカメラ部門で3年連続第1位を獲得（2012年7月）
  http://www.nikon.co.jp/news/2012/0731_afterservice_01.htm
- Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）が中国政府商務部が主催する「2011 Golden Bee企業社会的責任・中国ランキング」の環境部門で「生態文明賞」を受賞（2012年6月）

CSR重点課題における目標と実績

CSR中期計画グループ共通重点課題ごとに年間目標を立て、活動を評価し、その成果や課題を反映した次年度目標を設定しています。

2015年3月期実績［概要］

自己評価　○：達成　△：着手したが未達成

重点課題	目標	実績	自己評価
CSRの基盤の整備	アジア、米州、韓国において第1回CSR委員会を開催し、各地域（米州、欧州、アジア・オセアニア、日本）におけるCSR推進基盤整備完了	計画通り、アジア、米州、韓国において第1回CSR委員会を開催し、各地域におけるCSR推進基盤整備が完了した	○
環境経営の拡充・推進	環境に関する実績については、こちらをご覧ください。 › 環境アクションプラン｜2015年3月期実績（P55）		
コンプライアンス活動の展開	● 「ニコン贈収賄防止方針」を、地域持株会社CSR部門、コンプライアンス推進担当者を通じて、グループ全体にeラーニングなどを利用し周知徹底する ● ニコングループ全体で競争法に対応できる体制を段階的に整備する（2014年11月追加目標）	● 非連結を含むニコングループ74社で贈収賄防止方針の周知を確実に実施し、意識調査で認知度などを確認した ● 海外グループ会社35社でリスクアセスメントを実施し競争法教育を実施した。国内グループ会社24社で独占禁止法教育を実施した	○
	グローバル意識調査の結果を各部門・各社での推進活動に反映させるとともに、年間のPDCAサイクルを確立する	初回調査の米州、韓国も含め意識調査結果のフィードバックを完了し、全ての地域で年間のPDCAサイクルを確立した	○
人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進	ニコンの管理職に占める女性社員比率5%（2017年3月31日時点）を達成するために ● 産休／育休から復帰後の社員を支援する施策の一層の充実 ● リーダー育成研修の検討・実施 ● メンター制度の継続実施	2015年3月31日時点で、女性管理職比率は、目標設定当初の3.6%（2014年3月31日時点）から4.1%に上昇 ● 産休・育休取得者の所属する職場上司に対し、両立支援関連制度周知及びその他留意事項の案内を都度実施 ● リーダー候補育成研修（8か月間）を新規開始、メンター制度対象拡大（昨年10組→今期15組）	○

重点課題	目標	実績	自己評価
人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進	ニコングループに対してモニタリング調査を継続実施 ● 人権、労働慣行に関する課題についての現状把握 ● 課題が発見された際は、改善を図る ● 国際基準に沿った人権、労働慣行に関する認識をモニタリング調査を通じてグループ全体へ浸透を図る	計画通りモニタリング調査を実施、課題は発見されなかった	○
社会貢献活動の推進	ラオスにおける奨学生制度を立ち上げる	両制度とも協働団体を通じ奨学金支給を履行し、現地訪問にて支給の実施を確認した。安定した制度運用のため、協働先と今年度の運用課題を抽出し協議を開始した	○
	東日本大震災復興支援として、中学生支援、社員ボランティア、ニコンプラザ仙台での活動を継続する	● 中学生支援：希望26校に対し作品展示支援を実施。2015年3月までにすべての参加校（41校・1教育委員会）へフォトブックを寄贈した ● 社員ボランティア：全26回の活動に社員128名が参加した ● ニコンプラザ仙台：50件の展示・イベントを開催	○
	グループ会社の社会貢献支出の調査を実施し分析する	調査を実施し分析を完了。その結果、グループ共通の方針が必要と判明。方針を制定しHPで公開した	○
サプライチェーンのCSR活動推進	● 紛争鉱物の原産地調査の対象を絞り込み、調査を実施 ● 2016年3月期の自社調査方法・体制の確立を目的とした社内教育実施	● 紛争鉱物の調査の対象を絞り込み調査を実施 ● 社内教育を実施し、自社にて集計・分析を実施	○
	CSRガイドラインを基準化し、基準を検証するためにモニタリングを実施（海外含む複数社）	CSR調達基準案は策定済み、2015年4月にモニタリングしてから基準確定の計画	△
	環境管理システム監査を80事業所に実施（目標：国内60社／海外20社）し、監査リーダーを養成する	● 監査実績102社実施。うち海外28社実施 ● 監査リーダーの力量を有する監査員を今期16名養成（今期末計27名）	○

2016年3月期目標［概要］

重点課題	目標
CSRの基盤の整備	今後のグループ社員教育のため、グローバルにCSR意識測定を開始する
	広告/宣伝におけるCSRリスクを回避するため、同業務に関連する部門担当者を対象に教育を実施する
環境経営の拡充・推進	環境に関する目標については、こちらをご参照ください。 › 環境アクションプラン｜2016年3月期目標（P56）
コンプライアンス活動の展開	米州・アジア・韓国の贈収賄防止ガイドラインを発行し、グローバルにガイドラインを完備する
	前年の実績を踏まえ、新たに精機およびガラス事業系の海外グループ会社で競争法教育を展開する
	各地域の文化を尊重したハラスメント防止教材を作成する
人権・労働慣行の順守と多様な社員の活躍推進	ニコンの管理職に占める女性社員比率5%（2017年3月31日時点）を達成する
	「多様性を受け入れる力」を含む5つの共通指標「コアコンピテンシー」の浸透をニコングループに推進するため、以下を実施する • コアコンピテンシーをテーマとしたフォトコンテスト • ニコンの評価制度へのコンピテンシーによる評価導入
社会貢献活動の推進	社会貢献活動方針を具体的に推進するためのKPIを設定する
サプライチェーンのCSR活動推進	CSR調達： • 新しい調達基準の周知・浸透を図る • 優先度の高い調達先を選定し、200社以上に調査を実施する。その結果に基づき改善策を検討し施策を実施する
	グリーン調達： パートナー認定累計309件
	紛争鉱物対応： • ウェブを利用した調査票の配信・回収システムを構築し、効率的調査を実現 • OECDガイダンスに沿った調査・集計の実施

製品の品質管理

ニコングループでは、「お客様重視」と「品質優先」の考え方により、商品やサービスの提供を行っています。

商品・サービスの品質管理

品質管理のための方針と体制

ニコングループでは、品質基本方針を以下のように定めています。

品質基本方針
企業理念である「信頼と創造」のもと、次の品質基本方針を掲げ、顧客の期待を超えた商品を提供し、社会の健全な発展に貢献する。

1. 創造的、効率的な「ものづくり」をとおし、ブランド価値を高め、高品質で差別化された商品をタイムリーに市場へ提供する。
2. 安全性の確保や環境に配慮した商品を提供し、顧客と社会の信頼を得る。

ニコングループでは、品質基本方針を実践するため、品質管理に関する基本規程「品質管理指針（QCD：Quality Control Directive）」を定めています。これにより、商品の企画から研究開発、製造、販売、アフターサービス、廃棄にいたるまでの全段階において、品質管理の実施に不可欠な基本的事項と具体的運用方法をニコングループ全社に周知徹底し、より良い商品やサービスの提供に努めていきます。

品質管理会議

品質管理会議は、品質管理に関する基本方針および実施に伴う重要事項の審議・決定を行います。また、品質管理制度の充実に努め、制度の効果的運用を図るために常に指針の見直しを行っています。

ISO9001の認証取得と品質優先の浸透

ニコングループでは、ニコンの事業部門および主要グループ会社において、必要に応じてISO9001※認証を取得し、QCDやISO9001に基づく品質マニュアルに沿った業務を遂行しています。事業パートナーの皆様についても、ニコングループの「品質優先」の理念にご理解をいただいた上で、品質保証協定書を締結しています。さらに、毎年開催している品質月間講演会には事業パートナーの皆様にも参加していただき、ニコングループの社員とともに品質向上に向けたスキルアップを図っています。2015年3月期にはニコン大井製作所において、ダイキン工業株式会社　神野仁志氏を講師に、「国境を越えた品質改善の取り組み ～信頼と挑戦～」と題した講演会を開催し、ニコングループ役員・社員55名、事業パートナー103名が聴講しました。

事業パートナーの皆様も参加した品質月間講演会（講師：ダイキン工業株式会社 神野仁志氏）

※ ISO9001
ISOが制定した品質マネジメントシステムの国際規格。ISO9000シリーズは組織が品質を維持管理するための仕組みを定めており、ISO9001は審査登録機関による認証取得が可能。

品質管理監査の実施

QCDに基いた品質管理監査（QCD監査）は、品質管理会議議長（品質担当役員）を監査責任者として実施されます。グループ会社を含めた全社を対象に品質管理活動の実施状況を調査、確認、評価し、業務の品質とそれによってつくりあげられる製品の品質向上を図っています。適切でない状況に対しては逐次是正や改善を指示し、その処置を速やかに実施させることで、より的確な品質管理活動の維持向上に努めています。また、重要な内容は経営委員会に報告し、内部統制にも反映させています。2015年3月期は、ニコンで4部門、主要グループ会社で8社の監査を実施しました。

商品安全の確保

ニコングループでは、企画段階からライフサイクル全般にわたって、商品の安全性に配慮しています。
具体的には、国際規格などをもとに作成した社内基準「安全設計基本」などに従って予見可能な危険を拾い出し、これを排除するための安全設計を行うとともに、デザインレビューや製造工程での検査などで安全性を確保しています。また、必要に応じて第三者認証機関の認証も取得しています。商品の安全性を確認する商品技術試験課は、欧州の認定試験機関であるTÜV SÜD Product Service GmbH（ドイツ）による国際基準に基づいた厳格な審査を受けて認証されており、お客様に安全な商品をお届けするための要となっています。
2015年3月期は、各種安全試験等の実施結果をまとめた試験報告書を26通発行しました。
なお、社員への教育として、安全設計基本、製造物責任法、電気用品安全法などの各種専門教育を定期的に実施しており、製品安全にかかわる業務担当者への知識および意識の向上を図っています。

事故等が起きた際の対応

ニコングループでは、商品事故が発生しないように商品の安全性を十分考慮のうえ、企画、設計、製造、品質保証、販売、物流、サービスを行い欠陥のない商品を市場に提供するようにしております。安全にかかわる問題が発生した際は、ただちに関係部門と協力して事実確認を行い、対応手順に則り必要な処置を迅速に行うとともに、その情報を公開し再発防止に努めています。

› 製品・サポート｜製品に関する大切なお知らせ
http://www.nikon.co.jp/products/info/index.htm
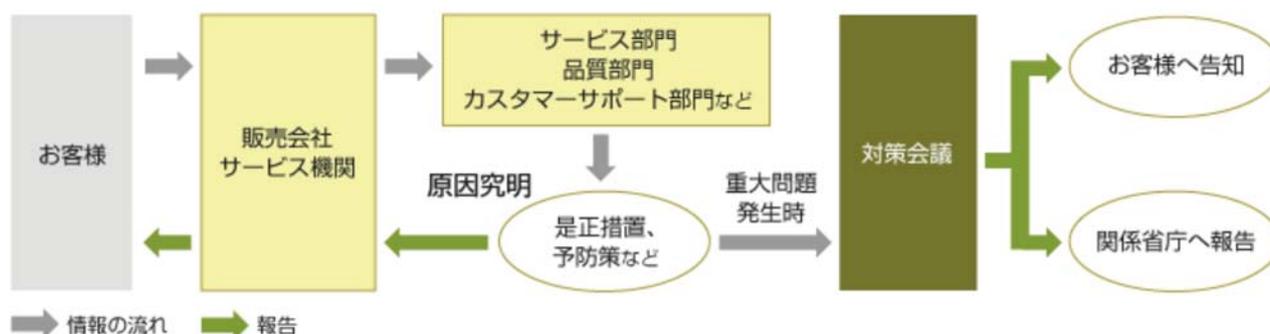
2015年3月期に発生した品質または安全上の問題（4件）

2014年4月23日

- 電子ビューファインダーDF-N1000 ご愛用のお客様へ
  http://www.nikon-image.com/support/whatsnew/2014/0423.html

2014年8月19日

- ニコンデジタル一眼レフカメラ「D810」ご愛用のお客様へ
  http://www.nikon-image.com/support/whatsnew/2014/0819.html

2015年1月20日

- ニコンデジタル一眼レフカメラ「D750」ご愛用のお客様へ
  http://www.nikon-image.com/support/whatsnew/2015/0120.html

2015年2月3日

- 1 NIKKOR レンズ「1 NIKKOR VR 10-30mm f/3.5-5.6」ご愛用のお客様へ
  http://www.nikon-image.com/support/whatsnew/2015/0203.html

コーポレート・ガバナンス体制

経営体制

社長直轄の事業部制により事業を運営するとともに、執行役員制度により、迅速な意思決定ができる経営体制を整備しています。

コーポレート・ガバナンス体制図（2015年6月26日現在）

取締役会・経営委員会

取締役会では、ニコングループの重要事項について意思決定し、取締役の職務の執行を監督しています。なお、取締役会の監督機能をより強化するため、独立性を有する社外取締役2名を招いています。
経営委員会では、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、業務執行方針、内部統制ならびに経営に関する重要事項について審議決定するとともに、各部門からの重要事項の報告を受けています。

報酬審議委員会の設置

外部有識者を委員として加えた報酬審議委員会を設置しています。報酬審議委員会は、役員報酬が客観性・透明性および業績との連動性をもって定められることを目的とし、役員報酬の方針および関連諸制度の審議、提言を行っています。なお、2016年3月期にかかる報酬の審議および提言を行う報酬審議委員会から社外取締役を委員として加えております。

取締役および監査役の報酬等の額（2015年3月期）

区分	月額報酬		株式報酬型 ストックオプション		賞与		合計	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取締役 （うち社外取締役）	12名 （2名）	331百万円 （20百万円）	8名 (-)	113百万円 (-)	8名 (-)	86百万円 (-)	12名 （2名）	531百万円 （20百万円）
監査役 （うち社外監査役）	6名 （3名）	73百万円 （22百万円）	-	-	-	-	6名 （3名）	73百万円 （22百万円）
合計	18名	405百万円	8名	113百万円	8名	86百万円	18名	605百万円

※ 上記の支給人数には、2014年6月27日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（社外取締役を除く）および監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

報酬額の算定方法

報酬の基本方針	● 企業価値および株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めることができる制度であること ● 優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨することができる制度であること ● 報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること
報酬体系	取締役の報酬は、固定性の強い月例定額報酬と、単年度における会社業績の達成度に連動する賞与、並びに株主の皆様との価値共有および、長期的な業績向上に対する意欲や士気を一層高める株式報酬型ストックオプションから構成している。ただし、社外取締役、非常勤取締役および監査役の報酬は、月例定額報酬のみとしている。また、取締役退職慰労金および監査役退職慰労金は2011年6月をもって制度を廃止した。
業績連動の仕組み	賞与は単年度におけるグループ連結業績による業績評価指標および担当職務に関する業績達成度を支給内容決定の基礎とし、標準支給額に対して0〜約2倍の範囲で支給額が変動する。業績評価指標は連結売上高、連結経常利益および連結キャッシュ・フローを用いている。
報酬水準および報酬額の決定方法	職責に応じた適切な水準および体系とするため、外部有識者を加えた報酬審議委員会が関連諸制度の審議・提言を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮している。報酬審議委員会は代表取締役および社外有識者若干名により構成され、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法などについて審議を行い、その審議結果に基づいて取締役報酬については取締役会の決議、監査役報酬については監査役の協議によってそれぞれ決定される。

※ 2016年3月期にかかる報酬制度から、中期経営計画で示す業績との連動性が高い業績連動型株式報酬制度を導入するとともに、報酬審議委員会に社外取締役を委員として加えております。

会計監査人の報酬等の額（2015年3月期）

会計監査人	区分	支払金額
有限責任監査法人トーマツ	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87百万円
	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	184百万円

監査役・監査役会

取締役の業務執行状況を監督するため、監査役は取締役会、経営委員会などの重要会議へ定期的に出席し、経営および取締役に対する監視、監査を行っています。また、独立性を有する社外監査役2名を招いています。

役員の構成について（2015年3月末現在）
ニコン　女性の人数：0　／　外国人の人数：0
グループ会社　女性の人数：3 ※／ 外国人の人数：28※

※ 役員の内訳は以下の通り。なお、取締役と執行役員を兼務している場合は取締役数に含め、執行役員数には含めていない。
※ 海外グループ会社については、取締役、監査役、執行役員の現地相当職をそれぞれ内数としてカウントする。
女性： 取締役1、監査役1、執行役員1
外国人： 取締役13、監査役2、執行役員13

社外取締役および社外監査役の取締役会・監査役会への出席状況（2015年3月期）

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
社外取締役	松尾憲治	14回中12回出席	-
	樋口公啓	14回中13回出席	-
社外監査役	上原治也	14回中13回出席	9回中8回出席
	畑口紘	14回中13回出席	9回中9回出席

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご覧いただけます。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（2015年7月15日提出）（PDF:249KB）
http://www.nikon.co.jp/csr/governance/organization/pdf/corporate_governance_report_2015.pdf

内部統制システム

内部統制システムの基本方針

業務の適正を確保するための体制整備として、2006年5月より施行された会社法、および会社法施行規則に基づいた内部統制システムの基本方針を定めています。

› 内部統制システムの基本方針（P41）

責任と権限の体系化

ニコンでは、組織および職務権限の体系を明確にした「組織・職務権限規程」を制定しています。また、グループ会社各社に対しては「子会社等に関する決裁・報告規程」および「子会社等に関する決裁権限基準表」によって指導・管理を行い、組織的かつ効率的な業務遂行に努めています。

内部監査

各業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しています。内部監査部門では、社長の承認を経て経営委員会に報告された年度監査計画に基づき、各部門の業務が法令や社内規程などに則って適正に行われているか、適切にリスク管理がなされているかなど、ニコングループの制度および運用状況について監査し、改善に向けた提言を行っています。
また、内部監査部門は、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」（J-SOX）について、ニコングループの全社的な内部統制と主要な業務プロセス内部統制の会社評価を統括しています。さらに、会社法の観点から、内部統制システムにおける内部監査機能として、コンプライアンス体制やリスク管理体制についての有効性を評価しています。
海外グループ会社の監査は、欧州地域（オランダ）、米州地域（アメリカ）、アジア・オセアニア地域（香港）の各地域持株会社に設置した内部監査部門が、それぞれ独立した立場から担当地域の監査およびJ-SOXの会社評価を実施し、ニコンの内部監査部門がこれを統括しています。日本を加えた世界4地域をカバーする内部監査体制により、グローバルベースで有効な監査を実施するよう努めています。
ニコングループのすべての内部監査報告書は、社長および関連役員に報告され、内容に応じて適宜、再調査、フォローアップなどが行われます。また、経営委員会には年度監査活動結果の要約が報告されています。
内部監査報告書は監査役に対しても同様に報告されるほか、監査役と内部監査部門において定期的に会合を持つなど、情報の共有と緊密な連携を図っています。

内部統制報告制度への対応

財務報告の信頼性確保を目的として、2008年4月より、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」が導入されました。これに対応するためニコングループでは、金融庁の基準などに示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告の信頼性に係る内部統制を整備、運用しています。
具体的には、ニコングループの全ての連結子会社および持分法適用関連会社を対象として、全社的な内部統制についての整備状況と運用状況の有効性評価を実施しています。また同制度に基づき、ニコンおよび国内外の主要なグループ会社を対象として、販売、購買、生産、経理、ITなどの業務プロセスの内部統制についても有効性評価を実施しています。これらの評価結果に基づき、毎年、業務の見直しを行っています。
なお、評価方法に関しては、財務報告と主要な業務プロセスの内部統制の有効性を保ちつつ、2015年3月期も継続して評価作業効率化のための「簡素化」に取り組みました。今後も、効率的な運用手法の確立をめざします。

また、ニコングループでは、持続可能な内部統制体制の整備に向けて取り組んでいます。2014年3月期より、業務プロセスの内部統制に必要な評価者の社内資格認定制度を導入しました。2015年3月期は、国内生産子会社の一定水準に達した評価者に対しても資格の認定を行い、信頼性の向上と人材育成に努めました。

内部統制システムの基本方針

2006年5月より施行された会社法および会社法施行規則に基づいて、以下の通り内部統制システムの基本方針を当社取締役会にて決議し、業務の適正を確保するための体制を整備しています。

基本方針

（2015年4月3日改訂）

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

1. グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. グループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「ニコンCSR憲章」を制定し、また、グループの役職員が法令や社内規程に従いかつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう「ニコン行動規範」にて基準を明確にすることなどにより、グループの役職員への企業倫理意識の浸透・定着を図っています。
2. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。また、グループのCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための専任部門としてCSR推進部を設置しています。
3. 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。
4. グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。
5. グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部監査部門として経営監査部を設置し、内部監査を行っています。
6. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「倫理ホットライン」などの報告相談窓口をグループ各社に設置し、運用しています。

2. グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。
2. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定しています。
3. 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、「経営会議」、各種委員会等の機関を設置しています。この内、「経営委員会」は、常勤取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。
4. 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、定期的に開催する「事業活動報告会」においてその執行及び課題の進捗状況を把握するほか、「業績評価制度」に基づいてその成果を評価・確認しています。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備しています。
2. 情報の保護については、社長直轄の情報セキュリティ推進本部を設置しグループ全体の情報セキュリティを一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めています。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図っています。

4. グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じるなど、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めています。
2. 企業倫理、個人情報保護、環境管理、品質管理、輸出管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野を中心に規程・マニュアルを整備し、グループにおける損失防止の管理体制を強化しています。
3. 内部監査部門である経営監査部がグループのリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備しています。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 「経営委員会規則」、「子会社等に関する決裁・報告規程」等において、子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制が整備されております。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役会運営を効率的に行い、監査役監査の実効性を高めることを目的として、当社監査役の指揮命令に従って監査役の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査役スタッフとして従事させています。
2. 監査役スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保しています。

7. グループの取締役等が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社の監査役は、「経営委員会」、「経営会議」、「事業活動報告会」等の重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。
2. 当社の監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口に寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。
3. 当社の監査役に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、当社の監査役は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。
4. 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査役への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保するための体制の整備に努めております。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 当社の監査役の監査費用については、一定の年間予算を設けており、監査に必要な費用であれば、予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払うこととしております。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払うこととしております。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社の監査役の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。
2. 当社の監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っています。

リスク管理活動

ニコングループが将来にわたって持続的に発展していくために、グループを取り巻く包括的なリスク管理、対策に努めています。

リスクマネジメント体制

ニコングループでは、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対して適切な対応が行えるよう、リスク管理を統括する組織として、副社長を委員長とし、総務部を事務局とする「リスク管理委員会」を設置しています。2015年3月期は、9月と3月の合計2回、委員会を開催しました。

リスク管理委員会がリスク全体を管轄していますが、専門的な対応が必要なリスクには各専門委員会があり、詳細な対応を行っています。

リスク管理委員会のリスク管理フロー

リスクの抽出･評価
↓
対処方針の審議･決定
↓
リスク関連部門への対応指示
↓
関連部門での対応
↓
関連部門での対応評価･改善指示
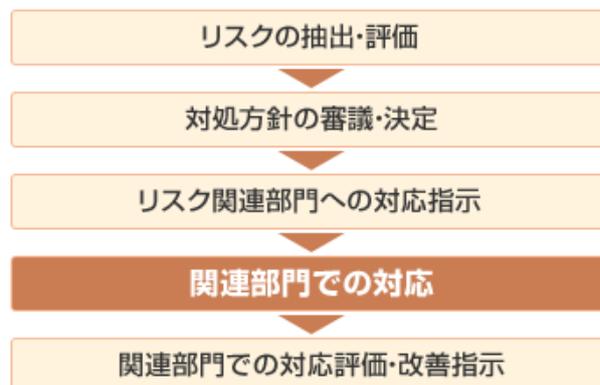
主な専門委員会

委員会	主な取扱いリスク
CSR委員会	CSR全般（人権・労働、ダイバーシティ、紛争鉱物）
企業倫理委員会	腐敗防止
環境委員会	環境全般（気候変動、化学物質管理）
輸出審査委員会	外為法違反防止、安全保障リスクの管理
生命倫理審査委員会	生命倫理

リスクアセスメント

ニコングループが抱えるリスクの全体像を把握するために「リスク把握調査」を行っています。前期に引き続き2015年3月期も、ニコンの部長相当以上および国内外のグループ会社の社長に加えて、ニコンの課長相当を対象とするリスク把握調査を実施しました。調査で得た回答は集計・補正し、全社的な観点からリスクを特定・分析・評価するリスクアセスメントを行い、その結果を影響規模と発生確率で表わす「リスクマップ」を作成しています。

リスクアセスメントにより高リスクと評価された案件については、リスク低減策の検討や対応の優先順位付けを行っています。また、他製造業のリスクマップと比較して、社内では認識できていないリスクの抽出にも努めています。リスクマップは継続的に更新し、対策の進捗やモニタリング対象リスクの経年変化を可視化しています。

BCM活動への取り組み

ニコングループでは、大規模災害などの発生に備えてBCP※を策定しています。2015年3月期は、6月に実施したカンパニー制から事業部制への移行に伴い、主要事業部におけるBCM※体制の点検を行いました。そして、11月の本社移転に伴い、緊急対策本部の設置場所や非常要員の行動基準を変更しています。また、首都直下型地震などにより、本社機能や事業機能の一部が停止する事態を想定したBCPや、生産拠点の被災を想定したBCPを検討しました。

※ BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）
大地震等の自然災害、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

※ BCM（Business Continuity Management：事業継続マネジメント）
BCP策定や維持・更新、事前対策の実施、教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動。

情報資産リスクマネジメント

ニコングループでは、情報セキュリティ推進本部指導のもと、事業を展開する国・地域の状況に合わせた高いレベルのセキュリティ管理体制を整備しています。

個人情報保護

個人情報は、「ニコングループ個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱っています。特に、お客様の個人情報を多数取り扱うニコンイメージングジャパンでは、プライバシーマーク※の付与認定を受け、さらに、Nikon Inc.（アメリカ）では、PCI DSS※の認定を取得しています。

※ プライバシーマーク
個人情報保護について、一定の要件を満たした事業者などに対し、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）により使用が認められる登録商標。

※ PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standards）
国際カードブランド5社(American Express、Discover、JCB、MasterCard、VISA)が共同で設立したクレジットカード業界のセキュリティ基準。

情報セキュリティ教育・監査

ニコングループでは、社員ひとりひとりが情報資産管理の重要性を理解し、高い意識で規程を順守するよう「情報セキュリティハンドブック」を配付しています。また、各部門、グループ会社に対して情報管理監査や情報管理・セキュリティ制度に関するeラーニング教育を実施するなど、恒常的な取り組みを行っています。

2015年3月期には、メール誤送信防止など「身近なセキュリティリスクへの対応」をテーマとするeラーニングを、日本・アジアのグループ会社を含む社員（派遣社員、請負社員を含む約15,000名）を対象に実施しました。また欧州・米州でも、それぞれeラーニングや対面形式での研修を行っています。
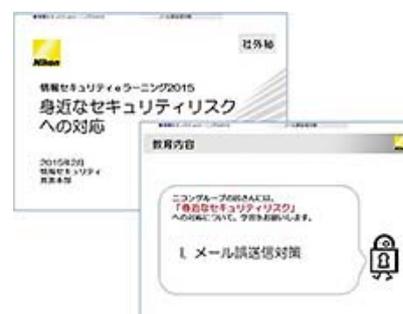
情報セキュリティeラーニング2015

カントリーリスクへの対応

グローバルに事業を展開するニコングループでは、世界各国で社員が働いています。国外へ駐在、出張する各国グループ社員も増加していることから、各地域特有のリスクに対して適切な管理が行えるよう、国ごとの危機管理体制の整備を進めています。

自国外への派遣者リスクマネジメント

ニコングループでは、2008年に「ニコングループ海外派遣者リスク管理規程」を制定し、日本から海外への派遣だけでなく、海外から海外へ派遣される社員の安全確保にも努めています。
具体的には、リスク情報を海外リスクの専門家や外務省の渡航情報、現地法人などから収集し、新興国や政情不安地域など潜在リスクが高い国については、現地視察などによって最新情報を集め、派遣者に逐次提供しています。また、当該国の状況に応じてセキュリティレベルを独自に設定し、出張規制、退避判断などを行っています。さらに、紛争・内乱などにより特に危険レベルが高い国については、個別に危機管理プログラムを作成し、現地社員を含めた緊急時の対応を定めています。このほか、海外出張安否確認体制の整備を進めており、2012年10月には国内ニコングループの出張者情報を一元管理するシステム整備を完了しました。安否確認体制は、海外グループ会社についても整備を進めています。

2015年3月期は、ニコングループが事業を展開する国のリスク分析表を作成した上で現地調査を実施し、特定国の危機管理マニュアルの改訂を行いました。

貿易における安全保障リスクの管理

ニコングループでは、国際的な平和および安全を維持するため、ニコン製品（貨物）の輸出と役務（技術情報）の提供について、各国の法令に基づく管理を行っています。
2015年3月期は、ニコングループ従業員の輸出管理に関する意識と知識の向上を目的として、国内ニコングループ社員向けに講習会（26回、合計418名受講）を実施しました。さらに、輸出管理体制の維持と強化のため、社内事業部門および国内外のグループ会社に対して輸出管理監査（15部門＋14社）を実施しました。また、新たにタイの生産拠点であるグループ会社に輸出管理規程を制定し、管理体制の強化を図りました。

AEO制度に係るシンボルマーク

ニコンは、2007年に「特定輸出申告制度」を利用できる特定輸出者として認定を受けています。これはAEO制度※によるもので、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス体制が優良な事業者を税関が認定。貿易におけるセキュリティの確保と円滑化を実現しています。

※ AEO（Authorized Economic Operator）制度
世界税関機構が採択したSAFE「基準の枠組み」において導入・構築の指針が定められたもので、各国の税関当局が貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者を認定し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度。

› 安全保障輸出管理への取り組み
http://www.nikon.co.jp/csr/risk-management/enhancing-export/index.htm

知的財産マネジメント

知的財産に対する考え方

知的財産はニコングループにとって非常に重要な資産です。ニコングループでは、研究開発活動を通じて生まれる先進的な技術やデザインを特許権や意匠権として、また、ニコンブランドを商標権として保護するなど、ニコン製品のブランド価値を高めるための知的財産に関するあらゆる取り組みを行っています。ニコングループが保有する知的財産権を第三者が侵害する場合には厳正に対処し、ニコングループはもとより、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様が不利益を被ることのないよう努めています。

また、ニコングループでは、第三者の権利を尊重することも、知的財産の尊重における基本姿勢のひとつとしています。「ニコン行動規範」の中では、適法かつ公正な手段での知的財産に係わる情報入手を謳っています。

知的財産に係る体制

ニコングループでは、知的財産本部をニコンに設置し、事業部門・研究開発部門との三位一体の体制のもと緊密に連携し、知的財産に関する諸活動を行っています。さらに、知的財産本部は、グループ内の情報管理のルールにしたがって、国内外の知的財産にかかわる情報を一元管理しています。
また、ニコングループでは、知的財産に関する正しい理解と運用に向けて、知的財産に関する教育を新入社員、研究・開発担当者などに対して行っています。

ニコンの知的財産に関するデータ

項目	2014年実績
日本特許出願公開件数	1,289件
米国特許登録件数	348件

› 知的財産活動
http://www.nikon.co.jp/profile/ip/index.htm

関連情報

決算短信では、経営成績・財政状態に関する分析における事業等のリスクを開示しています。

› 決算短信（2015年3月期 P5～8）
http://www.nikon.co.jp/ir/ir_library/result/index.htm

ニコン環境管理基本方針

ニコングループは、社会の持続的発展を可能とする健全な環境を次代に引き継ぐために、環境の汚染を防止し、資源の有効活用を図ることが重要だと考えています。当社グループでは、環境管理活動の基本方針「ニコン環境管理基本方針」を定め、地球環境の保全に努めています。

ニコン環境管理基本方針

1992年4月1日制定　2011年5月24日改定

1. 基本理念

ニコンは、グループの企業理念「信頼と創造」に則り、宇宙、地球、世界、地域との共存共栄を経営の最重要課題のひとつととらえ、社会の持続的発展を可能とする健全な環境を次代に引き継ぐために、全事業活動にわたり、環境の汚染を防止し、資源の有効活用を図り、循環型社会の形成をめざすことによって地球環境の保全と改善に貢献する。

2. 基本姿勢

ニコンは、環境問題への対策が人類の生存と企業の永続的発展にとって必須であると認識し、気候変動並びに生物多様性を含む自然環境への影響に配慮し、責任ある企業として地球環境の保全に努める。

併せて「人と地球にやさしい」優れた商品を通じて社会からの信頼と共感を確保すべく、これらの活動をニコン並びに取引先へ積極的に展開していく。

3. 活動方針

1. 排出抑制・再使用・リサイクルを推進し、省エネルギー・省資源並びに廃棄物の削減と適正処理を行い、循環型社会の形成をめざす。
2. 企画・開発・設計の各段階で、生物多様性を含む環境・安全を配慮した評価を行い、環境保全に適合する商品の提供に努める。
3. 生産・流通・使用・廃棄などの段階で、生物多様性を含む環境保全に有効な資材・装置等の積極的な導入を行うと共に、環境保全技術の開発・向上に努め、環境負荷の最小化を図る。
4. 環境負荷低減並びに有害物質削減の目標の達成に努め、環境監査等を通じて環境マネジメントシステムの継続的な改善を図る。
5. 環境に関する国・地域の法律・規則並びに国際的に締結された条約を遵守することはもとより、自ら基準を定めて達成する。
6. 環境に関する意識向上並びに活動推進を図るため、従業員への教育を徹底する。
7. 環境保全活動の徹底を図るため、取引先に対して情報提供・指導を積極的に行う。
8. ステークホルダーと連携し、社会の環境保全活動に参画すると共に、積極的な情報開示を行う。

事業活動における環境とのかかわり

ニコングループでは、事業活動における環境とのかかわりを明確にすることで、環境負荷や環境リスクの大きさを的確に把握し、優先順位をつけて環境活動を展開しています。

ニコンの事業活動と環境影響

企業は、地球環境の中で生きるひとつの生命に似ています。製品・サービスを社会に提供して成長を続けながら、その過程において、さまざまな資源・エネルギーを消費し、廃棄物を排出しています。循環型社会の構築が望まれる中、企業も自らの環境負荷を明確に把握し、より高度なエコマネジメントをグローバルに展開することが急務です。ニコングループは、廃棄物削減をはじめとする地道な努力を重ねるとともに、環境負荷の極めて少ない鉛・ヒ素フリーガラス※の開発に代表される、独自の環境活動にも積極的に取り組んでいます。

ニコングループの事業における環境とのかかわり（2015年3月期）
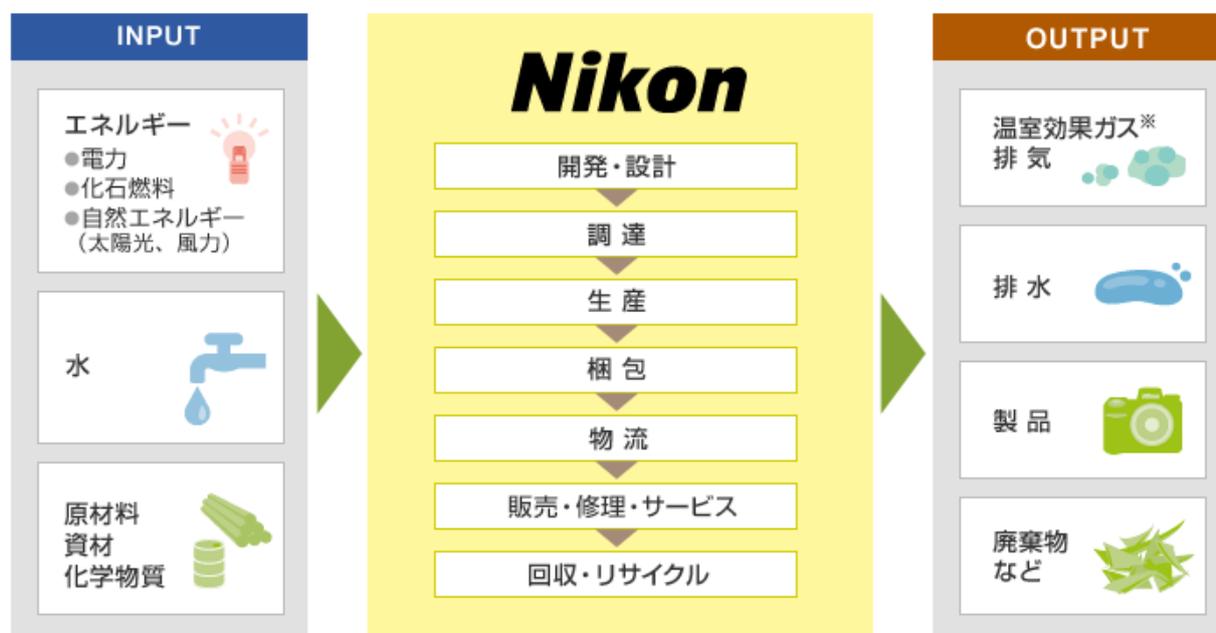
※ 鉛・ヒ素フリーガラス
ニコンでは、光学機器のレンズ・プリズムなどに使用する光学ガラスにおいて、鉛とヒ素を全く含まない新しいタイプのガラスを開発し、鉛・ヒ素フリーガラスと呼んでいる。ニコンではほとんどの製品で、光学系ガラスにおける鉛・ヒ素フリーガラスの比率を100%としている。

※ 温室効果ガス
太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中のガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF6を削減対象の温室効果ガスと定めた。

ニコングループの主な環境負荷（2015年3月期）

INPUT		ニコン	国内グループ 生産会社	単位
エネルギーなど	電力	162,128	86,440	MWh
	都市ガス	5,383	1,033	千Nm^3
	液化石油ガス	566	2,036	トン
	その他の燃料	9	679	kL
	温水/冷水	2,821	0	千MJ
	水	1,569	918	千m^3
PRTR※指定物質	塩化第二鉄	0	5.373	トン
	トルエン	0	4.630	トン
	1-ブロモプロパン	21.207	40.503	トン
	ほう素化合物	0	23.341	トン

OUTPUT		ニコン	国内グループ生産 会社	単位
CO_2排出	電力	61,373	35,856	トン-CO_2
	都市ガス	11,735	2,272	トン-CO_2
	液化石油ガス	1,717	6,181	トン-CO_2
	その他の燃料	24	1,816	トン-CO_2
	温水/冷水	161	0	トン-CO_2
PRTR指定物質の 大気への排出	塩化第二鉄	0	0	トン
	トルエン	0	1.936	トン
	1-ブロモプロパン	21.019	32.520	トン
	ほう素化合物	0	0.033	トン
廃棄物等	排出量	3,215	3,031	トン
	循環資源化量	2,546	1,647	トン
	最終（埋立）処分量	2	113	トン

※ PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）
日本における、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量を事業者が自ら把握し、行政に報告（年1回）することにより、行政が把握・集計し、公表する仕組み。

環境マネジメントシステム

ISO14001認証を活用し、グループ各社における環境管理体制の整備を進めるとともに、環境委員会が中心となり、グループ全体の環境課題への対応を行っています。

環境管理体制

ニコングループでは、「ニコン環境管理基本方針」のもと、環境管理体制を構築するとともに、品質・環境管理部が中心となり、環境マネジメントシステムをグループ全体に展開しています。その中で、常に国内外の法規・条約・規格などの制定や発効、社会的ニーズを把握し、対応する体制を整えるとともに、土壌汚染や有害化学物質漏えい事故などの予防・是正措置を行っています。
2015年3月期は、環境法令の違反に対する高額な罰金、罰金以外の制裁措置はありませんでした。また、環境影響に関する苦情等もありませんでした。

環境管理体制図
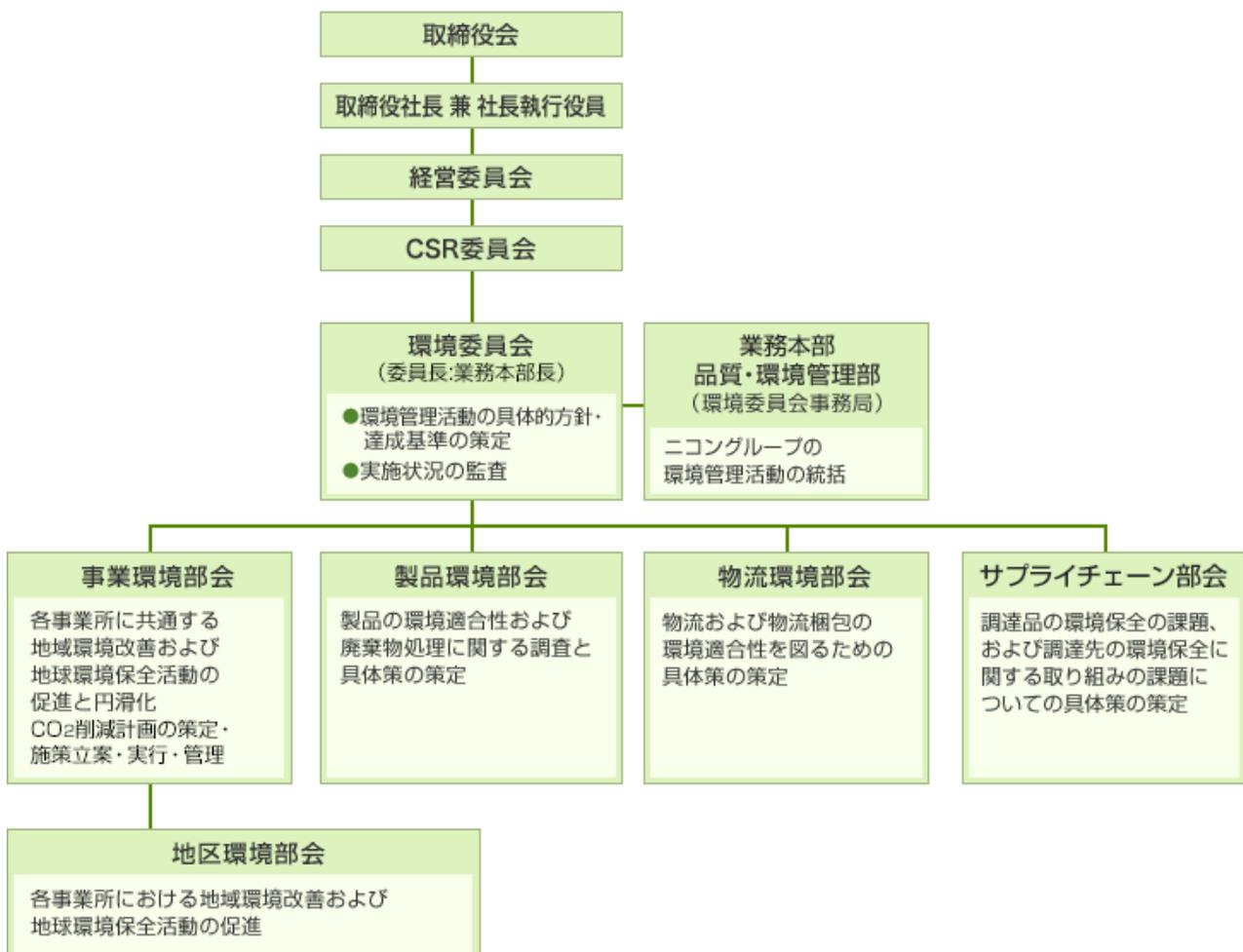
ISO14001認証の活用

ニコングループでは、ISO14001※を活用した環境管理を実施しています。現在、環境活動の中期目標である環境アクションプランの徹底、業務の効率化などのグループ全体への浸透をめざし、国内外でISO14001統合認証の取得を進めています。これらの活動を通じて温室効果ガス※削減や、廃棄物・有害化学物質削減などを推進しています。
2015年3月期は、X-Tek Systems Ltd.（イギリス）がISO14001統合認証を取得しました。環境負荷の小さい日本国内外の非生産系事業所に対しては、ISO14001の重要な要素で構成された「ニコン環境管理簡易システム（簡易EMS）」の導入を進めています。簡易EMSは、事業所の状況に応じて“スタンダード”もしくは“ベーシック”を適用しています。日本国内においては対象となる全事業所への導入が完了しており、2015年3月期は、日本国外の非生産系事業所に対し簡易EMSの導入を開始しました。現在、環境パフォーマンスデータの見える化を進めています。簡易EMSスタンダード対象の事業所では環境負荷低減の目標を立て、その達成に向けて取り組みを行い、PDCAを回しながら活動を強化していきます。

ニコンの環境管理ツール
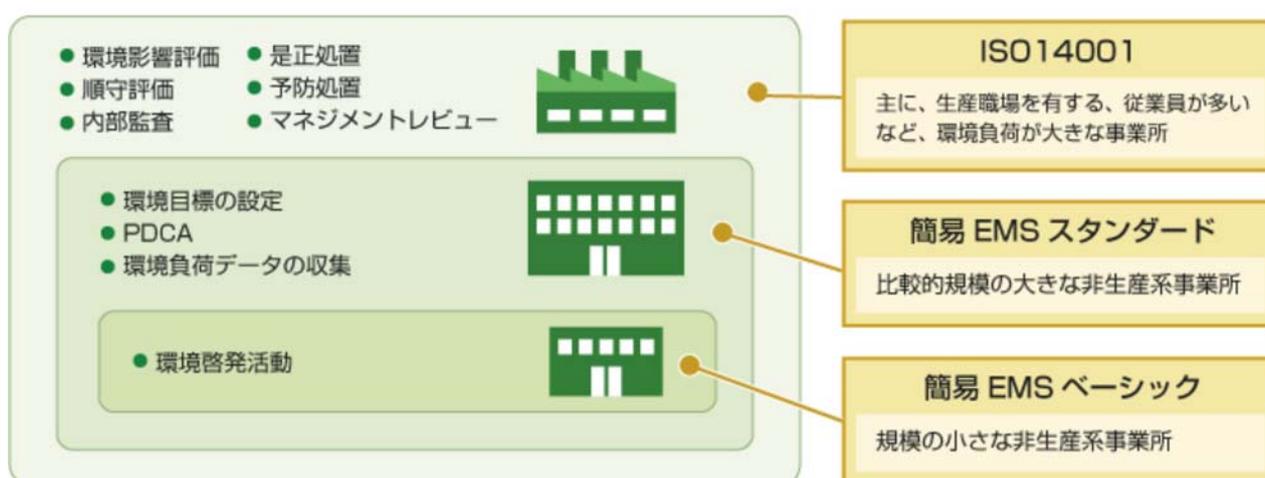
※ ISO14001
ISOが制定した環境マネジメントシステムの国際規格。ISO14000シリーズは組織が環境に与える負荷を管理するもので、ISO14001は審査登録機関による認証取得が可能。

※ 温室効果ガス
太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中のガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF6を削減対象の温室効果ガスと定めた。

内部監査の実施

環境マネジメントシステムのISO14001への適合性、環境法令の順守、および環境目標の設定・進捗・実績と効果などを確認するため、内部監査を年1回以上、定期的に実施しています。監査の結果、指摘を受けた部門については、必要な処置を実施して改善を進めています。

ニコングループ環境マネジメントシステムと環境パフォーマンスデータのバウンダリ

<table>
<tr><th>会社名</th><th colspan="2">環境パフォーマンスデータの集計区分</th><th>環境管理システム</th></tr>
<tr><td>（株）ニコン</td><td rowspan="10">A</td><td rowspan="10">環境パフォーマンスデータの集計対象。

会社単位で環境パフォーマンスデータ集計を行っている。
製品または部品の生産活動に直接関係する比較的大規模な事業所。</td><td rowspan="16">ISO14001</td></tr>
<tr><td>（株）栃木ニコン</td></tr>
<tr><td>（株）栃木ニコンプレシジョン</td></tr>
<tr><td>（株）仙台ニコン</td></tr>
<tr><td>（株）宮城ニコンプレシジョン</td></tr>
<tr><td>（株）黒羽ニコン</td></tr>
<tr><td>光ガラス（株）</td></tr>
<tr><td>ティーエヌアイ工業（株）</td></tr>
<tr><td>Nikon Imaging (China) Co., Ltd.</td></tr>
<tr><td>Nikon (Thailand) Co., Ltd.</td></tr>
<tr><td>（株）ニコンテック</td><td rowspan="7">B</td><td rowspan="7">部分的な環境パフォーマンスデータの集計対象。

会社単位では環境パフォーマンスデータ集計を行っていないが、活動の一部が集計対象になっている。
製品の設計・納入・設置・メンテナンス等のために、一部の業務を「A」と同敷地内で行っているため、その活動データは「A」に合算されている。</td></tr>
<tr><td>（株）ニコンインステック</td></tr>
<tr><td>（株）ニコンシステム</td></tr>
<tr><td>（株）ニコンビジネスサービス</td></tr>
<tr><td>（株）ニコンスタッフサービス</td></tr>
<tr><td>（株）ニコンイメージングシステムズ</td></tr>
<tr><td>（株）ニコンイメージングジャパン</td><td>ニコン環境管理簡易システム</td></tr>
<tr><td>ニコンビジョン</td><td rowspan="6">C</td><td rowspan="6">現在は環境パフォーマンスデータの集計対象外。</td><td rowspan="6">ISO14001</td></tr>
<tr><td>Nikon U.K. Ltd.</td></tr>
<tr><td>光硝子（常州）光学有限公司</td></tr>
<tr><td>南京尼康江南光学儀器有限公司</td></tr>
<tr><td>Nikon Metrology UK Ltd.</td></tr>
<tr><td>X-Tek Systems Ltd.</td></tr>
</table>

※ 上記「A」の部分に属する社員数の連結グループ全体に占める割合は70%以上

※ 「A」には上記以外にも、小規模な特例子会社や構内で業務委託を行っている外注会社の活動により発生するデータが含まれる場合がある

環境会計

ニコングループは、環境省「環境会計ガイドライン（2005年版）」に沿って環境会計を導入しています。

〈対象〉
ニコンおよび国内グループ生産会社

対象期間：2014年4月1日～2015年3月31日

※ 減価償却費は費用に計上していない。
※ 金額は四捨五入しているため、合計表示額が内訳の合計と一致しない場合がある。

環境保全コスト

（単位：百万円）

分類		主な取り組み	投資額	費用額	合計
事業所エリア内コスト	公害防止コスト	大気汚染防止/水質汚濁防止など	66	701	767
	地球環境保全コスト	地球温暖化防止/省エネルギーなど	233	76	309
	資源循環コスト	廃棄物の処理/資源効率的利用など	5	255	260
上・下流コスト		グリーン調達運用、リサイクル対策など	-	73	73
管理活動コスト		環境マネジメントシステム運用など	-	413	413
研究開発コスト		製品省電力設計、研究・開発など	-	143	143
社会活動コスト		社会貢献活動・協賛など	-	26	26
環境損傷対応コスト		土壌修復費用など	-	606	606
その他			-	0	0
合計			304	2,293	2,597

環境保全対策に伴う経済効果

（単位：百万円）

費目	効果の内容	金額
収益	有価物売却益	72
費用削減	省エネルギーによるエネルギー費用削減	1
	資源の効率的利用による費用削減	-
	資源の循環利用による費用削減	-
合計		73

環境アクションプラン

中期目標であるニコン環境アクションプランでは、各年度の「環境目標」を立て、実績を評価し、課題の抽出・見直しを行っています。自己評価については環境委員会にて審議、承認されています。

2015年3月期実績［概要］

製品への取り組み

自己評価　◯：達成　△：着手したが未達成

テーマ	目標	実績	自己評価
省エネルギー （地球温暖化防止）	• 消費電力効率※の向上 2015年3月期に発売された代表的新製品の消費電力効率の向上	• 新発売製品の消費電力効率向上達成 （例）ニコンDXフォーマットデジタル一眼レフカメラD5500（2015年2月発売）において、撮影可能コマ数約37%向上（D5300比）	◯
有害化学物質削減など	• RoHS指令※対象製品の順守率100%継続	• RoHS指令対象製品の遵守率100%継続	◯
物流対策	• 輸送における環境負荷低減 CO_2排出量の可視化範囲拡大（外国内物流）	• CO_2排出量の可視化範囲拡大（米州内物流）	△

事業所での取り組み

テーマ	目標	実績	自己評価
温室効果ガス※削減 （エネルギー起源CO_2）	• ニコンおよび国内グループ生産会社：総排出量13.4万トン-CO_2以下	• ニコンおよび国内グループ生産会社：総排出量12.1万トン-CO_2	◯
	• 海外グループ生産会社：2006年3月期から2008年3月期の平均値から8%削減（原単位での改善）	• 海外グループ生産会社：2006年3月期から2008年3月期の平均値から11.9%削減（原単位での改善）	
廃棄物等削減	• ニコンおよび国内グループ生産会社：3年間移動平均排出量から1%削減※1 〔ゼロエミッション※〕	• ニコンおよび国内グループ生産会社：3年間移動平均排出量から1%削減※1	◯
	• レベルS達成事業所：レベルS維持 光ガラス：レベル1体制構築 Nikon Imaging (China) Co., Ltd.：レベル1維持 Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.、Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.：レベル2体制構築	• レベルS達成事業所：レベルS維持 光ガラス：レベル1体制構築 Nikon Imaging (China) Co., Ltd.：レベル1維持 Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.、Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.：レベル2体制構築	
森林資源の保全	• ニコン：2014年3月期のコピー／プリント用紙購入量から3%削減	• ニコン：2014年3月期のコピー／プリント用紙購入量から20.6%削減	◯

※1　有価物を除く。

その他

テーマ	目標	実績	自己評価
環境マネジメントシステム（EMS）	〔ISO14001※統合認証〕 • X-Tek Systems Ltd.認証取得	〔ISO14001統合認証継続〕 • X-Tek Systems Ltd.認証取得	○

※ 温室効果ガス
太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをする大気中のガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF6を削減対象の温室効果ガスと定めた。

※ 消費電力効率
ニコンでは、製品の消費電力当たりの機能の大きさを算出し、消費電力効率と呼んでいる。
製品の消費電力効率＝機能の大きさ／消費電力
なお機能の大きさは、製品の種類ごとに個別に定義されている。ニコンでは新製品の消費電力効率の継続的な向上を推進している。

※ RoHS指令（Restriction of Hazardous Substances）
電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
EUにおいて2003年に公布。電気・電子機器における特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。

※ ゼロエミッション
国連大学が1994年に提唱。産業活動から排出される廃棄物などを、ほかの産業の資源として活用し、社会全体として廃棄物ゼロにするという考え方。

※ ISO14001
ISOが制定した環境マネジメントシステムの国際規格。ISO14000シリーズは組織が環境に与える負荷を管理するもので、ISO14001は審査登録機関による認証取得が可能。

2016年3月期目標［概要］

製品への取り組み

テーマ	目標
省エネルギー （地球温暖化防止）	• 消費電力効率の向上 2016年3月期に発売された新製品の消費電力効率の向上
有害化学物質削減など	• RoHS指令対象製品の順守率100%継続
物流対策	• CO_2排出量の可視化範囲拡大 • 国際間物流での積載率向上、モーダルシフト、産直化の推進 • 国内物流の施策（エコドライブ等）の展開継続

事業所での取り組み

テーマ	目標
温室効果ガス削減 （エネルギー起源CO_2）	• ニコンおよび国内グループ生産会社：総排出量13.3万トン-CO_2以下 • 海外グループ生産会社：2006年3月期から2008年3月期の平均値から9%削減（原単位での改善）
廃棄物削減	• ニコンおよび国内グループ生産会社：3年間移動平均排出量から1%削減 〔ゼロエミッション〕
	• レベルS達成事業所：レベルS維持 光ガラス：レベル1 Nikon Imaging (China) Co., Ltd.：レベル1維持 Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.、Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.：レベル2
森林資源の保全	• ニコンおよび国内グループ会社：コピー／プリント用紙購入量を前年3月期比5%削減

その他

テーマ	目標
環境マネジメントシステム（EMS）	〔ISO14001統合認証〕 • Nikon Lao Co., Ltd.認証取得に向けての運用

環境教育・環境啓発活動

ニコングループでは、環境保全活動の水準を高めるために、社員を対象とした各種環境教育・啓発活動を実施しています。

各種内部監査員研修などの実施

環境マネジメントシステムを維持・改善していくためには、内部監査の質を維持・向上させることが大変重要です。ニコングループでは、内部監査員の養成を目的とする研修と、コンプライアンス強化につながる環境関連法令研修を定期的に実施しています。また、定期研修のほかに、各地区環境部会の要請に応じて、各種臨時研修を実施しています。こうした環境関連研修は、資格をもつ社内講師が担当しています。社内講師はニコングループの環境マネジメントシステムの構築・運用の支援も行っています。

社員への一般教育

環境月間セミナー

国内ニコングループでは、環境マネジメントシステムの教育訓練計画に基づき、階層、グループ・事業所・部署などに応じた教育を実施しています。例えば、新入社員全員を対象とした導入研修基礎講座プログラムでは、有害化学物質規制の最新情報や地球温暖化、生物多様性といった近年重要視されている環境問題について取り上げ、ニコン製品における有害物質削減や、事業所でのCO_2排出量削減などの取り組みについて教育を行っています。また、環境省が「環境月間」として定める毎年6月には、社員への情報提供、施策の浸透、関心・意識の向上などを目的としたセミナーや、社内環境フォトコンテストなどのイベントを開催しています。2015年3月期に実施した環境月間セミナーでは、外部講師を招き、東日本大震災以降、国民的な関心事となったエネルギー問題について、活発化する再生可能エネルギー市場や企業の動き、最新のエネルギー事情、省エネルギーのトレンドなどについて講演していただき、約130名が受講しました。

環境表彰制度

環境表彰授賞式

環境活動への取り組みを活性化するため、ニコングループは、「ニコン環境表彰制度」を導入しています。この制度は、日頃、環境に関する地道な取り組みや効果的な活動を行っている職場、グループ、個人の中から、特に優秀な取り組みについて毎年1回表彰するものです。2015年3月期の授賞式では、環境貢献優秀賞4件、環境貢献賞６件が表彰されました。

アースアワーへの参加

ニコングループはWWF（世界自然保護基金）が主催する地球温暖化※防止イベント「アースアワー」に参加しています。アースアワーは、世界中の人々が同じ日の同時刻に一斉に照明を消すことで、地球温暖化防止への願いを示す地球規模のイベントです。2015年3月期はグローバルで48社70事業所が参加し、看板や事業所内の不要な照明の消灯などを行いました。また、独自のイベントを実施したグループ会社もあります。PT Nikon Indonesia（インドネシア）は、アースアワー当日、ソーシャルメディアを通じて集まった約100名の参加者と共に、オフィスからジャカルタのランドマークの一つであるBundaran HIまで歩いて移動しながら撮影会を行い、地球温暖化防止への思いを分かち合いました。

PT Nikon Indonesia（インドネシア）のイベントの様子

※ 地球温暖化
人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO_2）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

関連情報

- 社会貢献活動｜環境｜「赤谷プロジェクト」への支援（P120）
  http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/akaya-project/index.htm
  2005年より生物多様性復元計画「赤谷プロジェクト」を支援しています。社員やその家族を対象とした体験ツアーでは、日本の生物多様性の豊かさと重要性を学んでいます。

生物多様性の保全

ニコングループでは、事業活動が自然からの多くの恵みによって支えられ、同時に、多くの影響を与えていることを認識し、生物多様性の保全に取り組んでいます。

ニコンの生物多様性に対する考え方

企業活動は生物多様性※と深いつながりがあります。事業活動に必要な原材料の調達、水・エネルギーの供給を自然の恵みから受け、その一方で廃棄物、化学物質、CO_2の排出、排水などを行い、直接的・間接的に自然環境に影響を与えています。
ニコングループは、「日本経団連生物多様性宣言」推進パートナーズに同意し、参加しています。同時に「ニコン環境管理基本方針」を改定し、生物多様性保全に対する基本姿勢を明確にしました。また、ニコングループでは、CO_2排出量削減やRoHS指令※への対応など、有害化学物質削減、ゼロエミッション※等の廃棄物削減、ステークホルダー※と連携による活動など、さまざまな環境保全活動に取り組んでいます。例えば、国有林の生物多様性復元計画「赤谷プロジェクト」の調査研究では、寄贈したニコンのカメラや双眼鏡などがモニタリングや記録撮影の精度向上の一翼を担っています。
今後も、資源循環型経営を推進するために、ステークホルダーとの連携・協力、情報発信、社員教育の徹底によって事業活動と生物多様性とのかかわりの把握に努め、自然環境の保全に取り組んでいきます。

› 「赤谷プロジェクト」への支援（P120）
http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/akaya-project/index.htm

※ 生物多様性
さまざまな生きものの豊かな個性とつながりのこと。「生物多様性条約」では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息、または生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義している。

※ RoHS指令（Restriction of Hazardous Substances）
電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
EUにおいて2003年に公布。電気・電子機器における特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。

※ ゼロエミッション
国連大学が1994年に提唱。産業活動から排出される廃棄物などを、ほかの産業の資源として活用し、社会全体として廃棄物ゼロにするという考え方。

※ ステークホルダー（Stakeholder）
企業が事業活動を行う上で、相互にかかわりをもつすべての人や組織。具体的には、顧客、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会などがあげられる。

ESRに基づく取り組み

事業活動における生物多様性への依存と影響を把握するために「企業のための生態系サービス評価（ESR）※」を用いて評価を行ったところ、ニコングループは木材および木質繊維や淡水といった製品材料の供給を生態系から受け、事業活動による化学物質やCO_2の発生により生態系の調整サービスに負荷を与えていることがわかりました。一方で、自然観察や研究・教育の場、自然の中におけるレクリエーションの場において、製品を通じて生物多様性の保全に貢献できるという結果を得ました。
この評価結果を踏まえ、生態系サービスとかかわりのある主な場面を分析し、関連する各部門にて取り組みを進めています。

※ 企業のための生態系サービス評価（ESR：The corporate Ecosystem Services Review）
持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）が発行した自社の生態系への依存と影響を把握し、そこからビジネスリスクとチャンスを見出し、管理するための手法。

ESRの結果と主な取り組み

ESRによる評価結果			主な取り組み事項
依存度・影響度の高い生態系サービス		具体例	
供給サービス	木材および木質繊維	製品材料としての紙の使用（取扱説明書、カタログ、梱包材など） 事業活動における紙の使用（コピー用紙など）	紙調達方針に基づく活動 › CSR調達の推進｜紙調達方針に基づく活動（P126） グリーン調達 › グリーン調達の推進（P128） コピー用紙使用量の分析 › 容器包装の取り組み（P69）
	淡水	事業活動における水利用	循環水利用の推進 › 大気・水質汚染防止と水資源の保護｜水の循環利用の事例（P82）
調整サービス	大気の質の調節	事業活動における化学物質の排出	燃料転換 モニタリング › 大気・水質汚染防止と水資源の保護（P82）
	気候の調節	事業活動における温室効果ガスの排出	CO_2削減活動 › CO_2削減への取り組み（P75）
	水の浄化と廃棄物の処理	事業活動における排水、廃棄物の排出	モニタリング › 大気・水質汚染防止と水資源の保護（P82） ゼロエミッション※の推進 › 廃棄物等削減の取り組み｜ゼロエミッションへの取り組み（P83）
文化的サービス	倫理的価値	教育・研究の場での製品使用	› 「赤谷プロジェクト」への支援（P120） http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/akaya-project/index.htm
		社会貢献活動	› 環境啓発ツールによる教育支援（P122） http://www.nikon.co.jp/csr/society/education/environmental-education-support/index.htm

ESRによる評価結果			主な取り組み事項
依存度・影響度の高い生態系サービス		具体例	
文化的サービス	倫理的価値	社員教育	「赤谷の森 自然観察会」の実施 › 「赤谷プロジェクト」への支援｜社員への環境教育 http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/akaya-project/index.htm#h2_3

※ ゼロエミッション
国連大学が1994年に提唱。産業活動から排出される廃棄物などを、ほかの産業の資源として活用し、社会全体として廃棄物ゼロにするという考え方。

森林資源の保護

ニコングループでは、生物多様性保全の一環として、紙の使用量削減に取り組んでいます。特にコピー用紙については、これまでもEMS活動の中で各事業所・グループ会社が削減に努めてきましたが、ESRの評価結果を受け、コピー機の集約やコピー用紙使用量の集中管理システムの導入を進めるなど活動の強化を図っています。2015年3月期は、コピー／プリント用紙購入量を2014年3月期比3%削減するという目標に対し、20.6%の削減を達成しました。
なお、「紙調達方針」に基づき、森林資源の持続的な利用に配慮した紙を積極的に使用することを、グループ全体で推奨しています。

› 紙調達方針に基づく活動（P126）

Voice ニコン製品に支えられている科学的な森づくり

私たち公益財団法人日本自然保護協会は、日本の豊かな自然とその恵みを守るために、自然保護運動、調査研究活動、教育普及活動を行うNGOです。
私の担当する「赤谷プロジェクト」では、群馬県みなかみ町にある1万ヘクタール（10km四方）の広大な森林「赤谷の森」で、生物多様性の復元と持続的な地域づくりを目標にした科学的な森づくりに取り組んでいます。
2014年からは、イヌワシの生息環境を向上するための試験を開始しています。この取り組みを進めるためには、1km以上遠方のイヌワシの個体を識別し、その行動を記録する必要があり、ニコン製の双眼鏡、フィールドスコープ、デジタルカメラは欠かせない道具です。また、子どもたちと行なう自然観察会では、小さな水生昆虫や土壌動物が観察できる携帯実体顕微鏡「ファーブル」も大活躍しています。

公益財団法人 日本自然保護協会
自然保護部エコシステムマネジメント室
出島 誠一 様

環境に配慮した製品開発

ニコングループでは、製品の開発段階から環境への影響を考慮し、製品のライフサイクルを通じて、環境負荷の低減に努めています。

環境配慮型製品開発の管理システム

ニコングループでは、右図に示す独自の管理システムを継続的に運用し、より高いレベルの環境配慮型製品を生み出しています。
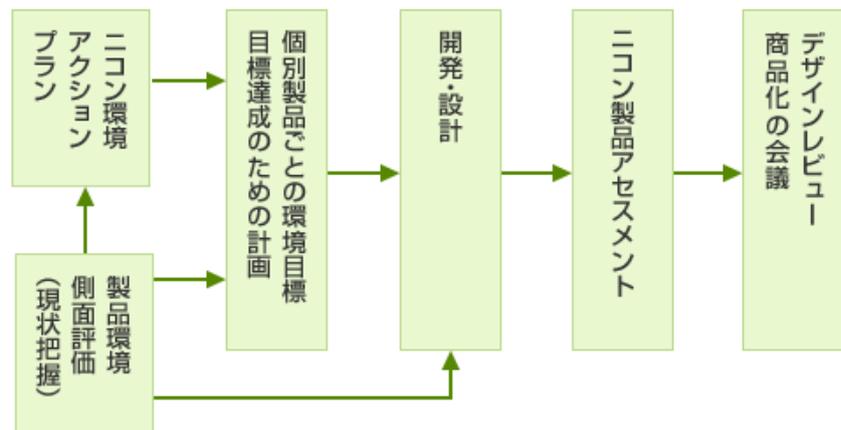
ニコン製品アセスメント

ニコングループでは、深刻化する地球環境問題や環境規制の動向を先取りし、1995年にニコン製品の特性を十分に考慮したアセスメントを実施するための解説書として「ニコン製品アセスメント」を開発・制定しました。
ニコン製品アセスメントは、制定後も状況に合わせて継続的に評価項目・基準を改定・強化しており、2014年4月には最新の法規制などの情報を反映させました。ニコン製品アセスメントは、ニコングループの全製品の開発・設計段階で活用しており、資源の節約、有害物質の大幅削減、消費電力効率※の向上などを進め、製品のライフサイクル全体にわたって可能な限り環境負荷を低減するよう製品の改善に努めています。

※ 消費電力効率
ニコンでは、製品の消費電力当たりの機能の大きさを算出し、消費電力効率と呼んでいる。
製品の消費電力効率＝機能の大きさ／消費電力
機能の大きさは、製品の種類ごとに個別に定義されている。ニコンでは新製品の消費電力効率の継続的な向上を推進している。

製品の有害物質削減

ニコングループでは、世界の有害化学物質法規制を順守するため、全製品において、以下の項目を含む諸施策を講じ、有害物質の削減に取り組んでいます。

オゾン層破壊物質の全廃

ニコングループでは、温度調節を必要とする半導体およびFPD露光装置などの冷媒に使用していたオゾン層破壊物質※（HCFC）の使用比率を徐々に削減し、2009年3月期以降に出荷した装置より全廃を達成しています。

※ オゾン層破壊物質
オゾン層の破壊につながる原因物質。モントリオール議定書で規制の対象になっている物質を指すことが多い。日本では、オゾン層保護法に基づく特定物質としている物質がこれに当たる。特定フロンなどの有機塩素化合物や、特定ハロンなどの有機臭素化合物。

鉛・ヒ素フリーガラスの開発

ニコングループでは、1990年代に当時の光学ガラスの大半で使われていた鉛とヒ素を、製品にかかわる重大な環境側面と考え、これらの有害物質を全く使用しない鉛・ヒ素フリーガラス※を開発しました。以来、全ニコン製品の光学系部品への全面的な活用を進め、現在、一部の産業用特殊仕様製品を除き、ほぼ100%鉛・ヒ素フリーガラス化を実現しています。2015年3月期の新規設計における鉛・ヒ素フリーガラス比率は、民生分野100%となっています。

※ 鉛・ヒ素フリーガラス
ニコンでは、光学機器のレンズ・プリズムなどに使用する光学ガラスにおいて、鉛とヒ素を全く含まない新しいタイプのガラスを開発し、鉛・ヒ素フリーガラスと呼んでいる。ニコンではほとんどの製品で、光学系の鉛・ヒ素フリーガラス比率を100%としている。

鉛フリーはんだ技術の全面採用

ニコングループでは、ニコンや仙台ニコンの電装技術部門の主導のもと、製品開発・製造技術部門やグループ会社、事業パートナーの皆様とも連携し、鉛フリーはんだの活用体制を確立しています。はんだの種類も業界標準の錫・銀・銅へと統一しました。また、鉛フリーはんだの手つけ工程は温度の許容範囲が狭いなど、素材の特性上、高度な技能が必要となります。ニコングループでは独自の技能教育、認定制度に、鉛フリーはんだ作業の教育課程を設け、これまでに多くのインストラクターと認定作業者を育成しています。こうした施策により鉛フリーはんだの活用を徹底し、民生分野では、主力のデジタル一眼レフカメラを中心に、全製品で基板の鉛フリー化100%を実現しています。また、産業分野製品（露光装置、顕微鏡、測量機など）においても、原則として、新規基板を鉛フリーとしています。

表面処理における六価クロムフリー技術の活用

ニコンの表面処理部門は、クロメート処理やメッキ処理などの技術・工程を見直し、2004年末に有害性の高い六価クロムの使用を全廃しました。この先進的な成果や経験を応用し、ニコンの全製品分野で六価クロムフリーの表面処理技術を確立しています。

ニコングループでは、塗装・メッキ・化成処理などの表面処理工程全般に適用する、重金属（六価クロム・鉛・カドミウム・水銀）全廃のための厳格な技術標準を制定しています。全製品分野でこの技術標準の運用を徹底するため、表面処理工程を委託している広範な事業パートナーの皆様にもご協力いただき、個別の技術支援、厳しい現場監査、現品の化学分析による確認など、さまざまな手段を講じています。

品質保証部門における化学分析技術の活用

ニコングループは、全製品中の六価クロム・鉛・カドミウム・水銀・PBB・PBDE・PVCなど、有害化学物質の全廃を進めています。ニコン製品は非常に多くの材料や部品で構成され、多くの事業パートナーの皆様の手を経て生産されることから、有害化学物質の排除を徹底するためには、グリーン調達の仕組みのほか、化学分析による各種資材の確認が必須です。ニコン製品の生産プロセスでは、品質保証部門などに化学分析技術を導入し、多くの技術者に分析技術や関連知識を習得させ、有害化学物質の混入防止の徹底を図っています。

有害化学物質規制への対応

今、世界では新たな化学物質法規制が次々に制定されています。その背景には1992年のリオ宣言※で提唱された「予防的アプローチ」をはじめ、ヨハネスブルク実施計画※の採択やSAICM※など、化学物質を適切に管理するための国際的な枠組みづくりの進展があります。ニコングループは、人の健康維持と環境リスクの低減を目的に、これらの国際的な枠組みに沿った化学物質管理に努め、法規制に確実に対応しています。

新たな法規制の中でも、欧州のRoHS指令※やREACH規則※は、世界の化学物質法規制に大きな影響を与えているもので、製品中に含有される有害化学物質の管理は今や必須条件となっています。ニコングループでは、サプライチェーンを通じた有害化学物質の含有調査やその含有情報管理のIT化を進めてきており、RoHS指令、REACH規則をはじめとする世界の有害化学物質法規制に確実・迅速かつ効率的に対応しています。

- ニコンREACH順守宣言[英文]（PDF:33KB）
http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/Nikon_REACH.pdf

※ リオ宣言
1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議において合意された27原則から成る宣言。

※ ヨハネスブルク実施計画
2002年に規定。2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響を最小化するために各国政府などが取り組むべき具体的事柄を定めたもの。

※ SAICM（The Strategic Approach to International Chemicals Management）
国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ。ヨハネスブルク実施計画の目標を達成するための、化学物質管理における国際的な合意文書。

※ RoHS指令（Restriction of Hazardous Substances）
電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
EUにおいて2003年に公布。特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。RoHS指令は、その後、2011年に改正された。

※ REACH規則
EU（欧州連合）が2007年に発行した化学物質規制。Registration（登録）、Evaluation（評価）、Authorisation（承認）and Restriction（制限）of Chemicals（化学物質）からとった略称。化学物質を製造・輸入する企業は安全性や用途に関する情報を登録することを義務づけられている。

関連情報

- ニコン製品におけるアスベストに関するご報告
  http://www.nikon.co.jp/csr/environment/products/products_02/asbestos/index.htm
  過去に販売した一部の製品にアスベスト（石綿）含有部品を使用していた事例につきまして、ご報告いたします。
- グリーン調達の推進（P128）
  調達パートナーにおける化学物質管理体制構築を推進するニコングループの取り組みを記載しています。

製品リユース・リサイクル

全世界に製品を供給するニコングループでは、使用済み製品のリユース・リサイクルに取り組むことにより、製品・サービスにおける環境負荷低減に向けた努力を積み重ねています。

露光装置の中古品再生販売

ニコングループは、お客様が使用しなくなったニコン製の露光装置を中古品として引き取り、国内・海外の新たなお客様向けに再生・部品交換・調整・据え付けを行うサービスを2001年3月期に事業化しました。この事業は、ニコン製品のリユースを当社自らが実践している事例で、2015年3月期までの累積販売台数は327台に達しています。
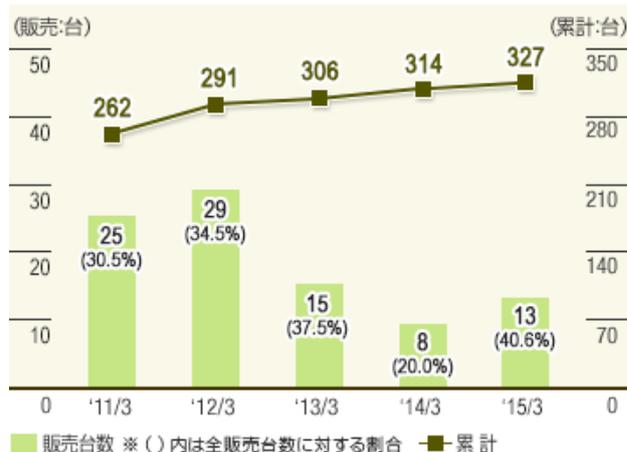
バッテリーのリサイクル

ニコンは、日本市場において使用済みとなったニコン製デジタルカメラなどの二次電池をお客様から回収し、リサイクルしています。この取り組みは、JBRC※を通じて多くの企業と共同で実施しています。

※ JBRC（Japan Portable Rechargeable Battery Recycling Center）
一般社団法人JBRC。資源有効利用促進法に基づき、小形充電式電池の再資源化を推進する団体。

使用済みニコン製品のリサイクル

欧州では、WEEE指令※に基づき、国ごとに使用済み電子機器の回収リサイクルに関する法律が整備されています。ニコングループでは、それらの法律に対し、デジタルカメラなど、ニコン製品の回収リサイクルの義務を果たす取り組みを進めています。オランダのグループ会社を中心として国ごとに対応準備を進め、これまで25カ国以上で回収組織などへの参加登録を行うとともに、回収体制を整えてきました。ニコングループは、今後も使用済み製品の回収リサイクルの適正な取り組みを進めていきます。
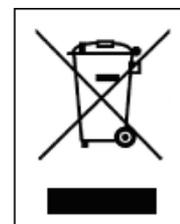
EUにおけるリサイクルのためのマーキング

※ WEEE指令（Waste Electrical and Electronic Equipment）
2003年にEUが制定した法律で、使用済み電気・電子機器の回収・リサイクルにおける加盟国の義務を定めている。WEEE指令は、その後、2012年に改正された。

容器包装材のリサイクル

ニコングループは、デジタルカメラなど、国内におけるニコン製品の容器包装材のリサイクルを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への委託契約により進めています。欧州では、EU包装廃棄物指令に基づき、各加盟国で国内法による包装廃棄物の回収リサイクルシステムを構築しており、その多くは、グリーンドットシステム※を採用しています。ニコングループは、欧州においても各国のリサイクル機関に回収リサイクル料金を支払うことで、グリーンドットマークを容器包装材に表示し、各国における容器包装材の回収・リサイクルの促進に協力しています。

グリーンドットマーク

※ グリーンドットシステム
1994年のEU包装廃棄物指令を受けて、加盟各国が国内法により構築した包装廃棄物の回収リサイクルシステムのこと。

容器包装の取り組み

ニコングループでは、容器包装の減容化・軽量化によって省資源や有害物質の削減に努めるとともに、輸送時のCO_2排出量削減にもつなげています。

包装資材に関する環境負荷低減

ニコングループでは、2001年7月に、「ニコン環境管理基本方針」に掲げる環境負荷の低減と有害物質の削減を目標とする「ニコン包装アセスメント（第1版）」（法規制の動向に合わせ、現在、第4版まで改定）を定めました。容器包装材の設計段階からこの包装アセスメントを実施することにより、容器包装材の減容・減量による省資源化や、有害物質削減による廃棄時の環境負荷の低減等を進めています。

デジタル一眼レフカメラの化粧箱。前機種（D5200）に比べ、後継機種（D5300）の体積は約32%減少。

使用説明書などの紙資源使用削減

半導体露光装置の事例

半導体露光装置は「人類史上最も精密な機械」と言われており、構造だけでなく操作も極めて複雑な上に、多くの調整作業も必要です。そのため使用説明書のページ数は非常に多く、1990年に販売していたg線を用いた初期の半導体露光装置の場合、基本部分だけで約3,100ページにおよんでいました。そして、半導体の微細化による露光装置への要求精度の向上に伴って、使用説明書のボリュームは、さらに増加し続けていました。

そこでニコングループでは、2008年より省資源の観点から使用説明書を電子化し、CD-ROMとして配布しています。CD-ROMで配布した使用説明書をすべて紙で発行した場合、2013年の使用ページ数は10万を超えることから、電子化によってそれに相当する紙資源を節約できました。使用説明書の電子化は環境対策だけでなく、お客様の保管場所の省スペース化や内容を検索する際などの使い勝手の向上にも貢献しています。

また、省資源の観点から見逃せないのが、使用説明書の制作過程で出る廃紙です。使用説明書の原稿は、お客様の手に渡るまでに社内で何度も検読されます。この検読を紙ではなく、パソコンの画面上で行うことで、使用説明書の完成品を上回る紙使用量を削減できます。そのため、ニコングループでは、使用説明書の業界団体におけるペーパーレス校正ガイドラインの作成に参画し、それに基づき社内の検読を全面的に電子化するよう推進しています。

こうした活動は、FPD露光装置の使用説明書作成プロセスにおいても同様に展開しています。

デジタルカメラの事例

デジタルカメラの使用説明書について、要点を簡潔にまとめた「冊子版」と詳細な情報を載せた「電子版」をセットにしたものへと切替えを進めています。具体的には、2007年春製品よりコンパクトデジタルカメラの電子版使用説明書をCD-ROMで提供開始しました。2012年秋製品の一部からはウェブサイトからダウンロードする方法に変更し、段階的に電子版を導入しています。国によって考え方や嗜好、IT環境の普及状況などが異なるため、比較的条件が整っている欧州地域を先行させるなど、柔軟に対応しています。2014年からは、コンパクトデジタルカメラとレンズ交換式アドバンストカメラについて、電子版使用説明書を全世界でダウンロードできるようにしました。

使用説明書の電子版がCD-ROMからダウンロードへと変更となり、さらに軽量化

これらの取り組みは、お客様の検索性・利便性の向上に加えて、紙資源の使用量削減、輸送時のCO_2削減など、環境への配慮も大きな目的となっています。たとえば、レンズ交換式アドバンストカメラNikon 1 V3では、電子版の使用説明書は316ページであるのに対し、冊子版は160ページに抑えられています。使用説明書に電子版を導入している機種の紙資源の使用量は、2015年1年間で、全世界で約13億6,000万ページ（冊子版と電子版の差異を売上予測より算出）を削減できるものと見込んでいます。
カメラの使用説明書はA6またはB6サイズと小さなものですが、1台1台への取り組みを積み重ねることで大きな環境負荷低減につながるとニコングループでは考えています。

物流での取り組み

ニコングループは地球温暖化対策として、物流部門でのCO_2排出量の削減が急務であることを認識し、さまざまな取り組みを行っています。

物流におけるCO_2排出量削減

ニコングループの製品は、アジアを中心とした生産拠点で生産され、世界各地で販売されています。これを踏まえ、ニコンでは、国内グループ生産会社を含めた物流ルート、輸送量およびCO_2排出量を把握し、輸送時のCO_2削減に取り組んでいます。2013年3月期より、物流CO_2排出量簡易算定ツール（国土交通省 国土交通政策研究所）を使用し、国際間物流におけるCO_2排出量の算定を開始しました。2015年3月期の物流におけるCO_2排出量は、国内物流1,695トン-CO_2、国際間物流14.6万トン-CO_2でした。また、2015年3月期は米国内物流からのCO_2排出量の試算に向けて、情報収集・分析を開始しました。2016年3月期は、物流におけるCO_2排出量の範囲を拡大し、積載率向上、モーダルシフト、産直化などの施策を推進し、物流における環境負荷低減に努めていきます。

エコドライブの推進

ニコングループの物流輸送に携わっているニコンビジネスサービスでは、保有する大型貨物車すべてにデジタルタコグラフとドライブレコーダーを搭載しています。走行経路、発着時刻、一般道や高速道での最高速度、急発進・急加速、急ブレーキの回数、休憩時間などをすべて記録・管理し、評価を行うことで、今後のさらなる燃費改善と運転者の安全意識の向上をめざしています。また、ドライバー全員が定期的にエコドライブ講習会を受講しています。

ニコンインステックとニコンイメージングジャパンでは、営業車の運行管理にテレマティクス※を利用し、安全運転やエコドライブの推進を図っています。これにより運転者の環境意識が向上しています。

※ テレマティクス
自動車などの移動体に通信システムを搭載し、燃料消費量などの情報をやりとりするシステム。

アイドリングストップの実施

半導体露光装置などの運搬では、荷室は厳密な温度管理が求められます。従来の車両では、空調機を作動させるため、停車中もエンジンをかけていました。しかし、現在、自社工場敷地内では、外部から取り込んだ電源により空調を作動させるように対策を施し、アイドリングストップが可能となりました。ニコンビジネスサービスでは保有する車両すべてに外部電源システムを導入しています。

外部電源供給の様子

環境配慮型車両の導入と輸送効率の向上

ニコングループでは、社用車や輸送トラックを順次、低燃費車種に切り替え、環境に配慮した車両の導入を推進しています。

また、ニコン熊谷製作所と成田空港間における輸送については、都度輸送から定期便輸送へ転換を図ることにより、輸送効率が大きく改善しました。さらに国際間物流の輸送ルートの見直しによる輸送距離の短縮化（産直）を進めています。併せて、効率的に製品を積載することができるデジタルカメラの化粧箱サイズの見直しや、コンテナ輸送からパレット輸送への転換による外装箱廃止など、物流のさまざまな側面において環境への配慮を行っています。

モーダルシフト

ニコングループでは、日本国内において、航空輸送は船便輸送へ、トラック輸送は鉄道輸送へというように、環境負荷が少ない輸送に切り替えるモーダルシフト※を推進しています。現在、各事業部門でモーダルシフトへの切り替えが可能な商品の納品分より積極的に取り組んでいます。さらに、製品だけでなく、調達パートナーへの包装資材の支給や納品用ケースの戻し、納入に使う工具の返送などにおいても同様に切り替えを進めています。今後も物流品質を確保しながら、モーダルシフトの拡大に努めていきます。

※ モーダルシフト
一般的に、輸送・交通手段の転換を図り、より環境負荷の少ないものに代替すること。

主な製品の環境配慮事例

ニコングループでは独自の環境配慮設計管理システムにより、製品の環境性能の継続的な向上をめざしています。
以下に2015年3月期に発表、発売した製品の環境配慮事例を紹介します。

映像事業

デジタル一眼レフカメラ D5500（2015年2月発売）

DXフォーマットデジタル一眼レフカメラ。ニコンデジタル一眼レフカメラ初となる静電式タッチパネルを搭載。モノコック構造の採用やボディ内部構造のレイアウトの刷新により、バリアングル液晶モニター搭載のデジタル一眼レフカメラにおいて世界最軽量（D5300に比べて12.5%軽量化）、ボディの薄型化による深いグリップで高いホールド感を実現。小型・軽量でありながら高画質と使いやすさを両立したモデルです。また、すぐれた低消費電力設計により、撮影可能コマ数で約37%向上しました。

D5500

レンズ AF-S DX NIKKOR 55-200mm f/4-5.6G ED VR II（2015年2月発売）

沈胴機構の採用により、従来品と比較して長さで約16.5mm減（沈胴時）、最大径で約2.5mm減、質量で約35g減の小型・軽量化を実現した携行性に優れるDX望遠ズームレンズ。望遠撮影をサポートするブレ軽減効果の高いVR機構（手ブレ補正効果 4.0段）を搭載。EDレンズの採用により、色収差の少ない高い光学性能で、気軽に望遠撮影が楽しめます。

AF-S DX NIKKOR 55-200mm f/4-5.6G ED VR II

コンパクトデジタルカメラ COOLPIX P900（2015年3月発売）

広角24mm相当から超望遠2000mm相当（35mm判換算の撮影画角）までをカバーする光学83倍ズームを搭載したコンパクトデジタルカメラ。色収差の補正に優れたスーパーEDレンズを採用した大口径レンズにより、超望遠撮影時でも鮮鋭感のある美しい描写が可能です。デュアル検知光学VRにより達成した5.0段の手ブレ補正効果や、約0.12秒の撮影タイムラグを実現しているほか、アイセンサー付き電子ビューファインダーなどを搭載しています。

COOLPIX P900

鉛フリーはんだ	電子部品実装基板などのはんだをすべて鉛フリー化
有害物質の削減	欧州RoHS指令の基準達成
鉛・ヒ素フリーガラス比率	100%

※ 上記3製品の共通のデータ。

レーザー距離計 COOLSHOT 20（2014年9月発売）

ゴルフでの使用に最適なレーザー距離計COOLSHOTシリーズで最軽量の約125g（電池を除く）、全長も最小の91mmを実現しました。林などの手前にあるピンフラッグまでの距離測定に便利な「近距離優先アルゴリズム」を搭載しています。また、パワーボタンを1回押すだけで8秒間連続して赤外線レーザーを照射し測定する「ワンプッシュ連続測定機能」により、手ブレの影響を軽減し、目標物までの距離を容易に測定可能です。

COOLSHOT 20

小型軽量化	基準機種（COOLSHOT）と比較して質量24%削減（165g→125g）、小型化（全長111mm→ 91mm）
鉛フリーはんだ	電子部品実装基板などのはんだをすべて鉛フリー化
有害物質の削減	欧州RoHS指令の基準達成
鉛・ヒ素フリーガラス比率	100%

インストルメンツ事業

顕微鏡用光源レーザーユニット LU-NVシリーズ（2015年1月発売）

最大8種類のレーザー光源が搭載でき、7種類のファイバーからの出力が可能なため、レーザー光源を使用するさまざまな観察シーンに1台のレーザーユニットで対応できます。搭載レーザーの電源を個別にON/OFF可能にし、使用していないレーザーの消耗を低減、長寿命化に貢献しています。また、新開発レーザーコンバイナーによりレーザー出力が安定、内蔵のAOチューブナノフィルターによりレーザー強度の個別制御も可能になりました。

LUコントローラーボックスB（左上）、レーザーユニット LU-NV（左下）とレーザー顕微鏡（右）の組み合わせ

長寿命化	レーザーの個別電源ON/OFF機能によりレーザーの消耗を低減､長寿命化に貢献
有害物質削減	欧州RoHS指令基準達成

CO_2削減への取り組み

健全な地球環境を次代に引き継ぐために、グループ全体で低炭素社会の実現に取り組んでいます。

CO_2削減における基本的な考え方

ニコングループは、「社会の持続的発展を可能とする健全な環境を次代に引き継ぐ」という基本的な考え方に基づき、グループ一丸となってCO_2削減のための諸施策を実施しています。また、CO_2排出量の抑制を重要な経営課題としてとらえ、製品ライフサイクル全体を通して、徹底した省エネルギー化や自然エネルギーの活用、消費電力効率※に優れた製品の提供などに努め、低炭素社会の実現に取り組んでいきます。

※ 消費電力効率
ニコンでは、製品の消費電力当たりの機能の大きさを算出し、消費電力効率と呼んでいる。
製品の消費電力効率＝機能の大きさ／消費電力
機能の大きさは、製品の種類ごとに個別に定義されている。ニコンでは新製品の消費電力効率の継続的な向上を推進している。

CO_2削減推進体制

ニコングループでは、事業環境部会が中心となり、事業所ごとにCO_2排出量削減目標を設定しています。エネルギー使用量の見える化の推進、環境目標の各部門への展開、社員への啓発活動など、部門ごとに主体性を発揮した活動を推進しています。

事業環境部会体制図

国内ニコングループのCO_2排出状況

ニコングループでは、空調設備や照明機器の高効率化、生産活動の改善、空調や照明およびOA機器の適切な運用管理、自然エネルギーの活用など、CO_2排出量の抑制に継続して取り組んでいます。
2015年3月期は、ニコンおよび国内グループ生産会社の実績で、目標のCO_2総排出量13.4万トン-CO_2に対し、12.1万トン-CO_2となり、目標を達成しました。

ニコンおよび国内グループ生産会社CO_2排出量推移 [アクションプラン管理用にCO_2排出係数を固定して算出]

ニコン　国内グループ生産会社　売上高原単位(指数)

※ エネルギー起源のCO_2を集計対象とする。

※ 基準排出量は2006年3月期から2008年3月期の平均値。
CO_2排出係数は2006年3月期から2008年3月期の実排出係数の加重平均値（全期間固定）を使用。
単位発熱量は以下の係数を使用。
都市ガス（単位発熱量）：ガス会社固有の値
その他燃料：基準排出量の算定に適用される「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の値

ニコンおよび国内グループ生産会社 エネルギー使用量推移

ニコン　国内グループ生産会社　売上高原単位(指数)

※ 基準使用量は2006年3月期から2008年3月期の平均値。
エネルギー使用量算定にあたり、単位発熱量は以下の係数で算定。
電力：電力会社固有の値
都市ガス：ガス会社固有の値
その他燃料：各年度使用量の算定に使用される「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の値

ニコンおよび国内グループ生産会社 温室効果ガス排出内訳
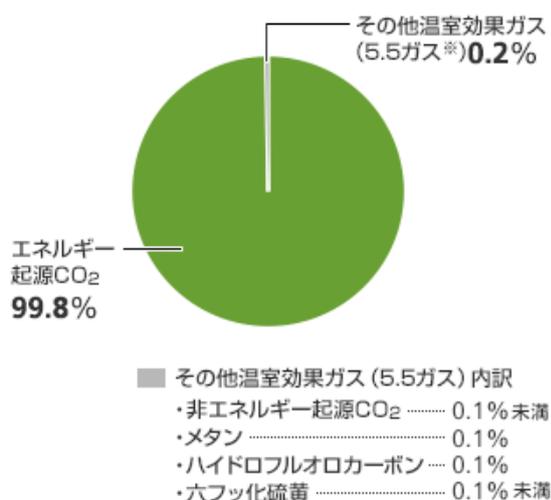
ニコンおよび国内グループ生産会社の排出する温室効果ガスのうち、ほぼ全てがエネルギー起源のCO_2であるため、ニコングループにおける温室効果ガスの目標設定と管理は、エネルギー起源のCO_2を基準として実施しています。

※ 5.5ガス
京都議定書で定められた6種類の温室効果ガスのうち、エネルギー起源のCO_2を除いたもの。具体的には、CH_4、N_2O、HFC類、PFC類、SF_6、非エネルギー起源CO_2を指す。

国内ニコングループのCO_2削減施策例

蒸気レス空調システムの導入

栃木ニコンプレシジョンでは、クリーンルームの空調に効率良く熱源を発生させる蒸気レス空調システムを導入しています。このシステムにより削減されるCO_2排出量は年間2,265トンです。

栃木ニコンプレシジョンの蒸気レス空調システムのヒートポンプチラー設備

ボイラー運転制御の改善

栃木ニコンプレシジョンでは、製造工程の一部に蒸気を使用しています。蒸気供給先の要求圧力に応じた最適なボイラーの運転条件を設定することで、運転・停止の切り替え頻度を最小限にすることに成功。これにより年間400トンを超えるCO_2排出量削減となりました。

作業スペースの有効利用による省エネルギー

黒羽ニコンでは工場内5ヵ所に分散していたレンズ加工職場を3ヵ所に集約し、洗浄工程の設備の統廃合等を行うことで稼働効率が向上、省エネルギーにも大きく寄与しました。

自然エネルギーの活用

ニコン熊谷製作所では、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）との共同研究のもと、2010年1月より太陽光発電システムを本格稼働させています。発電量は年間10万kWh以上で、CO_2削減効果は年間約50トンとなります。また、横浜製作所は、2013年4月に竣工した502号館の壁面に太陽光発電設備を設置しており、発電量は年間約26千kWh、CO_2削減効果は年間約10トンです。さらに同製作所は横浜市の風力発電事業に「Y（ヨコハマ）-グリーンパートナー企業」として協賛しています。

熊谷製作所の発電量がリアルタイムでわかるモニター

熊谷製作所の太陽光パネル
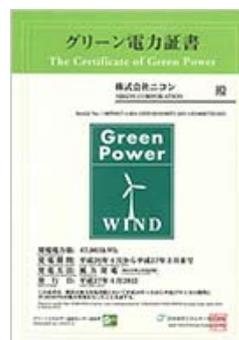
横浜製作所のグリーン電力証書

国内ニコングループ自然エネルギー使用量推移

井戸水の有効利用

ガラス材料の製造には高温の熱処理工程を伴うため、空調負荷は大きくなります。ニコン相模原製作所の熱処理工程の室内では、井戸水（水温は年間を通じて18℃程度）を循環させる空調システムを導入しています。これにより冷水発生装置による空調システムと比較して、消費電力は約半分となります。

横浜製作所新棟における環境配慮

2013年4月に竣工したニコン横浜製作所502号館は、太陽光発電システムのほか、建物外壁の断熱化、グリーンカーテン、屋上緑化、高効率空調、LED照明の導入など、さまざまな環境配慮施策を盛り込んだ新棟です。

各事業所におけるその他の取り組み

ニコングループの各事業所では、耐用年数に達した設備更新時に、ボイラーの燃料転換や高効率機器（照明、エアコン、コンプレッサー、変圧器など）の導入を積極的に進めています。例えば、ニコン相模原製作所と同製作所湘南分室、水戸製作所などでは、事務室や加工室の水銀灯や蛍光灯を一部LED照明に切り替えました。また横浜製作所では、冷凍機などを高効率機器に更新し、熊谷製作所では、通勤バスに天然ガス車両を3台導入し、CO_2排出量削減に努めています。

相模原製作所湘南分室のLED照明

海外グループ生産会社のCO_2排出状況

海外グループ生産会社においては、2015年3月期の実績として、実質生産高原単位計算で基準排出量から8.0%削減という目標に対し、11.9%の削減となり目標を達成しました。

※ 基準排出量は2006年3月期から2008年3月期の平均値。

※ 排出係数は、国際エネルギー機関（IEA）の国別係数を、2005年度から2007年度で加重平均して使用（全期間固定）。

※ 実質生産高原単位（指数）の基準年度は2007年3月期と設定（2007年3月期=1）。

※ 2012年3月期のNikon (Thailand) Co., Ltd.のCO_2排出量は、洪水のため工場が停止したので4〜9月分のみを計上。

海外グループ生産会社のCO_2削減施策例

照明の高効率化

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）では、2013年3月期に工場敷地内に設置している外灯を太陽光パネル付きのLED照明に交換しました。また、工場内の廊下など共用エリアや変電所、コンプレッサー室の照明も順次LED照明に交換しています。
Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）では、工場内の蛍光灯をLED照明に交換し、空調機器のインバータ化など、工場操業のさまざまな面において省エネルギー対策を進めています。

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.の共用エリアの蛍光灯型LED照明

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.の太陽光パネル付きLED外灯

省エネルギー活動の展開

Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）では、社内環境担当者で構成されたCO_2コミッティグループによる省エネパトロールを行っています。パトロールでは空調温度や照明照度のチェックを頻繁に行うとともに、空調機の運転や照明の適正管理に努めています。

Nikon (Thailand) Co., Ltd.の省エネパトロールの様子

Nikon (Thailand) Co., Ltd.の照明スイッチの近くに掲示した省エネルギーを呼びかける表示

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）でも、環境部門の管理職層による工場全体の省エネパトロールを毎月実施し、照明削減や空調・排気設備の適正管理に努めています。また、毎月圧縮空気漏れのチェックをする省エネ活動にも取り組んでいます。

非生産系事業所の取り組み

ニコングループでは、生産拠点以外の事業所においても、省エネルギー活動や廃棄物の削減、資源のリサイクル推進など、さまざまな環境保全への取り組みを行っています。

オフィスでの省エネルギー

各事業所では、高効率照明への転換やセンサー式照明の導入、空調設備や事務機器の高効率化などを進めています。Nikon AG（スイス）ではオフィスビルの外側に自動カーテンを設置することで、建物の断熱性を高めています。Nikon Australia Pty Ltd（オーストラリア）の正面玄関の近くには照明をエリアごとに管理するメインコントロールを設置し、使用していないエリアの照明の消し忘れをパネルでチェックできるようにしています。Nikon India Private Limited（インド）では、以前より照明の高効率化やこまめな消灯、エアコンやパソコンの節電などに取り組んできました。2015年3月期は、オフィスのほぼすべての照明を電球型蛍光灯からLED照明に切り替えました。LED照明は輝度が高いため、照明の数も減らすことができ、大幅な消費電力削減につながりました。 ニコンスタッフサービス栃木事業所人材派遣栃木ブランチでは、夏季における室内の温度上昇を抑制するため、毎年、窓辺などにキュウリやゴーヤ、すいかのグリーンカーテンを設置しています。

また、各事業所においてエアコンの適切な温度設定やタイマーを使用しての照明の管理、待機電力の削減など、日常の業務においても常日頃から省エネルギー活動に取り組んでいます。

外側に自動カーテンを設置したNikon AGのオフィスビル

Nikon Australia Pty Ltdの照明のメインコントロール

ほぼ全面にLED照明を採用したNikon India Private Limitedのオフィス

ニコンスタッフサービス栃木事業所人材派遣栃木ブランチのグリーンカーテン

自然エネルギーの利用

Nikon AG（スイス）では、2003年のオフィス移転時より、オフィスの冷暖房に地中熱を利用したヒートポンプシステムを利用しています。

Nikon AGのヒートポンプシステム

省資源と廃棄物の削減、リサイクル

各事業所では、省資源に向けて書類のプリントアウト削減や、紙コップなどの使い捨て食器の使用削減に取り組んでいます。また、廃棄物の分別を推進し、資源の循環利用に対する意識啓発を行っています。Nikon Precision Korea Ltd.（韓国）では、2013年7月より「紙使用量抑制キャンペーン」を実施しており、ペーパーレス化による印刷物の抑制や紙コップの使用の自制を社内ポータルサイトを通じて社員に呼び掛けています。Nikon India Private Limited（インド）では、オフィスから出た古紙をノートにリサイクルするサービスを利用しており、そのノートは再び社内で使用されています。

Nikon Hong Kong Ltd.のペットボトル（左）と古紙（右）のリサイクルボックス

Nikon Precision Korea Ltd.の紙使用量削減を呼びかけるステッカー（左）とステッカーが貼られたプリンター（右）。ハングルでは「地球環境保全 裏面紙、白黒、両面 1枚2ページ」と書かれている

Nikon India Private Limitedの紙のリサイクルボックス（左）とリサイクルペーパーでできたノート（右）

通勤、社用車への取り組み

各事業所では、社用車にハイブリッドカーなど燃費効率のよい自動車や、環境負荷の少ない自動車を導入する取り組みを進めています。また、社員の通勤に環境負荷の少ない方法を推奨している事業所もあります。例えばNikon Australia Pty Ltd（オーストラリア）では、自転車通勤を推奨するために、事業所内に自転車置き場とシャワールームを完備し、通勤には自家用車ではなく、公共の交通機関を積極的に利用することや、カープール（相乗り）することを社員に呼びかけています。

Nikon Australia Pty Ltdの自転車置き場の様子

大気・水質汚染防止と水資源の保護

ニコングループでは、大気・水質の保全のために法令・条例などの規制を順守するだけでなく、事業所の環境に合わせて地域団体と協定を締結したり、事故を未然に防ぐための自主基準値を設けるなどの施策によって管理を実施しています。

大気・水質汚染防止の取り組み

2015年3月期にニコンおよび国内グループ生産会社において、排気中含有物質が基準値を超えた例はありませんでしたが、排水の水質が法定基準値を超えた例は2件ありました。いずれも対処により正常値に回復しています。詳細および各事業所のデータは以下に公開しています。

› 事業所別環境データ
http://www.nikon.co.jp/csr/environment/plants/data/index.htm

水資源の保護の取り組み

ニコングループでは、排気、排水による環境への影響を抑えるとともに、水資源の保護に取り組んでいます。

生産を行っている事業所では、生産工程で発生する排水を適正に処理し、再利用を積極的に推進しています。さらに、節水活動の推進による水使用量の抑制を徹底しています。例えばNikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）では、RO水を精製する過程で排出する濃縮水をトイレ用水として再利用するなどで節水に努めています。2015年3月期の水資源投入量は、ニコンおよび国内グループ生産会社で2,488千m^3、海外グループ生産会社で1,213千m^{3}でした。

ニコンおよび国内グループ生産会社 水資源投入量推移

ニコンおよび国内グループ生産会社 水資源投入量の内訳 (2015年3月期)
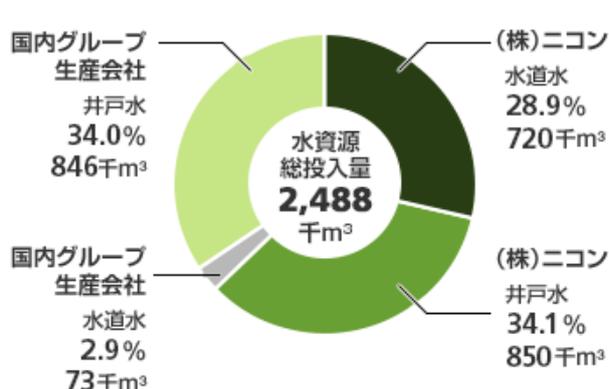
※ 工業用水の使用はなし。

水の循環利用の事例

光学部品の製造には、多くの水資源を必要とします。材料の製造から部品加工まで一貫した工程を受け持つニコン相模原製作所での水資源の使用量は、国内ニコングループ全体の約半分を占めています。中でも水の使用量が最も多いのが、ガラス製造時の排気に含まれる酸成分を水に吸着させて除去する排ガス洗浄装置です。そこで相模原製作所では、排ガス洗浄装置で使用した洗浄水を回収・再生処理して、再利用しています。これにより現在では、洗浄工程で使用する水の60%を循環利用しています。また、光学ガラスや光学ガラス部品を製造している光ガラスでは、バレル研磨工程で使われる水の約30%を循環利用しています。

相模原製作所の回収・再生された水を洗浄工程に戻している配管

廃棄物等削減の取り組み

ニコングループは廃棄物の削減に努めるとともに、ゼロエミッションのレベル別指標を設け、循環資源化率の向上に取り組んでいます。

廃棄物削減

2015年3月期の廃棄物の排出量（有価物は含まない）は、ニコンは2,511トン、国内グループ生産会社は2,213トンでした。ニコンと国内グループ生産会社を合わせて、目標である2011年3月期排出量維持を達成しました。

ゼロエミッションへの取り組み

ニコングループでは、2009年3月期より、ゼロエミッション※の定義にレベル別指標を導入しています。

現在、多くの事業所がレベル1を達成し、維持していることから、2014年3月期よりゼロエミッションのレベル別指標に「レベルS」の水準を新たに導入しました。これにより、さらなる最終（埋立）処分率の低減をめざしていきます。

ゼロエミッションのレベル別指標

- レベルS：最終（埋立）処分率0.5%未満（2014年3月期より）
- レベル1：最終（埋立）処分率1%未満
- レベル2：最終（埋立）処分率5%未満
- レベル3：最終（埋立）処分率10%未満
- レベル4：最終（埋立）処分率20%未満

※ ゼロエミッション
国連大学が1994年に提唱。産業活動から排出される廃棄物などを、ほかの産業の資源として活用し、社会全体として廃棄物ゼロにするという考え方。

ゼロエミッションレベルS、レベル1 達成状況（2015年3月期）

2015年3月期は、ニコンおよび国内グループ生産会社（光ガラスを除く）でゼロエミッションレベルSの体制を維持しました。また光ガラスはゼロエミッションレベル1の体制を構築しました。

レベル	社名
レベルS	ニコン（全6製作所）
	栃木ニコン／栃木ニコンプレシジョン
	仙台ニコン
	宮城ニコンプレシジョン
	黒羽ニコン
	ティーエヌアイ工業
レベル1	Nikon Imaging (China) Co., Ltd.

国内ニコングループの取り組み

ニコンおよび国内グループ生産会社では、電子マニフェスト※システム（JWNET）対応の廃棄物管理システムを導入し、2015年3月期より本格稼働を開始しました。これにより各事業所における廃棄物排出量などの算定方法を統一化することができ、廃棄物などのデータ収集の迅速化とデータの精度向上を図ることができました。

ニコンおよび国内グループ生産会社廃棄物等（廃棄物＋有価物）の内訳（2015年3月期種類別）
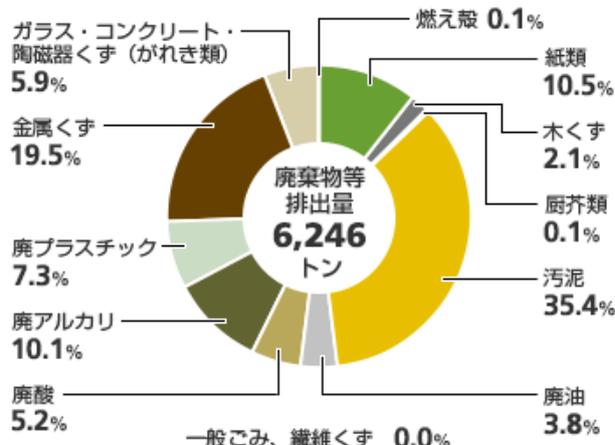
ニコンおよび国内グループ生産会社廃棄物等（廃棄物＋有価物）の内訳（2015年3月期処理方法別）
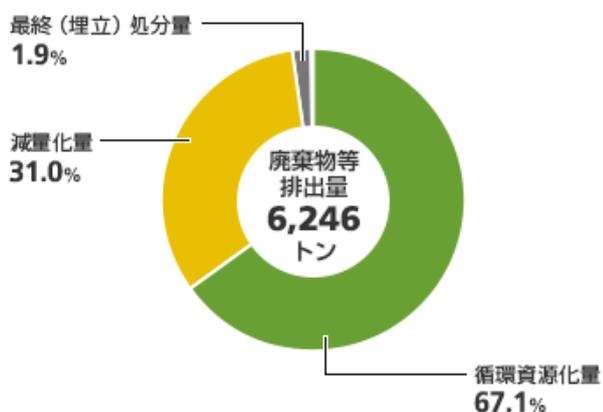
ニコンおよび国内グループ生産会社廃棄物等（廃棄物＋有価物）の排出量推移
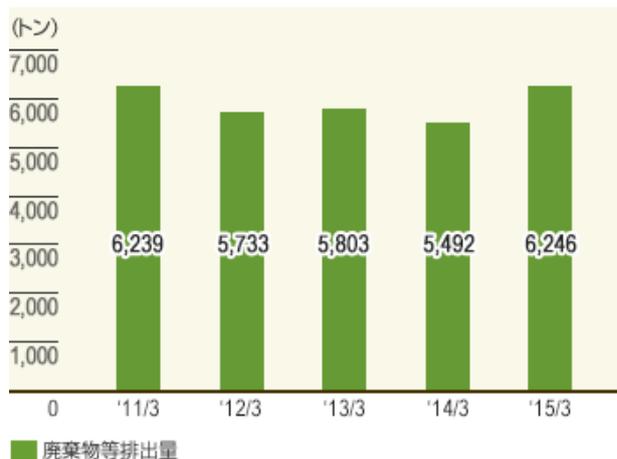
※ 電子マニフェスト
マニフェスト制度とは、不法投棄を未然に防止することを目的にした制度。排出事業者はマニフェスト伝票を用いて自分が排出した産業廃棄物の処理の流れを把握・管理する。電子マニフェストとはこれを電子化し、より高度で効率的な廃棄物管理を目指すもの。

国内ニコングループの取り組み事例

光ガラスでは 、埋立て処分をする廃棄物のうち、これまでリサイクルが難しかったフッ素含有汚泥の処理を、熔融・スラグ化して覆土材にリサイクルしている廃棄物処理業者への委託に変更しました。これにより、フッ素含有汚泥の再資源化が可能となり、2015年3月期はゼロエミッションレベル1体制を構築しました。

海外グループ生産会社の取り組み

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）では、2009年3月期よりゼロエミッションに向けた活動を行っています。これまでに現状の把握と、廃棄物の分類ごとに埋立て処分以外の処理方法についての検討を行い、リサイクルなどの対応が可能な廃棄物処理業者に切り替えました。こうした取り組みの結果、2010年3月期にゼロエミッションレベル1を達成しました。2015年3月期の最終（埋立）処分率は、0.52%とレベル1体制を維持しており、洗浄工程で排出される廃棄物のリサイクルなどさまざまな取り組みを行っています。

なお、Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd.（中国）とHikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.（中国）は、2012年3月期に廃棄物排出状況の正確なデータ収集を開始し、廃棄物の管理体制を整えました。2015年3月期は目標通りゼロエミッションレベル2の体制を構築しました。

事業所における化学物質の管理・削減

ニコングループでは、各事業所において化学物質を適正に管理し、削減に努めるとともに、関係法令やガイドラインに沿った報告・情報開示を行っています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の管理と処理

ニコングループでは、生体・環境へ影響を及ぼす「PCBの廃棄物および使用中電気機器」などを法令に準拠して厳重に保管し、行政への届出などを行っています。

なお、適正処理済み高濃度PCB廃棄物以外に残っている「PCBの廃棄物および使用中電気機器」についても、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（旧日本環境安全事業株式会社）と協議の上、PCB特別措置法※の処理期限までに、順次、処理を実施していく予定です。

※ PCB特別措置法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法。2012年12月の一部法改正に伴い、PCBの保管事業者に2016年7月までに適正に処理することが義務づけられた期限が2027（平成39年）年3月に延長した。

製造時における化学物質の管理・削減

ニコングループでは、化学物質による環境汚染を未然に防止するため、化学物質の購入から使用、廃棄にいたるまで、環境や安全に配慮した管理を行っています。

ニコンでは、新規に化学物質を購入する際は、安全性データシート（SDS）※の取得とともに、使用職場による危険有害性の事前評価（アセスメント）を行います。また、その結果に基づく措置を確認し、環境・安全衛生担当部門が専門的見地から再確認する仕組みを構築しています。

ニコングループでは、特に環境負荷の高い化学物質については、その使用削減に向けた管理を徹底するとともに、代替物質の研究を進め、化学物質による環境汚染リスクを限りなくゼロに近づける努力を続けています。

例えば、栃木ニコンプレシジョンでは部品の洗浄工程で有機溶剤を使用しています。有機溶剤を使用するとVOC（揮発性有機化合物）ガスが発生しますが、同社ではVOCガスを回収・液化し、洗浄工程内でリユースする装置を導入しました。これによりVOC排出量および有機溶剤の使用量を大幅に抑制することができるようになりました。

※ 安全性データシート（SDS）
事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」を他の事業者に譲渡または提供する際には、その化学品の特性および取扱いに関する情報が記載された安全データシート（SDS）を事前に提供することが義務付けられている。

ニコングループのPRTR

国内ニコングループでは、2000年3月に、「ニコン・PRTR※ガイド」を作成し、使用している対象化学物質について、事業所ごとに管理活動を展開しています。活動内容は、購入から使用、廃棄までの数量管理、SDSに基づく取り扱い、廃棄についての安全管理です。また、2002年3月に、日本国の法による届け出の義務化に対応し、ガイドに「届出記入要領」などを追加、内容を更新し、届け出の体制を確立しました。

PRTR調査結果（2015年3月期）

ニコン

単位：kg

事業所		相模原製作所	熊谷製作所
物質番号		384	384
物質名		1- ブロモプロパン	1- ブロモプロパン
取扱量		18,707	2,500
排出量	大気	18,519	2,500
	公共用水	0	0
	土壌	0	0
移動量	下水道	187	0
	廃棄物	1	0
事業所内埋立量		0	0
除去処理量		0	0
製造品搬出量		0	0

国内グループ生産会社

単位：kg

事業所		栃木ニコンプレシジョン	仙台ニコン	黒羽ニコン		光ガラス	ティーエヌアイ工業	
物質番号		384	384	71	384	405	384	300
物質名		1- ブロモプロパン	1- ブロモプロパン	塩化第二鉄	1- ブロモプロパン	ほう素化合物	1- ブロモプロパン	トルエン
取扱量		6,284	26,231	5,373	6,775	23,341	1,213	4,630
排出量	大気	6,284	20,237	0	4,899	33	1,100	1,936
	公共用水	0	0	0	0	2	0	0
	土壌	0	0	0	0	0	0	0
移動量	下水道	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物	0	5,994	0	0	10,853	113	2,694
事業所内埋立量		0	0	0	0	0	0	0
除去処理量		0	0	0	0	0	0	0
製造品搬出量		0	0	5,373	1,876	12,454	0	0

合計

単位：kg

合計		
取扱量		95,054
排出量	大気	55,507
	公共用水	2
	土壌	0
移動量	下水道	187
	廃棄物	19,655
事業所内埋立量		0
除去処理量		0
製造品搬出量		19,703

※ ニコン：大井製作所・横浜製作所・水戸製作所・横須賀製作所では、報告の対象となる物質の取り扱いなし。

※ 国内主要グループ生産会社：栃木ニコン・宮城ニコンプレシジョンでは、報告の対象となる物質の取り扱いなし。

※ 上表は、各事業所において、有害化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質は0.5t以上）のものについて集計したもの。

※ 物質の数量は四捨五入しているため、取り扱い量は内訳の合計に一致しない場合がある。

※ PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）
日本においては、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量を事業者が自ら把握し、行政に報告（年1回）することにより、行政が把握・集計し、公表する仕組み。

大井製作所の高圧管路埋設工事等に伴う土壌調査結果について

大井製作所では、旧第2工場区域の高圧管路埋設および設備基礎工事等の実施を決定し、2015年3月12日から4月16日まで、東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）に基づく土壌調査を行った結果、敷地の一部から基準を超えるふっ素を検出しました。地下水による周辺環境および健康等への影響はなく、汚染区域の地表面はアスファルト舗装等が施されているため、飛散等による汚染拡大の心配はないと考えます。
ニコンは汚染確認後、ただちに東京都への報告を行っており、汚染土壌については、今後速やかに除去・適正処分し、清浄土壌による埋戻しを行います。
土壌調査の詳細、対策措置につきましては、以下掲載情報をご覧ください。

2015年6月4日

- 大井製作所の高圧管路埋設工事等に伴う土壌調査結果について(PDF:607KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/environment/plants/plants_04/pdf/150604ohi_info.pdf

大井製作所の土壌汚染処理経過報告

大井製作所は、2007年に確認された土壌などの汚染対策として、2007年末に旧第2工場区域の土壌対策措置を完了しました。また、2010年6月には旧第1工場区域の土壌対策処置を完了しました。現在、地下水の汲み上げ処理による浄化対策を行うとともに、地下水の定期的なモニタリングを行っています。今後も周辺環境に影響が生じることのないよう、関係法令を順守して地下水の浄化対策を行っていきます。

経緯

2007年、大井製作所の老朽化した旧建屋の解体と新築工事に伴い、「東京都環境確保条例」に基づく土壌汚染の有無に関する調査を行った結果、敷地の一部から最大で基準値の3,600倍（局所的かつ建物内部において）の六価クロムなど、基準値を超える特定有害物質を検出しました。また、一部の敷地境界地下水監視口からは、基準値の1.8倍にあたるトリクロロエチレンを検出しました。
ニコンでは、汚染判明後、速やかに東京都環境局および品川区への届出を行うとともに、近隣住民への説明会を実施したうえで対策措置を行ってきました。

2010年9月17日

- 大井製作所旧第1工場西側区域の土壌対策追加工事の終了について(PDF:73KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/100917ohi_info.pdf

2009年7月22日

- 大井製作所旧第1工場西側区域の土壌対策追加工事について(PDF:165KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/090722ohi_info.pdf

2007年10月5日

- 大井製作所の土壌及び地下水の追加調査並びに工事の進捗等について(PDF:180KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/071005ohi_info.pdf

2007年4月23日

- 大井製作所の建屋解体及び新築工事に伴う土壌調査結果について(PDF:599KB)
  http://www.nikon.co.jp/csr/pdf/070423ohi_info.pdf

グループ会社：光ガラス 千葉事業所の土壌調査および対策措置について

ニコンの国内グループ生産会社の光ガラスは、千葉事業所（千葉県四街道市）において、土壌汚染対策法に基づく土壌調査を2013年に行いました。
その結果、敷地の一部から基準を超える特定有害物質（セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素）を検出しました。また、合わせて実施した地下水調査において、基準を超える特定有害物質（ほう素）を検出しました。
これに伴い、光ガラスでは、2014年1月に千葉県に土壌汚染対策法第14条に基づく指定の申請を行い、2014年7月より事業所敷地内の土壌入れ替えによる浄化対策を実施し、2014年12月中に対策措置を終了しました。
対策措置後、工事終了報告書を千葉県に提出し、同県による確認を受けています。
光ガラスでは今後も地下水のモニタリングを行っていきます。

なお、土壌および地下水調査の詳細、対策措置につきましては、以下光ガラスサイト掲載情報をご覧ください。

2015年4月20日

- 千葉事業所（旧本社）の土壌対策工事の終了について（光ガラス）
  http://www.hikari-g.co.jp/news/index.htm#dojo

2014年7月3日

- 千葉事業所（旧本社）の土壌及び地下水調査について（光ガラス）
  http://www.hikari-g.co.jp/news/index.htm#dojo1

サプライチェーン全体での取り組み

ニコングループでは、地球環境に与える影響について、事業拠点ごとの活動だけでなくサプライチェーン全体を通じて評価すべきであると考え、検討と取り組みを進めています。

Scope3排出量の算定

温室効果ガスの排出量の算定については、従来の直接排出量（Scope1※）とエネルギー起源間接排出量（Scope2※）に加え、サプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な排出量（Scope3※）についても取り組みを開始しました。

※ Scope1
敷地内における燃料の使用等による直接的な温室効果ガス排出のこと。

※ Scope2
購入した電気・熱の使用により発生する間接的な温室効果ガス排出のこと。

※ Scope3
サプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出のこと（Scope 1,2を除く）。

Scope1、Scope2 および Scope3 のイメージ
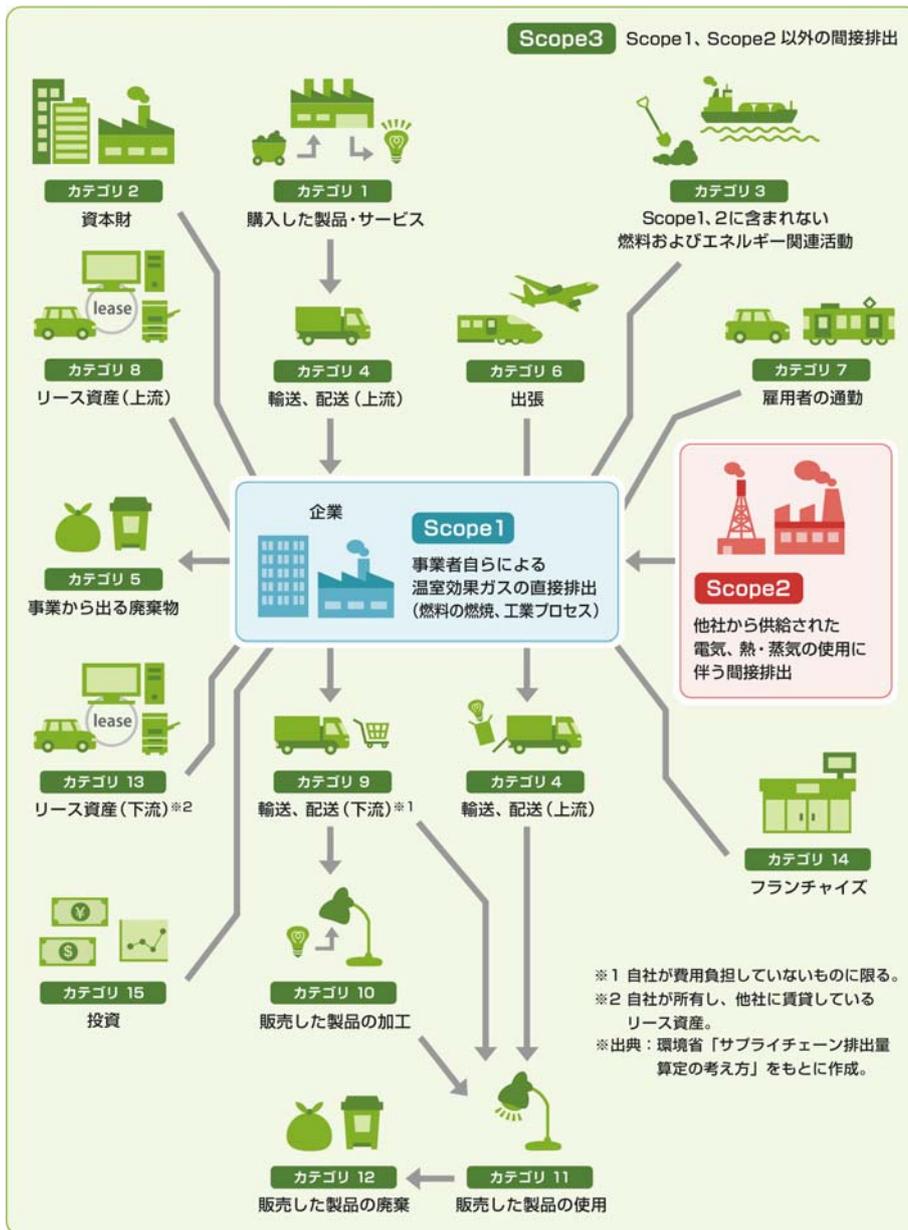
Scope3排出量の試算（カテゴリ別内訳）

2015年3月期は、環境省による「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出用算定に関する基本ガイドライン」に基づき、試算を行いました。今後は算定範囲を拡大して精度を向上させるとともに、排出量の大きなカテゴリについて重点的に対策を検討していく予定です。

Scope・カテゴリ別CO_2排出量集計対象

Scope・カテゴリ		対象年度	集計の対象範囲
Scope1		2014年3月期	ニコン 国内グループ生産会社
Scope2		2014年3月期	ニコン 国内グループ生産会社 Nikon Imaging (China) Co., Ltd. Nikon (Thailand) Co., Ltd.
Scope3	1.購入した製品・サービス	2014年3月期	ニコングループ全体
	2.資本財	2014年3月期	ニコングループ全体
	3.Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	2014年3月期	ニコン 国内グループ生産会社 Nikon Imaging (China) Co., Ltd. Nikon (Thailand) Co., Ltd.
	4.輸送、配送(上流)	2014年3月期	ニコングループ全体
	5.事業から出る廃棄物	2015年3月期	ニコン 国内グループ生産会社
	6.出張	2014年3月期	ニコン
	7.雇用者の通勤	2014年3月期	ニコン 国内グループ会社
	8.リース資産(上流)	-	Scope2に含んで計算
	9.輸送、配送(下流)	-	対象外
	10.販売した製品の加工	-	未計算
	11.販売した製品の使用	2014年3月期	映像製品
	12.販売した製品の廃棄	-	未計算
	13.リース資産(下流)	2015年3月期	ニコン
	14.フランチャイズ	-	対象外
	15.投資	2014年3月期	ニコン

Scope3排出量の削減事例（輸送、配送（上流））

Scope3排出量に該当するカテゴリのうち、従来より引き続き実施している活動事例を紹介します。

› 物流での取り組み（P71）

サプライチェーン全体での有害化学物質の管理

CO_2排出に加え、有害な化学物質が環境中へ排出されることをサプライチェーン全体で防ぐために、グリーン調達活動により、製品に含まれる化学物質を適切に管理しています。

› グリーン調達の推進（P128）

ニコンのコンプライアンス

企業理念「信頼と創造」のもと、社会からの信頼に誠実に向き合うために、グループ横断の推進体制を確立し、ニコングループ全体でコンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンスの考え方

ニコングループでは、コンプライアンスを法令順守はもちろんのこと、それに加え、「会社のルールや社会規範に適合した、健全かつ公正な事業活動を行い、ステークホルダーの期待に応え、信頼を得ること」と、とらえています。

社員ひとりひとりがコンプライアンスの考え方を深く理解し、実践することが、ニコンのCSR推進の土台になると考えています。

コンプライアンス推進体制

ニコンの副社長が委員長を務める企業倫理委員会を設置し、コンプライアンス推進上の重要課題に関する施策を審議・決定しています。企業倫理委員会の事務局であるニコンCSR推進部コンプライアンス室は、各地域持株会社の担当者と連携し、各地域における推進状況や課題に応じた施策を立案、展開しています。さらに、実効性の高いコンプライアンス推進活動を実現するため、各地域の推進担当者連絡会を定期的に開催しています。ここでは、推進担当者の意見を吸い上げ、各国・各地域の文化、慣習、法規制の理解を共有するなど、グローバルな取り組みの強化を進めています。なお、現在、国内・海外ともにコンプライアンス推進のPDCAサイクルを確立しています。
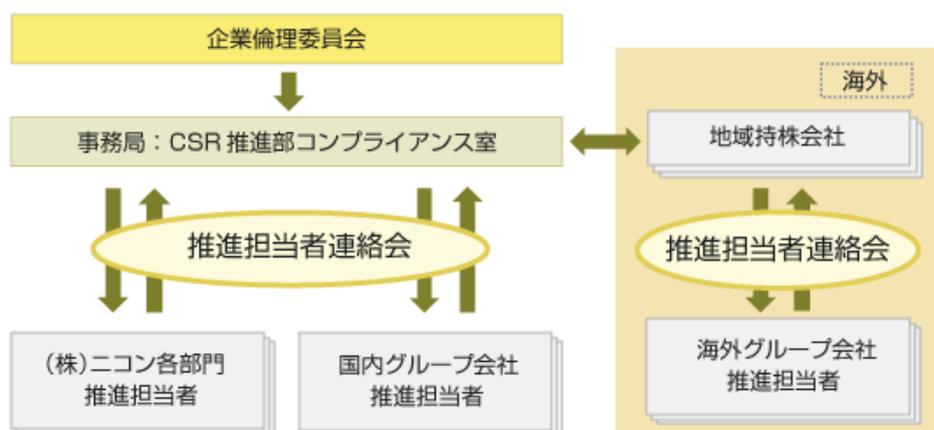
ニコン行動規範

「ニコン行動規範」は、日々の事業活動においてコンプライアンスを意識し、法令や会社のルールに従い、さらに倫理的観点からも適切に判断し、行動するための行動基準です。

「ニコン行動規範」は2001年に制定後、時代の変化に柔軟に対応するため、改定を重ねています。2011年4月の改定では、社会的責任に関する国際規格ISO26000を参考に、国際的なCSRの視点を重視し、公正取引、人権、CSR調達、腐敗防止などの項目をできるだけ分かりやすく簡潔にまとめました。現在、国内外グループ統一の規範として19言語に展開し、社員に配付しています。

› ニコン行動規範（P95）

国内解説冊子

贈収賄防止の取り組み

ニコングループでは、従来から「ニコンCSR憲章」や「ニコン行動規範」により、贈収賄を許さない姿勢を明確化しています。また、腐敗防止を宣言する国連グローバル・コンパクト※に賛同しています。さらに、腐敗防止へのコミットメントを社内外に改めて発信するため、「ニコン贈収賄防止方針」を2014年に制定しました。現在、本方針を踏まえた現地ガイドラインを各地域で整備しています。方針制定およびガイドライン整備にあたっては、贈賄リスクを評価する活動の一環として、現地関係者へのヒアリングなどを実施しました。なお、ニコングループでは、過去、各国の当局による腐敗行為にかかわる調査を受けた事例はありません。

› ニコン贈収賄防止方針（P99）

※ 国連グローバル・コンパクト
1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）にて当時のコフィー・アナン国連事務総長が提唱し、2000年にニューヨークの国連本部で正式に発足。人権、労働、環境、腐敗防止に関する10原則から成り、賛同する企業はこの原則の順守、実践が求められる。

競争法違反防止の取り組み

ニコングループでは、「ニコン行動規範」の中に「公正な競争・取引」を掲げ、各国の競争法等を順守した公正な競争・取引を行うことを基本姿勢としています。これまで、グループ会社各社が主体的に競争法順守に努めてきましたが、近年、競争法をめぐる国際社会の注目が高まり、より厳格な取り組みが必要となっています。そこでニコングループでは、2015年3月期より、法務機能の強化や連携体制の見直しなど、グループ全体としてより一層の体制強化を進めています。また、グループ一体となった教育も実施しています。
なお、持分法適用会社ニコン・エシロールの子会社である北京尼康眼鏡有限公司が、小売価格に関して「中国独占禁止法」第14条および関連規定に抵触したとの中国の競争当局の判断が下され、2014年5月、競争当局へ罰金を支払いました。今後、このようなことが無いよう、再発防止に努めていきます。

ニコン行動規範

（2001年5月1日制定　2011年4月4日改定）

はじめに

1. ニコン行動規範とは

「ニコン行動規範」は、ニコンで働く一人ひとりが、自ら、「ニコンCSR憲章」を実践していくために、日常業務においてコンプライアンスを意識し、高い倫理観をもって適切・誠実に判断し行動するための基準を示しています。

「ニコンCSR憲章」はニコンの企業としての社会的責任の基本姿勢を示していますが、「ニコン行動規範」ではニコンで働く一人ひとりが主体です。私たち一人ひとりが「ニコン行動規範」を深く理解し実践していくことが、ニコンが社会的責任を果たすことにつながっていきます。

2. 適用範囲

「ニコン行動規範」は、ニコンのすべての役員、従業員に適用します。ここでいう「ニコン」とは株式会社ニコンおよび子会社を指し、「私たち」とはニコンのすべての役員、従業員を指します。関連会社においては、「ニコン行動規範」もしくはそれに準ずる内容を適用することを推奨します。

ニコン行動規範

1. 健全な企業活動の展開

1. ルールの順守

1. 私たちは、国際ルール、法令、会社の規則その他のルールを理解し、順守します。
2. 私たちは、それぞれの業務に直接関係するルールを日頃から確認し理解するよう努めるとともに、必要に応じ担当部門、専門家、行政機関等に確認し、ルール違反をすることのないよう、常に注意を払います。

2. 誠実な姿勢

1. 私たちは、ルールを守り、誠実かつ適切・積極的に業務を遂行するとともに、自発的に研鑽します。
2. 私たちは、会社の設備、備品、資金、情報、知的財産、ソフトウエア等の資産を、紛失、盗難、損傷等から守るため適切に管理します。また、これらの会社の資産を私的に利用したり、不正に利用したりしません。
3. 私たちは、自己や第三者の利益を図るために、ニコンの名誉、信用、ブランド、利益を損なうようなことは、公私ともに行いません。
4. 私たちは、社会秩序の維持への協力に努め、反社会的な行為に関わりません。

3. 公正な競争・取引

1. 私たちは、自由な競争原理に基づき、不当・不正な手段を排除し、各国の競争法等を順守した公正な競争・取引を行います。
2. 私たちは、自由な競争の制限につながる話し合いや協定への参加およびそのような疑いを招く行為をしないよう常に注意を払います。
3. 私たちは、お客様、取引先等と適法な契約を取り交わし、それを順守します。

4. 適正な購買・調達

1. 私たちは、公正に選定した取引先と適正な取引を行い、取引先との公正な関係を保ちます。
2. 私たちは、取引上の有利な立場を利用し特定の条件や不利益を強いるような行為、取引上の立場を利用した不正な行為や個人的利益の追求を行いません。
3. 私たちは、取引先の法令順守、倫理、品質安全性、人権、労働、安全衛生、環境保全、情報セキュリティ等にも関心を持ち、サプライチェーン全体で適切な取り組みが行われるように努めます。

5. 情報管理の徹底

1. 私たちは、個人情報を含む業務情報について、紛失、改ざん、漏えいが起こらないよう、機密として保持する必要性に応じて適切に管理します。
2. 私たちは、情報セキュリティ対策を確実に実施し、機密情報の無断利用、不正利用、私的利用、不正アクセスをしません。在職中に得た機密情報は退職後であっても他者に開示しません。また、利用もしません。
3. 私たちは、個人情報の取得にあたっては、必要な情報のみを適法かつ公正な手段により行います。また、取得した個人情報については、取得目的以外には利用しません。

6. 知的財産の保護

1. 私たちは、第三者から知的財産に係わる情報を入手するにあたっては、適法かつ公正な手段で行います。また、第三者の知的財産権を侵害しません。
2. 私たちは、会社の知的財産権を速やかに確保・維持・活用することに協力します。

7. 輸出管理の徹底

1. 私たちは、国際的な平和及び安全を維持するために、国際取引に関し、関連法令等を順守した適切な対応を行います。
2. 私たちは、製品や部品等の「貨物」の輸出、および輸出管理上の「技術情報」の提供にあたっては、関連法令等および会社のルールに従い必要な手続をとります。

8. インサイダー取引の未然防止

私たちは、上場会社の株式の売買等に関し、いわゆるインサイダー取引を行いません。

9. 接待・贈答への対応

1. 私たちは、お客様や取引先等との接待・贈答にあたっては、関連法令等を順守するとともに、必要かつ社会通念上妥当と認められる範囲にとどめます。
   また、社内及びグループ会社間での接待・贈答は行いません。
2. 私たちは、不正・不公正な要求や取り扱いにからむ接待・贈答を行いません。また、相手からの不正・不公正な要求の見返りとしての接待・贈答を受けません。
3. 私たちは、接待・贈答を行う場合または受ける場合、その旨を上長へ報告するとともに、社会常識を常に意識し、誤解を受けるような行為は行いません。

10. 公的機関との関係

1. 私たちは、国内外の公的機関や公的業務従事者とは、健全かつ誠実な関係を保ち、関連法令等を順守するとともに、腐敗が起こらないように努めます。万一、関連法令等に抵触する可能性が生じた場合は、直ちに上長に報告し、適正に対応します。
2. 私たちは、贈賄や利益供与と疑われる可能性のある行為をしないよう、常に注意を払います。

2. 社会に有用な製品・サービスの提供

1. 期待や要求の把握と反映

1. 私たちは、積極的なコミュニケーションを図るなかで、ステークホルダーの期待や要求を的確に把握し、それらを反映させた社会に有用な製品・サービスを提供し、社会に貢献します。
2. 私たちは、お問い合わせやご要望に対し誠実・公正かつ速やかに対応するとともに、有用、正確かつ分かりやすい情報を提供し、お客様等のステークホルダーの自律的な選択や判断のための支援に努めます。

2. 安全・安心について

1. 私たちは、製品・サービスの品質および安全について最大限配慮します。
2. 私たちは、製品・サービスを安全に使用いただけるよう、分かりやすい表示や説明等の情報を適切に提供します。万一、安全性に問題が判明した場合は、ルールに則り、速やかにリコール等適切な措置を実施するとともに、再発防止のための努力を行います。

3. 人間の尊重

1. 人権の尊重

1. 私たちは、人権の保護についての国際的な宣言を支持、尊重し、あらゆる差別や嫌がらせを排除し、一人ひとりの多様な個性を尊重します。
2. 私たちは、強制労働・児童労働は一切行わず、取引先に対してもその旨を要請します。

2. 働きやすい職場環境

1. 私たちは、さまざまな考え方や価値観を相互に認め合い、一人ひとりが十分に能力を発揮できる職場環境を、全員が協力して構築します。
2. 私たちは、労働関連法令等や安全衛生関連ルールを順守し、企業活動の基盤である安全と健康を確保します。

4. 自然環境の保護

1. 私たちは、日々の事業活動の中でたえず環境に配慮し、全員が協力して環境意識の高揚に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。
2. 私たちは、原材料の調達から、開発、製造、物流、販売、使用、サービス、廃棄に至る事業活動の全段階において、環境負荷低減に努め、環境に配慮した製品・サービスを提供します。
3. 私たちは、環境法規制等の順守はもちろん、化学物質の適正利用・管理、廃棄物の発生抑制等に積極的に努めます。また、エネルギー効率に優れた設備の導入、省エネルギー等二酸化炭素排出抑制にも積極的に取り組みます。
4. 私たちは、限られた資源を持続的に利用するために、省資源、効率的利用、再使用、再利用に努めます。

5. 企業市民としての社会への責任

1. 私たちは、ニコンの一員として、各国および地域の文化や慣習を理解し、尊重します。
2. 私たちは、ニコンの社会貢献活動に関する基本理念を理解し、積極的に協力します。

6. 透明性の高い情報開示

1. 私たちは、ステークホルダーとの誠実で透明性の高いコミュニケーションを図ります。また、社会への説明責任を果たすために、有用かつ適正な情報を適時開示します。
2. 私たちは、適時・適正な情報開示のため、事実に基づいた正確な経理処理を実施します。また、利益の確保、売上予算の達成、経費予算の消化といった理由を問わず、不適切な経理処理は行いません。

7. 経営トップの責務

1. 経営層および組織の長は、ニコン行動規範を自ら率先して順守するとともに、組織内のニコン行動規範順守徹底に努めます。
2. 経営層および組織の長は、客観的・公正な組織運営を行うとともに、率先して組織内のコミュニケーションを図ります。
3. 経営層および組織の長は、自らの組織内に問題が発生した際には、直ちに事実を調査のうえ適切に対処し、再発防止措置をとります。

おわりに

1. 違反時の処置

「ニコン行動規範」に違反した場合は、その程度により会社の処分や司法当局等による処罰の対象となることがあります。

2. 報告相談制度

「ニコン行動規範」に違反した場合、または違反の恐れがあることを知った場合には、直ちに上長に報告または相談してください。上長に報告や相談がしづらい場合は会社の報告相談窓口に報告・相談してください。

報告・相談者の個人情報は、適切に管理され、報告・相談したことを理由に不利益を受けることはありません。

3. 制定、改廃

「ニコン行動規範」の制定および改廃は、株式会社ニコンの企業倫理委員会委員長が起案し、株式会社ニコンの経営委員会に申請し、決定します。なお、軽微なものは企業倫理委員会委員長が決定します。

ニコン贈収賄防止方針

（2014年4月21日制定）

ニコンは、企業理念「信頼と創造」のもと、社会からの信頼に誠実に向き合い、また、「ニコンCSR憲章」や「ニコン行動規範」により、贈収賄を許さない姿勢を明確にしています。
社会からの信頼をより強固にするため、本方針を制定し、グループとして事業を展開するあらゆる国、地域において、贈収賄の防止に取り組みます。

- **適用範囲**
  本方針は、ニコンのすべての役員、従業員（以下「従業員等」とします）に適用します。ここでいう「ニコン」とは、株式会社ニコンおよび子会社を指します。

- **責任**
  経営トップは、本方針の遵守に対し責任を有します。万一、本方針に反するような事態が発生した場合は直ちに事実を調査し適切に対処します。

1. 贈収賄の禁止
ニコンは、他者に対し、直接的であるか間接的であるかを問わず、不当な便宜を図ってもらうことを目的として、金銭その他の利益または便益（「利益等」）を提供したり、約束したり、申し出たりする贈賄行為を許しません。また、不当な利益等の受領や要求といった収賄行為も許しません。

2. 公務員等への対応
ニコンは、各国の公務員および公務員に準ずる者（国、地方公共団体、国営企業、国営病院、政党、国際機関の役職員等（「公務員等」））に対し、直接的であるか間接的であるかを問わず、贈賄を決して行わないよう、各国の関連法を遵守した事業活動を行います。

3. 第三者への対応
ニコンは、代理店やコンサルタント等の第三者を経由した公務員等への贈賄行為を許しません。取引の開始時には、贈賄防止の観点も含め第三者を審査・選定し、必要に応じて贈賄禁止の誓約義務を課します。また、買収、合併、合弁等の対象候補については、贈賄リスクの観点も含めた事前評価を実施します。

4. 正確な記録
ニコンは、各国の贈収賄関連法および本方針の遵守を示せるように、適切な内部統制システムのもと、会計帳簿を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

5. リスク評価とガイドライン
ニコンは、事業展開に関する贈収賄リスクを適宜評価し、必要に応じ本方針を見直します。また、グループの各社または地域では、本方針を踏まえたガイドラインを制定します。

6. 教育および報告
ニコンは、本方針およびガイドラインについて、教育、研修等により従業員等に周知徹底し遵守させます。また、本方針・ガイドラインに反する行為を防止、是正するために、報告体制を整備します。

7. 違反時の処置
本方針または各国の贈収賄関連法に違反した場合は、会社の処分や司法当局等による処罰の対象となることがあります。

8. 改廃
本方針は、ニコン企業倫理委員会委員長が起案し、経営委員会が決定します。

以上

コンプライアンス推進活動

ニコングループでは、実効性の高いコンプライアンス推進活動を実現するために、各地域の推進担当者および地域持株会社の担当者と連携し、地域特性を考慮しつつも、グループとして一貫性のある取り組みを進めています。

グループ全員へのコンプライアンス教育

経営トップから従業員ひとりひとりにまでコンプライアンスを浸透させるため、国内・海外ともに各部門・各社の推進担当者による集合研修やeラーニングを利用した教育を実施しています。海外での具体的な教育活動は、地域特性を重視するため、各地域の持株会社が主導で行っています。

公正な取引（競争法、贈収賄防止）に関する国内eラーニング教育（2014年11月-12月実施／12,483名中10,904名受講）

CSRニュースレター

2014年4月に「ニコン贈収賄防止方針」を制定しました。それを受けて2015年3月期は、本方針を周知徹底することをコンプライアンス教育のテーマとして取り組み、ニコングループ74社（非連結グループ会社5社を含む）で教育が完了しました。2016年3月期は、持株会社が主体となり、各地域の文化を尊重したハラスメント防止教材の作成に取り組みます。

また、グローバル・コンプライアンス通信をグローバルに配信しています。世界規模で報道されているコンプライアンス関連のニュースを取り上げながら、ニコングループのコンプライアンスの考え方を解説しています。2015年1月からはCSRニュースレターと合体し、15言語に訳して、社員に配信しています。

なお、ニコンCSR推進部コンプライアンス室および地域統括会社のコンプライアンス担当部門も外部セミナーなどに出席し、コンプライアンスに関する最新情報を随時取り入れ、レベルアップを図っています。

競争法教育の展開

ニコングループでは、2015年3月期、競争法に関する社員教育をワールドワイドに展開しました。競争法は国や地域により法令の内容や運用の実態が異なります。そこで営業や調達など、取引に関係する部門の社員に対し、それぞれの活動地域の法令および業務実態を踏まえた教育プログラムを作成し、これに基づく教育を実施しました。教育は、競争法違反のリスクが高い映像事業、マイクロスコープ・ソリューション事業から優先的に始めており、2015年3月末現在、非連結のグループ会社を含む56社・事業所の社員約1,200名に対して教育が完了しています。他事業部門の社員にも順次展開しています。
また、それ以外の国内グループ全社員に対しても、公正取引に対する意識の底上げを図るため、コンプライアンスのeラーニングを通じて、競争法教育を実施しました。

グローバルな意識調査の実施（モニタリング）

ニコングループは、社員への意識調査によるモニタリングをグローバルに実施し、企業理念の浸透度や行動規範の理解度、コンプライアンス教育の展開状況などの把握に努め、推進活動の展開に反映しています。2014年12月に実施した企業倫理委員会では、地域間比較や経年比較などの意識調査の結果について報告がありました。海外グループ各社の結果は各地域持株会社よりフィードバックを完了し、これにより、すべての地域においてコンプライアンス推進のPDCAサイクルを確立しました。

社員意識調査結果
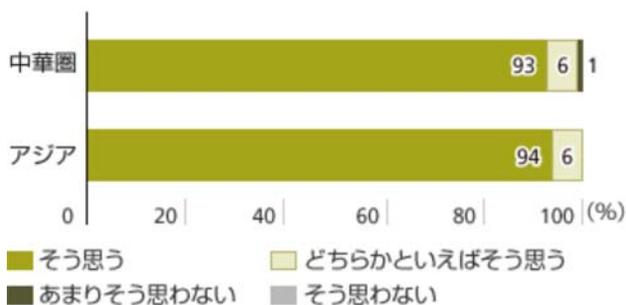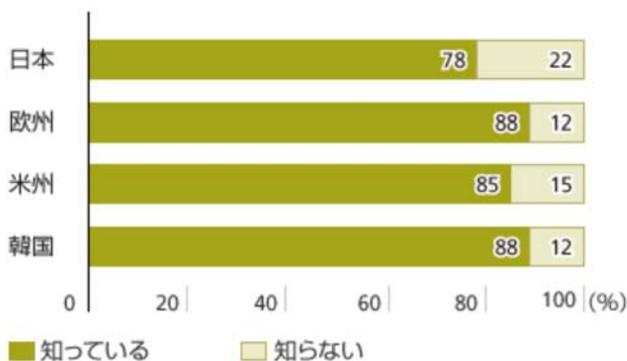
調査概要

国・地域	回数	2015年3月期実施時期	回答者数
日本	8回	2014年10月	11,786名
中華圏	4回	2014年6月	1,483名※
アジア	2回	2014年6月	1,530名※
欧州	3回	2014年1～2月	1,165名
米州	2回	2015年1～3月	833名
韓国	2回	2015年2～3月	249名

※ 国内の生産会社は一部、紙による調査を実施。
※ 海外の生産会社は対象者をPC保有者に限定。

倫理ホットライン（報告相談窓口）

「ニコン行動規範」に関する国内ニコングループ（非連結グループ会社3社を含む）統一の報告相談窓口として、「倫理ホットライン」を設置しています。「倫理ホットライン」は、内部窓口（コンプライアンス室）と外部専門業者による外部窓口を設け、プライバシーの保護や人権・処遇面での不利益防止を徹底して運営しています。2015年3月期には、ハラスメント、法令順守違反の疑いなどに関し、28件の相談がありました。相談案件は関係部門と連携して解決を図り、必要に応じてフォローアップを行います。

倫理ホットラインの流れ
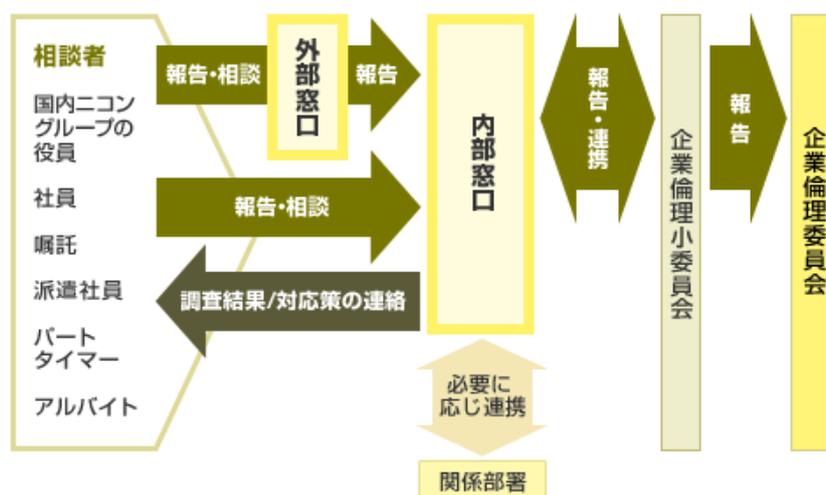
海外グループ会社は、各社ごとに報告相談窓口を設置しています。米州では、外部専門業者による統一窓口を設置しています。また、欧州では2016年3月期に向けて、外部専門業者による統一窓口の導入を準備しています。今後とも、各地域の持株会社を通じて積極的な周知活動を実施していきます。

不正行為への対応

ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上で、社内規則に則って、厳正な処分を行っています。2015年3月期は、ニコンでは不正行為を行った当事者または管理監督者への懲戒処分が2件、国内グループ会社では2件ありました。なお再発防止の観点から、原則として、処分の案件名や内容などを社内開示しています。

生命倫理

ニコンでは、生命科学分野の研究・製品開発を行うにあたり、「生命倫理審査委員会」を設置し、人間の尊厳や人権に十分な配慮を行うとともに、その他の倫理的、科学的観点から、その妥当性について審議しています。

生命倫理審査委員会規程

ニコンでは、生命倫理審査委員会の運営にあたり、「ヘルシンキ宣言」による倫理規範を踏まえるとともに、各種関連倫理指針や関連法令・条例に則り、ヒト組織研究の適正な運用を図ることを目的とした委員会規程を定めています。

生命倫理審査委員会規程 (PDF:339KB)
http://www.nikon.co.jp/csr/compliance/bioethics/pdf/bioethics_rules.pdf

生命倫理審査委員会の構成

生命倫理審査委員会は、倫理・法律を含む人文・社会科学の有識者、医学・生物学を含む自然科学の有識者を加えた5名で構成しています。

生命倫理審査委員会の構成（敬称略）

	氏名	所属	立場
委員長	本田　隆晴	（株）ニコン　取締役兼常務執行役員	一般の立場
副委員長	袴田　淑子	（株）ニコン　CSR推進部長	一般の立場
委員	渡邊　史郎	（株）ニコン　産業医	自然科学面の有識者
委員	宍戸　一樹	弁護士法人　瓜生・糸賀法律事務所 弁護士	倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者
委員	原田　香奈	東邦大学医療センター大森病院 看護師 チャイルド・ライフ・スペシャリスト	一般の立場

委員会議事録

生命倫理審査委員会における審議内容などについては、各回の議事録をご覧ください。

第3回：2015年5月27日開催／追加審査：稟議による (PDF:193KB)
http://www.nikon.co.jp/csr/compliance/bioethics/pdf/bioethics_summary150527.pdf

第2回：2015年1月22日開催 (PDF:91KB)
http://www.nikon.co.jp/csr/compliance/bioethics/pdf/bioethics_summary150122.pdf

第1回：2014年9月30日開催 (PDF:103KB)
http://www.nikon.co.jp/csr/compliance/bioethics/pdf/bioethics_summary140930.pdf

ニコングループ人事ビジョン

企業理念である「信頼と創造」に即したニコンの求める人材像を定義し、ニコングループがめざすべき能力開発、人材育成、評価などの基本指針とすることを目的とした「ニコングループ人事ビジョン」を制定しました。国内外のグループ会社共通の人事ビジョンとして浸透を図っています。

ニコングループ人事ビジョン

（2013年3月25日 制定）

ニコンが将来にわたり持続的に発展していくため、ニコンパーソンとしてあるべき姿を「求める人材像」として定義しました。従業員のみなさんは、常にこれを念頭に置き、行動してください。
この「求める人材像」を基として、多様性を尊重し適材適所を実現する採用活動・人材育成・人員配置等の人事施策を行っていきます。

求める人材像

- **探究する心**
  日々、業務スキルと知識に関する研鑽を積み、固定概念に囚われることなく新しいものを生み出す自由な発想力をもつことが必要です。他者の期待を超えて一歩先行く結果を求める探究心を持ち、一度決めた目標は、達成するまでやり抜く力が必要です。

- **誠実な心**
  常に真摯で誠実な姿勢を忘れないでください。自らを律し、他者を尊重することが、信頼を得ることに繋がります。分け隔てない態度で明るく接する心が求められます。

- **果敢に行動する力**
  行動を起こすためには、視野を広く持ち、変化を受け入れ、柔軟性を持って、戦略を練ることが必要です。そして、思い切って決断し、俊敏に実行してください。常に主体性のある行動と努力で、責任感を持ってチームを動かしていってください。

- **伝え、感じる力**
  スピードが求められているビジネス環境では、関係者を巻き込み、課題を共有して素早く問題解決を図る能力が求められています。グローバルな視点でチームワークとネットワークを構築するには、自らの考えを他者に伝えようとする心、また、他者の考えを受け止め、共感する心が必要です。

- **多様性を受け入れる力**
  異なる人種、信条、性別、年齢、国籍に対して敬意を払い、理解しようとする心構えが重要です。新たな価値観に向かって、勇気と創造力を持って挑戦してください。

ニコン 人事部

人事制度 / 人材育成

ニコングループでは、経営方針を実現する要となる施策に人材マネジメントを位置付け、社員ひとりひとりが能力を最大限に発揮し、成長できる環境の整備に努めています。

グローバル人材マネジメントのための施策

ニコングループでは、世界中の社員が最大限に力を発揮し、会社と共に成長していける環境の実現を目指しています。2015年3月期は、前年度に引き続き、主要国の人事担当者を交えた“グローバル人事マネジメントミーティング”を日本とスコットランドで開催しました。今回のミーティングでは、タレントマネジメントシステムの構築に向けて議論を行い、コンピテンシーモデルを制定しました。

イントラネット「Global Human Resources」

ここで制定したコンピテンシーは会社が求める人材像を表したもので、社員として取るべき具体的な行動について定義しています。さらに、コンピテンシーモデルをグループ会社に浸透させることを目的としたイントラネット「Global Human Resources」を開設し、グループ全社員に向けてメッセージを発信しています。

次世代グローバルリーダー育成のための施策

ニコングループでは、世界を舞台にビジネスを牽引できるグローバルリーダーの育成をめざしています。2015年3月期は、前期に引き続き”次世代グローバルリーダー研修”を開催しました。4日間にわたり東京で実施した本研修には、ニコンだけでなく、海外グループ会社から9カ国21名のメンバーが参加しました。研修では、ニコンの歴史や経営理念を学んだ上で、ニコングループの経営ビジョンを実現していくための具体的な戦略について議論し、最終日には経営幹部に向けてプレゼンテーションを行いました。

次世代グローバルリーダー研修の様子

今後もニコングループ社員が世界で活躍し続けることができるよう、戦略的な施策の立案・実施に取り組んでいきます。

人事制度

ニコングループでは、ひとりひとりが十分に能力を発揮できる職場環境の整備を基本とし、各グループ会社において人事制度を定めています。
ニコンでは、社員の能力に応じた職能資格を4職層（一般職層、中堅職層、基幹職層、専門または管理職層）として、個々に期待される能力レベルを明確にしています。また、「専門職層」「管理職層」といった複線型人事制度を導入し、社員自らが「自分はどのような形で活躍したいのか」を考える機会を設けています。このほか、目標面接制度をはじめとする各種制度を通じ、目標ややりがいをもって働ける仕組みづくりを行っています。
新人事施策である「FUTURE IN FOCUS」をグローバルに展開していく一環として、ニコングループが求める人材像「コンピテンシー」を取り入れた評価・育成制度を、2015年10月よりニコンで導入します。

人材育成

ニコンでは、人事制度と連動した能力指標に基づき、研修体系を構築しています。社員が各自のレベルや仕事内容に合わせてスキルアップできるよう、研修は、必修研修、ビジネススキル研修（語学を含む）、技術者研修の大きく3つに分け、各種教育や制度を用意しています。2015年3月期は、必修研修とビジネススキル研修で166講座を実施し、延べ3,570名が参加。また、技術者研修も278講座を開き、延べ4,202名が参加しました。
ニコンの社員ひとりあたりの年間研修受講平均日数は、2.44日となっています。ニコンの研修には、国内ニコングループの社員も参加可能とし、また、会社ごとに独自の人材育成や研修プログラムを導入するなど、きめ細かな教育を実施しています。

関連情報

- 採用情報｜キャリアパス
  http://www.nikon.co.jp/recruitment/career_path/index.htm
  ニコンでは、社員一人ひとりのキャリア開発と目標達成を支援する人事制度の構築と能力開発に努めています。

人権の尊重

ニコングループでは人権を尊重し、自らが人権侵害を行わないことはもちろんのこと、他者による侵害にも加担することのないよう努めています。

人権に対する基本姿勢

ニコングループは、人権の尊重を「ニコンCSR憲章」と「ニコン行動規範」に定めるとともに、人権や労働に関する原則を有する「国連グローバル・コンパクト※」に賛同し、国際的な宣言を支持・尊重しています。また、労働者の基本的権利を尊重し、あらゆる差別や嫌がらせ、強制労働や児童労働の排除に努めています。

※ 国連グローバル・コンパクト
1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）にて当時のコフィー・アナン国連事務総長が提唱し、2000年にニューヨークの国連本部で正式に発足。人権、労働、環境、腐敗防止に関する10原則から成り、賛同する企業はこの原則の順守、実践が求められる。

人権教育の実施

ニコングループでは、「国連グローバル・コンパクト」の教育を通して、人権について社員への理解・浸透を図っています。2015年1月からは、全グループ社員向けにCSRニュースレターの発行を開始しており、その中で、人権についても情報発信・啓発を行っています。

なお、ニコンでは、入社時研修のプログラムにも差別・ハラスメントなどの内容をはじめとした人権教育を組み入れ、定期的な講習を行っています。

CSRニュースレター。各事業所等で現地語に訳し、社員に配信している。

グループ会社モニタリング調査

ニコングループでは、2010年より全社を対象にグローバルな人権・労働面の管理を目的としたモニタリング調査を実施し、社内の実態を把握すると同時に社員の意識啓発を図っています。モニタリング調査では、児童・若年労働者、労働組合、差別事例それぞれの有無や懲戒事例などについて、人権・労働面に関する設問を設け、幅広い内容について調査しています。調査結果はCSR委員会で報告し、問題がある場合には追加確認と是正を指示し、再発防止や予防に努めています。2015年3月期は、非連結グループ会社3社を対象に含め、合計68社に対してモニタリング調査を実施しました。これまでの調査結果では、グループ全体で重大な問題は発見されていませんが、モニタリング調査を通じて、数字だけではわからない各国グループ会社の実態を把握することができており、調査結果はグループ各社にフィードバックして、課題への対応を進めています。今後もこのモニタリング調査を通じてグループ各社の実態把握やグローバルな労働環境の向上に取り組んでいきます。

労使関係

ニコンでは、ニコン労働組合（金属産業・中小企業を中心とした産業別労働組合であるJAMに加盟）と全日本金属情報機器労働組合（以下JMIU）ニコン支部が組織されています。2015年3月31日現在の組合員数は、ニコン労働組合が4,893名、JMIUニコン支部が3名の合計4,896名です。会社と労働組合は、労働環境に関するさまざまな事案について協議し、必要に応じて労使で研究会を開催して意見交換しています。国内グループ会社各社では、ニコン労働組合支部、または互選による従業員代表が、同様に協議する役目を担っています。海外グループ各社では、企業内組合の組織または加入する外部組合と協議を行っているほか、組合のない会社では、全社員への説明会や社員グループとの対話集会、社員との個別面談によって問題解決を図っています。これらの取り組みの結果、現在、労使関係は概ね良好です。
ニコングループでは、社員に著しい業務変更を課す場合は、その都度、組合や従業員代表と協議し、了解を得たうえで、十分な期間をもって本人に伝えています。

多様な社員の活躍

さまざまなバックグラウンドをもつ社員が活躍できる環境を整えることをダイバーシティの基本方針とし、国内では、女性の活躍促進、障がい者支援などに優先的に取り組んでいます。

多様性の尊重

ニコングループでは、さまざまなバックグラウンドをもつ社員が働いています。多様性と人権を尊重し、公正な処遇をすることで、社員が個々の能力を活かし、チームとして成果を発揮することができる環境を整えることをダイバーシティ※の基本方針としています。具体的には、人種、信条、性別、学歴、国籍、宗教、年齢などによる、あらゆる差別的な取り扱いをせず、社員ひとりひとりの多様な個性と人権を尊重し、やりがいを持って働ける職場環境を提供していきます。また、“多様性を受け入れる力”は、ニコングループ人事ビジョンにおいても大きな柱のひとつとして位置づけ、重要視しています。

現在は、国内での女性の活躍促進、障がい者支援などに優先的に取り組むという方針のもと、ニコン人事部が主体となり活動を推進しています。活動状況はCSR委員会に定期的に報告しています。

地域別社員数推移（単独・連結）

※ ニコングループ（連結）の正社員、嘱託およびグループ会社役員。地域別比率について、出向者は出向先の人数に含むが、連結外社会への出向者は含まない。ただし、Nikon Metrology NVおよびその傘下のグループ会社社員は欧州地域の人数に含まれる。

なお、ニコンでは、管理職昇格者を対象とした研修内に、ダイバーシティ推進によってどのような利益が会社にもたらされるかを確認し合う時間を設けるなど、多様性への理解を深めるための取組みを行っています。2015年3月期は80名の社員が同研修に参加しました。

※ ダイバーシティ
多様性または多様性の受容。社員ひとりひとりがもつ多様な属性（性別、年齢、国籍、障がいなど）や価値・発想をとり入れることで、ビジネス環境の変化に、迅速かつ柔軟に対応し、企業の成長や競争力に活かそうとする考え方。

平均年齢

（単位：歳）

		2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
男性	ニコン	43.9	44.0	44.4	44.7	44.3
	国内グループ会社	41.2	41.1	41.8	42.4	42.9
	海外グループ会社	35.8	36.0	36.3	37.2	37.4
女性	ニコン	38.4	38.6	39.0	39.3	39.0
	国内グループ会社	41.4	41.7	42.5	43.2	44.0
	海外グループ会社	29.4	29.6	31.8	32.6	32.0

※ ニコングループ（連結）の正社員、嘱託。
※ 関係会社への出向者は、出向元の人数に含む。

平均勤続年数

（単位：年）

		2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
男性	ニコン	19.8	19.9	19.9	20.1	19.2
	国内グループ会社	15.7	14.5	15.2	15.5	15.9
	海外グループ会社	7.6	7.2	7.8	8.4	8.9
女性	ニコン	14.6	14.8	14.7	14.8	14.2
	国内グループ会社	16.9	15.5	16.5	16.9	17.3
	海外グループ会社	4.8	5.2	6.1	7.1	6.9

※ ニコングループ（連結）の正社員、嘱託。
※ 関係会社への出向者は、出向元の人数に含む。

離職者数

（単位：名）

		2011年3月期		2012年3月期		2013年3月期		2014年3月期		2015年3月期	
		定年	定年以外	定年	定年以外	定年	定年以外	定年	定年以外	定年	定年以外
ニコン	男性	154	78	149	70	189	40	143	102	80	97
	女性	3	11	4	10	7	11	3	9	6	8
国内グループ会社	男性	42	56	49	66	50	55	38	61	24	45
	女性	1	14	7	31	7	18	8	20	3	14
海外グループ会社	男性	17	154	16	191	25	182	11	221	14	153
	女性	10	61	6	93	8	93	13	131	2	102

※ ニコングループ（連結）の正社員、嘱託。海外グループ会社はNikon (Thailand) Co., Ltd.、Nikon Lao Co., Ltd.、Nikon Imaging (China) Co., Ltd.、Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.を除く。

女性の活躍

ニコングループでは、性別によらない採用と処遇を行っていますが、国内ではまだ社員数や管理職者数に男女差があることを課題としてとらえています。

ニコンでは、女性社員の比率が少ないことを課題として認識し、2014年3月末までに、全社員（正社員および嘱託）に占める女性社員の比率を10%以上とする目標を立て、達成に向けた施策を実施しました。採用活動では、女性を対象とした合同企業説明会への参加に加え、女性技術者懇談会といったイベントを実施し、女性採用割合の向上に取り組んできました。

さらに、女性社員の会社への定着率向上をめざして、仕事と家庭の両立を支援する環境整備にも取り組みました。その成果、2014年3月末時点で全社員に占める女性社員の比率は10.0%となり、目標を達成しています。今後も女性社員の比率向上をめざした取り組みを進めていきます。

女性管理職者比率の向上

ニコンでは、管理職においても女性比率が低いことを課題として認識しており、2017年3月末までに、女性管理職者※1比率5%を達成する目標を立てています。2015年3月末時点の目標達成状況は4.1%（目標設定当初の2014年3月末時点：3.6%）で、合計55名※2です。このうち、役職ポストに就いている女性管理職者の比率は、部長相当およびそれ以上の役職で3.2%（国内グループ会社1.3%）、課長相当の役職で3.8%（国内グループ会社3.7%）となっています。

今後も目標達成に向けて、引き続きキャリア開発支援と、仕事と家庭の両立に対応した環境整備に一層注力していきます。

※1　役職ポストに就いていない者も含む。

※2　女性管理職の職種別の内訳は以下の通り。
企画・管理49%、営業・マーケティング18%、サービス2%、開発・設計・技術19%、生産・調達12%

女性社員比率・管理職者における女性の割合
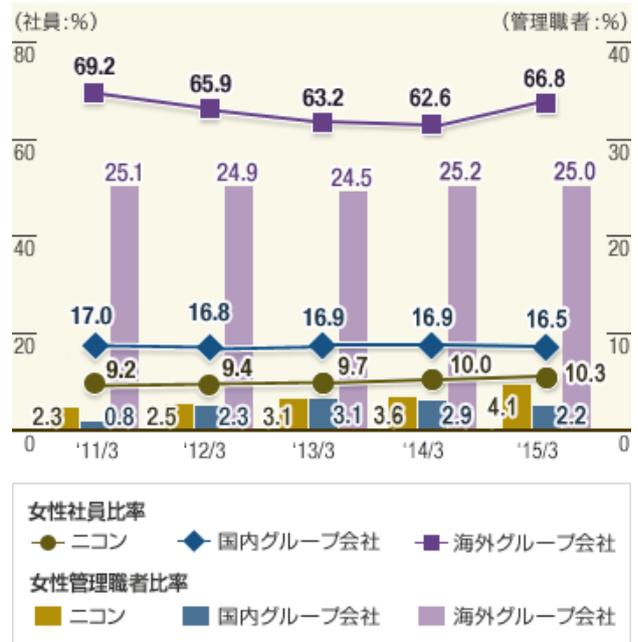
※ ニコングループ（連結）の正社員、嘱託。関連会社への出向は、出向先の人数に含む

※ 2013年3月期の数値から、持分法適用会社2社の数値を含む。

※ 管理職は、課長相当以上を指す。

※ ニコンの管理職者は役職ポストに就いていない者も含む。

※ 海外グループ会社には、Nikon (Thailand) Co., Ltd.、Nikon Lao Co., Ltd.、Nikon Imaging (China) Co., Ltd.、Hikari Glass (Changzhou) Optics Co., Ltd.を含む。

キャリア開発支援

ニコンでは、女性の活躍推進を目的としたメンター（相談役）制度を導入しています。2015年3月期は、役員・管理職をメンターとして6カ月間、15組30名の対象者にメンタリングを実施しました。その結果、メンティ（被育成者）が自己を客観視するきっかけづくりになりました。2015年3月期以降も制度の運用を継続し、キャリア開発につなげていきます。

女性のための自己実現研修

また、女性社員の能力開発促進やネットワーク形成を目的とした「自己実現研修」を実施しています。取り組み開始からの参加者数は、延べ498名（2015年3月末時点）となりました。

さらに、2015年3月期より新たに始めた「リーダー候補研修」には、4名の女性社員が参加しています。8カ月間に及ぶ研修には、異業種交流の機会も含まれ、次世代のリーダーに求められるマインドを醸成し、知識を習得する場となっています。

多様な人材採用

ニコンでは、企業価値をさらに高めていくため、人材面でも真のグローバル化とダイバーシティ実現をめざしています。さまざまな価値観をもった社員がお互いに刺激し合い、シナジーを生み出す環境を持続するため、多様な人材の採用に取り組んでいます。
2012年3月期より、ボストン（アメリカ）で開催されている日本企業への就職を希望する海外留学生向け就職フォーラムに参加し、採用活動を実施しています。2013年3月期からは、オーストラリアで開催される海外留学生向け就職フォーラムにも参加し、日本人留学生・外国籍留学生を採用しています。
また、多様な就学体系に合わせ、新規学卒者の入社は4月だけでなく、10月の秋季入社も実施しています。
そのほか、女性の雇用機会を増やすための採用イベントの実施や、国内での外国人留学生の採用、障がい者採用などにも積極的に取り組んでいます。

なお、ニコングループでは、事業所のある国や地域においてローカル人材を採用し、人材育成の推進、管理職・役員への登用を実施しています。

定年後の再雇用制度

国内ニコングループでは、定年（60歳）を迎える社員が継続して活躍できる制度を導入しています。ニコンでは、2015年3月期に定年退職者の約8割を再雇用し、それぞれがニコングループ内で活躍しています。

また、定年後の人生設計が行えるよう、定年を1年後に控えた社員全員を対象に、「ライフプランセミナー」（2015年3月期は198名受講）を開催しています。

障がい者支援

ニコングループでは、障がいの有無にかかわらず、ひとりひとりの個性と能力を最大限に活かせることを目的とした環境整備に取り組んでいます。

ニコンつばさ工房の作業風景

そのひとつが、2000年に設立した特例子会社ニコンつばさ工房です。経験豊富なスタッフと指導員のサポートのもと、社会人としての自立を理念のひとつとして掲げ、2015年3月末時点で35名の従業員が勤務しています。主に部品の加工、組立、梱包の他、ペーパーレス化（電子データ化）や、リサイクルを目的としたカメラの分解作業、磁気媒体のイレーズ処理、ガラスの加工検査など、ニコングループ内で受注した業務を行っています。ニコングループでは、ニコンつばさ工房への発注業務の拡大に努めていきます。

法定雇用率では、ニコン、ニコンつばさ工房、ニコンシステム、ニコンビジネスサービス4社がグループ認定を受け、基準を達成しています。一方、ほかの国内グループ会社では、2014年度障害者雇用納付金制度の対象事業主のうち、6社が基準を下回りました。国内グループ各社では、ハローワークや紹介会社などを通じて求人活動を継続的に行い、基準達成をめざしていきます。

グループ認定における障がい者雇用率の推移
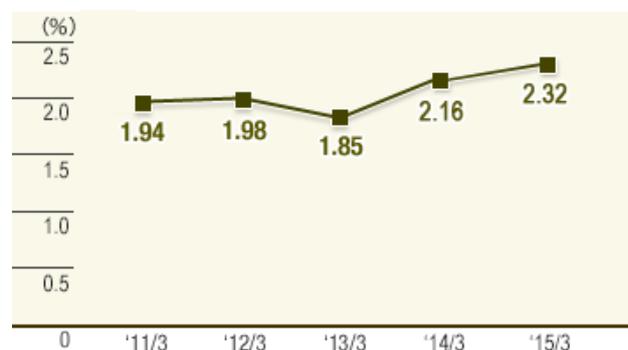
※ 障がい者雇用率は毎年6月1日時点のもの。

なお、ニコンつばさ工房では、障がい者の就労について理解を深めていただくことを目的に、見学を受け入れています。2015年3月期は、55社274名の企業や団体のほか、ニコングループ内からも多くの社員が見学に訪れています。さらに養護学校や福祉施設などから15名の企業実習を受け入れるなど、障がい者の社会進出や就労も支援しています。

- ニコンつばさ工房
  http://www.nikon-tsubasa.co.jp/index.htm

外部要員の支援

ニコンでは、期間契約社員や派遣社員は、事業部門での要員計画に基づいて配置し、必要な研修を適宜実施しています。

多様な働き方に対する支援

ニコングループでは、適正な労働時間の管理に努めつつ、社員が安心して働ける制度・施策を整備することで、ひとりひとりの能力を活かし、チームとして成果を出せるような環境づくりをワーク・ライフ・バランス※の基本方針としています。

※ ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和。社員一人ひとりが多様な働き方を選択できるなかで、やりがいや充実感を得ながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

仕事と家庭の両立支援

ニコンでは、最長2年間の育児休暇が取得でき、育児や介護のための時差勤務と勤務時間短縮の併用や、時間単位の休暇取得が可能です。2015年3月期の時差勤務制度及び勤務時間短縮制度の利用者は、男性5名、女性75名の計80名でした。

2015年3月期は、出産や育児等を行っている従業員を支援する両立支援施策の一層の充実に取り組みました。具体的には、これまで傷病や介護による取得に限定していた失効有給休暇の積立分（最大40日）の特別休暇を、不妊治療による取得が可能な制度に拡充するとともに、出産後の従業員の円滑な職場復帰を促すため、職場上司とのコミュニケーションの推進や各種支援制度の理解と復帰者同士の交流を目的とした説明会を開催しました。

こうした取り組みの成果として、2015年4月に次世代育成支援認定マーク（愛称「くるみん※」）を取得しました。この認定マークは、2008年と2011年に続き3期連続3回目の取得となります。なお、2015年は、改正 次世代育成支援対策推進法に基づく新たな行動計画を策定していきます。国内グループ会社においても、仕事や育児等の両立支援に積極的に取り組んでいきます。

なお、女性のキャリア促進のためのソフト（企業風土醸成）とハード（制度の拡充）の両面からの取り組みが評価され、経済産業省と東京証券取引所による「なでしこ銘柄※」に2013年より3年連続で選定されています。

※ くるみん
「次世代育成支援認定マーク」の愛称。子育て支援に積極的に取り組み、一定の基準を満たした企業や法人が厚生労働省によって認定されるもの。

※ なでしこ銘柄
経済産業省と（株）東京証券取引所が共同で女性活躍促進に優れた銘柄を選定・発表する事業。

育児休暇取得実績

（単位：名）

		2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
ニコン	男性	3	4	7	3	9
	女性	21	15	16	22	21
国内グループ会社	男性	0	1	1	1	1
	女性	28	28	35	32	12

※ 正社員、嘱託。
※ 持分法適用会社を除く。
※ 育児休暇取得者の復職率（2015年3月期）：ニコン100%、国内グループ会社92.7%。

産前産後休暇取得実績

（単位：名）

	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
ニコン	19	17	16	23	13
国内グループ会社	20	13	31	22	15

※ 正社員、嘱託。
※ 持分法適用会社を除く。

介護休暇取得実績

（単位：名）

		2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
ニコン	男性	1	1	1	2	2
	女性	1	2	0	0	1
国内グループ会社	男性	6	1	0	0	0
	女性	5	3	1	2	1

※ 正社員、嘱託。
※ 持分法適用会社を除く。

リエントリー制度

ニコンでは、専門的能力や豊富なキャリアをもつ社員が、育児・介護・配偶者の転勤などのやむを得ない事情により退職した場合に、再入社にチャレンジできる制度を2014年5月に本格導入しました。今後も、意欲と優れた能力をもち合わせた社員に対して、再チャレンジや継続的な勤務が可能な環境整備を進めていきます。

在宅勤務

ニコンでは、特にニーズが高い部署で在宅勤務制度を導入しています。2015年3月期は前年と同じ部門で在宅勤務を実施しました。ニコンシステムでも正式に在宅勤務を導入しています。今後は、在宅勤務導入による業務効率の向上やワーク・ライフ・バランスの充実を図りながら、制度を充実させていく予定です。

ボランティア休暇制度

ニコンでは、介護施設での社会福祉活動や国際交流使節団での国際協力活動、天災被災地での復旧活動といった社会奉仕活動などから、特に社会貢献度の高いボランティア活動を行う社員に対して、ボランティア休暇の取得を認めています。
また、国内ニコングループでは、2012年3月期に「東日本大震災復興支援活動規程」を制定し、東日本大震災の被害に対する、社員のボランティア活動を支援する体制を整えました。会社が仲介・紹介などを行った復興支援活動においては、特別休暇の付与や交通費・宿泊費の補助を行い、被災地の復興支援活動に参加する社員を支援しています。

関連情報

- 採用情報｜ワーク・ライフ・バランス｜働く環境
  http://www.nikon.co.jp/recruitment/work-life_balance/environment.htm
  ニコンでは、公私ともに充実した生活を送れるよう、各種制度を用意しています。

社員の健康と安全

社員が安全に、なおかつ心身ともに元気に働ける環境を整えることは、個人の生活を充実させ、職場の活力や生産性向上にもつながると考え、安全管理の徹底と健康の保持増進活動を進めています。

健康安全管理体制

ニコングループでは、企業活動の基盤となる社員の健康と安全を確保し、ひとりひとりが熱意と活力をもって仕事に専念できる会社をめざして、「ニコングループ健康安全目標」を定めています。法令で定められている安全衛生委員会とは別に、「中央健康安全会議」を設置し、ニコングループ全体の年度活動方針や無災害の確立、健康の保持増進に向けた活動基本方針を検討しています。委員は労使で構成し、社員の意見を積極的に取り入れながら審議を行っています。さらに、各事業所でもこの目標に基づいた年度活動計画を設定し、それと連動して各職場でも目標を設定し、活動を推進しています。このようにグループ全体が連鎖して安全衛生活動を展開しています。

なお、労働安全衛生マネジメントシステムの国際認証規格「OHSAS18001」の認証を取得しています。2001年12月に仙台ニコン、2010年9月にNikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ）、2013年1月にはNikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国）がそれぞれ同認証を取得しています。

2015年3月期 ニコングループ健康安全目標

目標：「健康経営元年！ 健康安全を確保して、個人と会社がともに成長できる環境づくり！」

4つの方針：
- CSRに基づく健康及び安全健康配慮義務の履行
- 総合的な健康管理体制の確立
- 教育研修の強化
- グループ連携体制の構築

ニコングループでの健康安全管理水準の向上

ニコンでは、安全管理基準を導入し、設備・化学物質・ヒューマンエラーの観点から職場に潜む災害危険要因の低減を図っています。また、国内グループ会社には、健康安全責任者および担当者を対象にした研修や、人事総務連絡会を通じた健康安全に関する方針・施策の徹底などにより、健康安全管理水準の向上を図っています。

2014年3月期は、ニコングループイントラネットに掲載した災害事例情報データベースを国内ニコングループで共有し、類似の災害発生の防止に努めました。こうした活動により、ニコンと国内グループ会社（非連結グループを含む）の労働災害の発生頻度と重さを表す指標である度数率※と強度率※は、全国製造業の平均値を大きく下回っています。

ニコンおよび国内グループ会社の休業災害度数率の推移
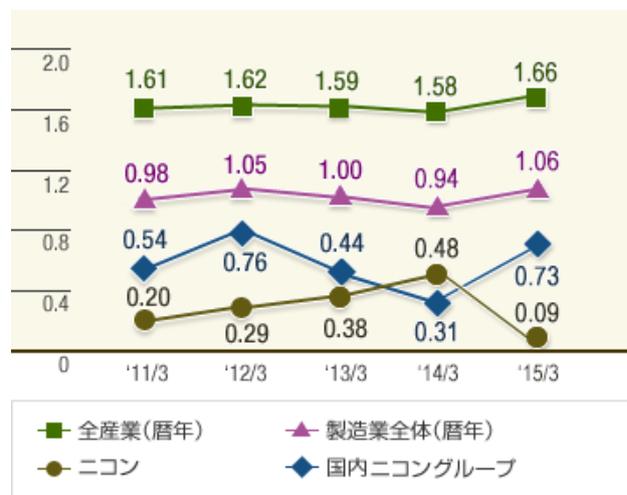
※ 国内グループ会社について、2014年3月期までは非連結グループ会社を含む25社、2015年3月期は同24社。

海外グループ会社でも、安全の見地からの職場評価や監査を行うなど、各社で健康安全管理に取り組んでいます。ただし、近年は海外拠点が増加していることから、グループ全体の健康安全管理水準を把握して対策に取り組まなければならず、課題が浮上しています。そこで、今後は、海外グループ会社の健康安全の基礎データを収集し、その解決にも取り組んでいきます。

※ 度数率
100万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。
※ 強度率
1,000延実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

ニコンおよび国内ニコングループ会社の強度率の推移

	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
全産業	0.09	0.11	0.10	0.10	0.09
製造業全体	0.09	0.08	0.10	0.10	0.09
ニコン	0.00	0.00	0.70	0.01	0.00
国内ニコングループ	0.01	0.01	0.01	0.00	0.01

※ 「0.00」は、小数点第3位において四捨五入しても小数点第２位に満たないもの。
※ 国内グループ会社について、2014年3月期までは非連結グループ会社を含む25社、2015年3月期は同24社。

日本から海外グループ会社への赴任者の健康支援

日本から海外グループ会社へ出向する赴任者に対しては、赴任前研修の充実や赴任中の定期健康診断の実施、その結果に基づくフォローアップ体制の確立を進めています。また、海外医療アシスタンスサービスとの提携など、現地医療リスクに対応するサポートも行っています。

過重時間外労働の防止

ニコングループでは、過重時間外労働の防止について重点的に取り組んでいます。ニコンでは、年次有給休暇の計画取得やフレックス勤務の導入、ノー残業デー・ショート残業デーの設定などにより、過重労働の防止に努めています。フレックス勤務は、2015年3月末時点で、2,898名（男性2,548名、女性350名）の社員に適用されています。
さらに、これら長時間労働の予防対策に加えて、過重時間外労働による健康障害防止措置として、クーリング制度（過重時間外労働の抑制および特定個人への負荷集中を防ぐための制度）と過重時間外労働健診を実施しています。加えて、2015年3月期は、年次有給休暇取得促進に取り組み、計画休暇取得の徹底を呼びかけるとともに、年度途中での有給休暇取得率が低調な部門に対して取得促進の働きかけを行いました。
海外グループ会社については、ニコンの過重労働基準を適用し、健康診断についても同様の内容を導入実施することを、国や地域ごとに適切な施策検討を行っています。

メンタルヘルスケア

ニコングループでは、各社でメンタルヘルスケアを進めており、ニコンでは、2013年4月より精神科医を総括産業医兼アドバイザーとして迎え、体制を強化しました。さらに、2014年12月から、全ての事業所に精神科医を配置し、メンタルヘルス不調者に的確に対応すべく体制を整えました。休業者の職場復帰支援や復職判定は、職場・健康安全部門・人事部門が連携して復職後の病気の増悪を予防する対策を講じています。また、2014年3月期から、ニコンの部長と課長の管理職全員を対象にメンタルヘルス研修会を実施し、2015年2月に完了いたしました。一般社員については、ニコン国内グループ会社の健康安全責任者を対象に、精神疾患の基礎知識や不調者への対応などを習得するメンタルヘルス研修会を実施しました。

病気休職者の復職支援制度

病気休職者がスムーズに職場復帰できるよう、ニコンでは、病気休職者の復職支援制度を導入し、支援体制の充実を図っています。この制度では、復職者が申告して会社が必要と判断した場合に、復職日から最大3カ月間の短時間勤務または短日勤務を行うことが認められています。
一方、産業医、看護師、人事労務部門、該当管理者が共同で職場復帰支援プランの作成を行い、定期面談などを通じて、病気休職者の復帰を支援しています。

産業医等が配置されていない国内外グループ会社については、ニコンから情報提供を行うなどして、休職・復職時のサポート体制を一部構築しました。

関連情報

› 採用情報｜ワーク・ライフ・バランス｜働く環境
http://www.nikon.co.jp/recruitment/work-life_balance/environment.htm
ニコンの有給休暇取得日数を掲載しています。

社会貢献活動

ニコングループは「ニコンCSR憲章」において良き企業市民として社会貢献活動に積極的に取り組む姿勢を明確にしています。その取り組みの具体化を図るため社会貢献活動方針を制定し、事業を展開するすべての国と地域において積極的に社会貢献活動に取り組んでいます。

ニコン社会貢献活動「基本方針」

（2014年10月6日制定）

1. 豊かな社会の実現とその持続的発展のため、企業理念とCSR憲章に基づき、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
2. 「環境」、「教育」、「社会福祉」、「文化・芸術」、「災害復興支援」の分野に注力します。
3. 従業員等のボランティア活動を支援します。

環境

環境問題への対策が人類の共存と企業の永続的発展にとって必須であると考え、NPO/NGOなどが取り組む環境保全への支援、次世代への環境啓発活動などに取り組んでいます。

「赤谷プロジェクト」への支援

ニコンは、2005年より「赤谷プロジェクト※」を公益財団法人日本自然保護協会への調査・記録用機材の提供などを通じて支援しています。このプロジェクトは、群馬県と新潟県の県境に広がる約1万ヘクタールの国有林「赤谷の森」で、国と地域住民、自然保護団体が協働で進める生物多様性復元を目的とした日本初の取り組みです。プロジェクト地では、公益財団法人日本自然保護協会を通じて双眼鏡・フィールドスコープ、カメラなど多くのニコンの機材が活用され、プロジェクトメンバーやサポーター（ボランティア）により記録された写真は、調査・研究、環境教育、普及啓発などに役立てられています。2015年3月期は、2014年9月より開始された絶滅危惧種・イヌワシの生息環境向上を目指した試験に対し、グループ会社のニコンイメージングジャパン、ニコンビジョンと共同で機材を提供しました。この支援が、試験が目指す“イヌワシが子育てをしながら生息できるような、生物多様性が豊かで健全な森を復元する”一助となることを期待しています。

赤谷の森全景

※ 正式名称「三国山地／赤谷川・生物多様性復元計画」利根川の支流、赤谷川上流域一帯で行われることから、略称「赤谷プロジェクト」と呼ばれています。

タイの「子供の森」計画への支援

ニコンは2012年より公益財団法人オイスカが世界各国で進めている「子供の森」計画の、タイでの活動を支援しています。「子供の森」計画は、子どもたちへ森の大切さを伝える啓発活動や、植林活動を通じて地球の緑化を進めていこうというプログラムです。ニコンは、Nikon (Thailand) Co., Ltd.も大きな被害を受けた2011年のタイの大洪水を機に支援を開始しました。プログラムでは森林涵養機能強化が求められるタイ各地の住民の環境への意識改革および学校周辺の植林に取り組んでいます。2015年3月期は、重点地域を北部地域（チェンライ、ランプーン、チェンコン）とし、0.8ヘクタールに約1,000本の植林が行われました。

チェンコンでの植林活動
写真提供：オイスカ タイ

国連環境計画（UNEP）への協力

未来を担う世界の子どもたちに環境への高い意識が育まれることを願って、国連環境計画（UNEP）などと第23回「国連子供環境ポスター原画コンテスト」を共催しました。ニコンは、第23回をもってコンテストの共催は終了しましたが、選出された入賞作品の展示会やポストカードなどの配布を通じて子どもたちの環境保全メッセージの発信に今後も取り組んでいきます。

教育

ニコングループでは、未来を担う次世代の教育や学術・研究の支援に積極的に取り組んでいます。支援が一方通行で終わることなく、ニコンもともに成長していけるよう、継続して現場の人々とコミュニケーションを取りながら活動していきます。

タイにおける奨学生制度

ニコングループでは映像関連製品の生産拠点Nikon (Thailand) Co., Ltd.があり事業活動の中で長年良好なパートナーシップを築いてきたタイにおいて、ふたつの奨学生制度を創設。2007年の創立90周年記念事業として、現地の中・高・大学生の就学支援と日本の大学院への留学支援を行っています。2015年3月期には、タイの150名の中・高校生、24名の大学生、そして3名の日本への留学生を支援しました。
現地の中・高校生、大学生に対して、基礎的な教育を受けられるように支援する「ニコン・シャンティ奨学生制度」では、これまでにのべ1,366名の就学を支援。さらに、将来、タイを支え、日本との交流を深める人材の育成に貢献することを目的に最高学府のチュラロンコーン大学と提携し、日本の大学院への留学を支援する「ニコン・チュラロンコーン奨学生制度」では、これまでに5名の卒業生を輩出、現在3名が日本の大学院に在籍しています。

バンコクでの授与式を終えて（2014年11月）

ラオスにおける奨学生制度

ニコングループは、2013年からのラオス・サバナケット県でのNikon Lao Co., Ltd.の操業を機に、中学生を支援する「ニコン・民際センター奨学生制度」と大学生を支援する「ニコン・JICA奨学生制度」のふたつの奨学生制度を2014年5月に設立しました。「ニコン・民際センター奨学生制度」は、公益財団法人民際センターの協力を得て、ラオスの子どもたちが明るい将来を描けるようにとサバナケット県の中学生の就学を応援する中等教育支援。「ニコン・JICA奨学生制度」は独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携で行い、ラオスの将来を支え、かつ日本との友好関係を深めるような人材の育成に寄与するため国立サバナケット大学の学生への奨学金を支給します。2015年3月期は、この制度での初の奨学生として中学生100名、大学生40名を支援しました。

国立サバナケット大学での授与式（2015年3月）

環境啓発ツールによる教育支援

赤谷ノートを活用したサマースクール

子どもたちが楽しみながら、生物多様性や環境保全に対する知識や興味を高められるよう、主に小学校高学年〜中学生を対象とした教育現場（学校教育、自然観察会など）で活用できる環境啓発ツールを制作し、全国の教育機関などで活用いただいています。ニコンが長年支援をしている国有林「赤谷の森」を舞台に、生物多様性を多彩な挿話と豊富な写真・イラストで紹介している環境啓発冊子「赤谷ノート」はこれまで全国の教育機関からのご要望にお応えし、約7,400冊（2015年3月期までの累計）をお届けしています。また、楽しみながら生物多様性を理解するツールとして作成した環境学習教材『いきものカルタ』は、全国の小・中学校や公共施設など231団体（2015年3月期までの累計）でご活用いただいています。

社会福祉

ニコングループは社会の一員として、健康、医療、社会全体の福祉の向上に関するさまざまな支援に取り組んでいます。福祉への支援活動では、社員ひとりひとりが自分の意思で参加できる身近な活動も実施しています。

社員食堂・飲料自動販売機での社会貢献プログラム

©TABLE FOR TWO International

ニコンでは、"先進国の飽食による不健康と開発途上国の飢餓"という食の不均衡を解消し、ともに健康を目指すTABLE FOR TWO（TFT）の活動に参加しています。大井製作所、横浜製作所、相模原製作所、熊谷製作所、水戸製作所、横須賀製作所、栃木ニコンの社員食堂で、TFT対応メニューを提供しています。有志社員の参加により、栄養バランスの取れたヘルシーなTFTランチ1食の代金から、学校給食1食分にあたる20円がアフリカのウガンダ、エチオピア、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ミャンマー、フィリピンの地域小学校の給食として届けられます。また、社員食堂の無い本社をはじめ各事業所では自動販売機を設置し、社員が飲料を購入することで、自動販売機を管理しているニコンビジネスサービスとキリンビバレッジ（株）から売上げの1%ずつ（計2%）を寄付。これまでに、特定非営利活動法人TABLE FOR TWO Internationalを通して学校給食10万食以上をお届けしました。

文化・芸術

文化・芸術を通じて豊かな社会の実現を目指す活動に取り組んでいます。

ニコンフォトコンテスト

「ニコン フォトコンテスト」は、ニコンが1969年より主催する国際写真コンテスト。映像という世界言語を通して大切な物語を伝え、人々の考え方に影響を与えるフォトグラファーを支え合う、向上心あふれるコミュニティを育むことをビジョンに掲げ隔年で開催しています。これまでの累計応募者総数は約39万人、応募作品総数は154万点を超えます。

2014-2015写真部門グランプリ受賞作品 「福島の花」 野口 勝宏（日本）

災害復興支援

各地で発生した大規模自然災害への緊急支援を行い、2011年の東日本大震災に対しては被災地の復興に寄与する活動に継続的に取り組んでいます。

写真の力で復興支援：中学生フォトブックプロジェクト

「中学生フォトブックプロジェクト」は、ニコンが被災地域の中学校に写真による体験の場を提供する支援活動です。
ニコンはこのプロジェクトに参加する中学校へコンパクトデジタルカメラを寄贈し、生徒たちは先生方の協力のもと主体的にフォトブック制作に向けて1年の間作品づくりに取り組みます。ニコンは写真教室や作品展の開催支援などを行いながら、活動の集大成となるフォトブックを印刷し参加した生徒全員へ寄贈します。写真を撮り、選び、伝えたい思いを言葉に残すこの創作活動を通じて、人々と思いを共有し、復興に向かって自分自身で力を出せるきっかけとなることを目指しています。
2015年3月期は、岩手・宮城・福島の41校と1団体が参加、2,579名の中学生が、各校ごとに個性豊かなフォトブックを制作しました。

届いたフォトブックを手にする岩手県の中学生

写真の力で復興支援：ニコンプラザ仙台

ニコンイメージングジャパンが復興支援の活動拠点として開設し、ニコン社会貢献室との連携で運営する「ニコンプラザ仙台」は、支援に取り組むNPOやボランティア団体による各種活動や地元の文化活動に利用できる「コミュニティースペース」、東北各県の写真愛好家・団体等が写真展を開催できる「フォトギャラリー」、映像関連機器の修理・メンテナンス窓口となるサービスセンターを併設した複合施設です。現在、ニコングループ社員によるボランティア活動の拠点としても活用しています。2015年3月期は、地元NPO主催による写真教室など25の展示・イベントや岩手県沿岸南部の自然風景など25の写真展が開催されました。

コミュニティースペース

「海岸林再生プロジェクト」への参画

ニコンは、公益財団法人オイスカと地元の農業従事者の方々による「名取市海岸林再生の会」が、津波によって失われたクロマツの海岸林「名取市民の森」の再生へ向け10年計画で取り組む「海岸林再生プロジェクト」を支援しています。
プロジェクトは地元の雇用も創出しながら、育苗、植林、育林までを一貫して行い、飛砂・飛塩・高潮等から農地や宅地を守る地域のインフラとしての海岸林の再生を目指しています。ニコンは、2012年から毎年の寄付のほか撮影機材の提供や全国で開催されるプロジェクトの写真展、社員によるボランティア派遣でこのプロジェクトを支援しています。2015年3月期には、地元林業従事者の補助としてボランティアにニコングループ社員がのべ43名参加、そのほかオイスカが開催したJR仙台駅構内ほか全国での活動報告パネル展示などに協力しました。

種をまく地元の種苗従事者
写真提供：公益財団法人オイスカ

東日本大震災復興支援 社員ボランティア活動

ニコングループでは、社員による自発的なボランティア活動の後押しにも力を入れています。2015年3月期には、福島県内外に避難した子どもたちやその保護者のための「郷土に想いをよせる『同窓会』」、地域情報発信を行う宮城県山元町パソコン愛好会への写真教室や、宮城県・浦戸諸島の菜の花畑の再生を目指した「うらと菜の花プロジェクト」などの活動にニコングループ社員と家族が参加。社員のボランティア活動の支援を開始してから2015年3月期末までにのべ526名（2015年3月期は128名）が復興支援ボランティア活動に参加しました。

東北でのボランティア活動

CSR調達の推進

サプライチェーンにおける社会的責任を果たすため、調達パートナーの協力のもと、CSR調達に取り組んでいます。

CSR調達の推進体制

ニコングループでは、社会的責任の基本姿勢である「ニコンCSR憲章」、調達の基本的な方針である「ニコン調達基本方針」に基づき、腐敗防止や人権尊重をはじめとしたCSRにサプライチェーン全体で取り組むために、CSR調達を進めています。
その体制として、2014年10月、既存の「調達連絡会議」とその下部組織である「CSR調達推進会議」を廃止するとともに、「グリーン調達部会」を改称し、新たに「サプライチェーン部会」を設置しました。これは、昨今のサプライチェーン管理の重要性の高まりを鑑み、サプライチェーン全体の懸案事項について組織横断的に審議・決定できる体制とするためで、国内外のニコングループをメンバーとしています。
また、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン※のサプライチェーン分科会に継続的に参加し、CSR調達活動の最新動向の把握に努めるとともに、その情報をグループ内で共有し、活動推進に役立てています。
なお、調達パートナーのコンプライアンス違反に対しては、原因・対応・再発防止策などを求め、厳正に対処しています。

› ニコン調達基本方針
http://www.nikon.co.jp/profile/procurement/policy/index.htm

※ グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン
国連グローバル・コンパクトの日本におけるローカルネットワーク。2003年12月に発足。2008年4月より経営トップ主導型のネットワークへ移行し、加入企業・団体の力をより結集し、持続可能な社会の実現に向けて積極的に活動を行えるような体制へと強化を図り、2011年10月より法人化。

CSR調達によるリスク回避

ニコングループでは、CSR調達を通じてサプライチェーンのCSRリスクを回避する仕組みづくりを進めています。これまで、説明会、CSR調査票によるアンケート、個別調達パートナーへのヒアリング調査、訪問確認と、調達パートナーへの働きかけを段階的に強化してきました。

CSR調達基準の策定

2015年3月期は、これまでの活動をさらにステップアップさせるべく、地域持株会社のNikon Holdings Hong Kong Limited（香港）と協働で、中国（常州）の海外グループ生産会社に模擬監査を実施しました。その結果、調達パートナーへのニコンのCSR要求事項が、明確に伝わっていないという課題が把握できました。そこで、CSR調達の基準となる「ニコン調達パートナーCSRガイドライン」に代え、新たに「ニコンCSR調達基準」を策定すべく、基準案を作成しました。
本基準は、CSR調達の国際標準のひとつとなっているEICC※を参考に「倫理」「労働」「安全衛生」「環境」「管理システム」の5つを主項目とし、昨今のサプライチェーンにおける重要課題について評価指標を厳格に定めています。また、この妥当性を確認するため、基準を基に作成した調査票、評価指標を使用したモニタリングを2社に実施しました。2016年3月期は、本基準を策定し、調査対象を絞り込み、調査を実施します。また、リスク別の対応施策も作成し、実施することで、より効果的にリスクを低減する仕組みを検討します。
なお、ニコングループでは、ニコンCSR調達基準が調達パートナーに浸透して、「要求」から「順守」へと活動がレベルアップする基盤を構築し、将来的には取引基本契約書の中にもCSR項目を包含させる予定です。

※ EICC（Electronic Industry Citizenship Coalition）
2004年発足の欧米企業を中心とした電子機器業界のCSRアライアンス。サプライチェーンにおけるCSR基準（EICC Code of Conduct）を規定。

CSR調達活動イメージ

紙調達方針に基づく活動

ニコングループでは、生物多様性保全の観点から、森林資源の持続的な利用に配慮した紙調達に努めています。

紙調達方針

（2013年4月25日制定）

方針：
生物多様性保全、および森林資源の持続可能な利用に配慮した紙の調達を行います。

運用方針：

1. 紙の調達にあたり、以下の原則に基づき環境に配慮された紙を優先的に購入する。FSC認証紙 または 100%再生紙（R100）を優先的に購入する。
2. 上記が無い場合は次善の紙を購入する。
    1. 他の信頼できる認証制度による認証紙、再生紙（R100以外）
       保護価値の高い森林（HCVF、FSCの定義による）から得られたものでないことを確認すること

       または、
    2. 法律や規制が順守されていることを確認すること
       伐採に当たって原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし、手続が適切になされたものであること
3. 原料調達や企業活動において、環境・社会面での問題があると判断された企業によって生産された紙製品は購入を避ける。

紙調達方針の推進

ニコングループにおける紙調達方針に基づき、2015年3月期は、三か年計画を策定し、その第一歩として、ニコンのコーポレート部門が発行し社外ステークホルダーへ渡る印刷物のFSC紙化を進めました。　またニコンイメージングジャパンが発行するお客様向けの映像商品カタログすべてのFSC紙化も完了しました。引き続き、FSC紙化を推進するとともに、定期的なモニタリング調査を実施し、グループ内の適切な紙調達を確認します。

コンソーシアムへの参加

「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」ロゴ

世界の自然林の減少と紙の原料調達には今も多くの問題が報告されているため、適切な紙調達を行うことは大変重要ですが、単体の企業の行動だけでは、影響力が限られます。そこでニコンは、2014年6月より、「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」に参加しています。同コンソーシアムは、環境や社会に配慮した紙の利用を社会全体で推進するため、紙利用について日本国内で先進的な取り組みを行っている企業、国際環境NGOの公益財団法人 世界自然保護基金（WWF）ジャパンと企業の持続可能性の推進をはかる株式会社レスポンスアビリティにより設立されました。ニコンはメンバー企業との情報交換などを通じて、自社の取り組みを発展させるとともに、社会全体における適切な紙利用の浸透にも貢献していきます。

› 持続可能な紙利用のためのコンソーシアム（WWFジャパン）
http://www.wwf.or.jp/corp/2014/06/post_20.html

グリーン調達の推進

事業所における環境負荷低減に加え、有害な化学物質が環境中へ排出されることをサプライチェーン全体で防ぐために、グリーン調達活動により、ニコン製品に含まれる化学物質を適切に管理しています。

グリーン調達の推進体制

ニコングループでは、地球環境に配慮した部品・部材を調達するために「ニコングリーン調達基準」を定めるとともに、この内容を取引基本契約書に盛り込み、サプライチェーンで推進しています。近年は、欧州RoHS指令※や欧州REACH規則※をはじめとする製品含有化学物質管理規制への対応を重要課題とし、管理体制を強化してきました。ニコン製品は、複雑なサプライチェーンを通じて調達・製造された原材料や部品から製造されるため、含有する有害化学物質を管理するためには調達パートナーの協力が不可欠です。ニコングループでは、「サプライチェーン部会」と、その下部組織の「グリーン調達推進会議」において、具体的な活動施策の検討、実施、進捗管理を行い、サプライチェーンを通じた製品含有化学物質管理体制の構築をめざしています。

※ RoHS指令（Restriction of Hazardous Substances）
電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
EUにおいて2003年に公布。電気・電子機器における特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。

※ REACH規則
EU（欧州連合）が2007年に発行した化学物質規制。Registration（登録）、Evaluation（評価）、Authorization（承認）and Restriction（制限）of Chemicals（化学物質）からとった略称。化学物質を製造・輸入する企業は安全性や用途に関する情報を登録することを義務づけられている。

ニコングリーン調達基準の改定

ニコングループは、2005年10月に海外の化学物質規制を念頭に置いた「ニコングリーン調達基準」を制定し、社内外への説明、調達パートナーとの合意書締結、環境保全体制調査などを実施し、グリーン調達活動を推進してきました。その内容は定期的に見直しを行っています。
2015年3月期は、基準本冊を第4.0版から第4.1版へ改定発効しました。また、別冊の対象化学物質リストの更新を3回実施しました。

サプライチェーンを通じた環境管理システム構築

ニコングループは、ニコングリーン調達基準の要件を満たす環境管理システムの構築と運用を調達パートナーにお願いしています。環境管理システムは、環境保全管理システムと製品含有化学物質管理システムにより構成されています。
環境保全管理システムは、調達パートナーを対象とし、事業活動において発生する環境負荷を低減する仕組みの構築を求めています。世界的な環境保全への意識の高まりから、多くの調達パートナーが同システムとしてISO14001やエコアクションなどの認証を取得しています。一方、製品含有化学物質管理システムは、調達品やその製造工程を対象とし、含有される環境影響化学物質の管理・削減をする仕組みの構築を求めています。未だ、このシステムの構築がなされていない調達パートナーが散見されます。 ニコングループは、調達パートナーの環境管理システムを監査するとともに、システム構築への支援を行うことで、サプライチェーンを通じた環境管理システムの一層の改善を推進しています。
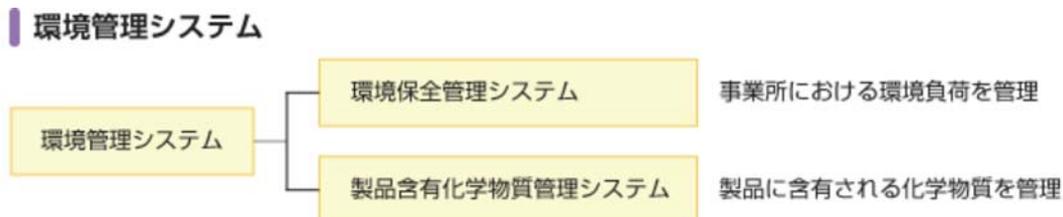
環境管理システム監査とニコン環境パートナー認定

ニコングループでは、2010年3月期より、調達パートナーが構築、運用している環境管理システムについて監査を実施しています。その結果、環境管理システムに不備がある場合は是正を依頼し、未構築の調達パートナーに対しては、状況に応じてシステム構築の支援を行っています。また、ニコングリーン調達基準の環境管理システムの要件を満たす調達パートナーを対象に、ニコン環境パートナーの認定を行っています。このパートナー認定は3年に一度更新監査があります。2015年3月期の認定企業は、累計で258社となります。
なお、グループ内の事業部門に対しても内部監査を実施し、自らの製品含有化学物質管理システムの構築状況を確認しています。

ニコングループにおける監査状況（2015年3月期）

区分	事業所/部門数
環境管理システム監査（新規）	82事業所
環境パートナー認定更新監査	11事業所
環境パートナー認定のための監査（是正・仕組構築完了案件）	19事業所
製品含有化学物質管理システム内部監査（ニコングループ内の事業部門）	5部門

ニコングループにおける環境パートナー認定状況（2015年3月期）

結果	対象	事業所数	計
環境パートナー認定	2015年3月期監査の対象	37事業所	105事業所
	2014年3月期以前の監査で是正完了	68事業所	
	パートナー認定更新監査の対象	15事業所	-

環境管理システム監査員の育成

2015年3月期は、ニコンおよびグループ会社の10名を対象に環境監査に関する教育を実施し、その後の試験の結果、全員を環境管理システム監査員として登録しました。監査員の累計は、異動や退職があったため前年より減少し、110名（海外19名）となりました。

また、監査において重要な役割を果たす監査リーダーの要件を明確にした「環境管理システム監査リーダー要件チェックリスト」第2版を作成しました。このリストを用いた監査内容の確認と改善を促すことで、監査リーダーの力量向上を図りました。

2016年3月期は、監査長期計画に基づき、年間の監査計画を立て、推進していきます。さらに、監査リーダーを養成し、監査主体を事業部門へ移行させることで、効率的な監査実施を図る予定です。

紛争鉱物問題への対応

コンゴ民主共和国およびその隣接国での紛争鉱物問題は世界で最も深刻な社会問題のひとつとなっています。米国では金融規制改革法（ドッド・フランク法）1502条に基づき、調査の実施と開示を米国上場企業に義務づける規則が採択され、2013年1月から施行されています。ニコンはこの法律の対象ではありませんが、その地域で人権侵害問題を引き起こしている武装勢力の資金源を断つために、武装勢力の採掘・仲介等による紛争鉱物を使用しない方針を掲げ、2011年からサプライチェーンでの調査などの取り組みを行ってきました。
2014年調査において確認できた範囲内では、紛争に関与した鉱物の使用は発見されませんでした。2015年以降も引き続き調達パートナーとともに対応を進め、ニコン製品のコンフリクト・フリー実現に向けて努力を継続していきます。

紛争鉱物対応方針

ニコンは2011年11月に「紛争鉱物対応方針」を制定し、武装勢力の採掘・仲介などによる紛争鉱物を使用しないように努めることとしました。2014年7月には取り組みを強化するために、より具体的な内容に方針を改訂しました。

方針

（2011年11月1日制定　2013年2月1日改定　2014年7月1日改定）

コンゴ民主共和国およびその隣接国で採掘された4鉱物［（タンタル、錫、タングステン、金）＝「紛争鉱物」］が武装勢力の資金源となり、紛争、人権侵害、環境破壊を助長している状況に鑑み、ニコンは調達パートナーの協力のもとに、武装勢力が採掘・仲介等した「紛争鉱物」を使用しない方針です。

運用方針
ニコンはOECDの紛争鉱物デュー・ディリジェンス・ガイダンス※に沿って調査を実行、継続していきます。
調達パートナーにおかれましては、紛争鉱物問題に関するニコンの対応方針をご理解、ご賛同いただくとともに、ニコンが実施する調査や監査にご協力いただき、サプライチェーン全体で鉱物資源の責任ある調達に取り組むことをお願いいたします。

※ “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas”（邦題仮訳「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」）

デュー・ディリジェンスの実施

1.強固な企業管理システムを構築する

社内推進体制

「紛争鉱物対応方針」のもとに、2013年1月には取締役をプロジェクト主管とする社内横断の紛争鉱物対応プロジェクトを立ち上げました。
2014年以降は、紛争鉱物対応は継続的な活動とするため、紛争鉱物検討会議を常設しました。紛争鉱物検討会議は、CSR活動全体の意思決定を行うCSR委員会の傘下にある、組織横断的な会議体として、調達部門やCSR関連部門の関係者で構成されています。
紛争鉱物検討会議で審議・決定された取り組みの重要事項は、取締役をメンバーとする経営委員会で承認されます。

紛争鉱物推進体制図

ニコン対応方針への理解深耕

「ニコンCSR調達基準」に紛争鉱物対応方針を掲載しています。

- ニコンCSR調達基準
  http://www.nikon.co.jp/profile/procurement/csr/index.htm

2014年2月に開催した「2014年調達パートナーの会」において調達先経営者の皆様に対して、方針の周知と今後の調査の協力をお願いしました。
2014年3月～6月に国内外の調達パートナーに対してニコンの方針の説明、方針への協力依頼、およびCFSI紛争鉱物報告テンプレート※（以下「CFSI帳票」）の記入教育を含む説明会を開催しました。また、社内では国内に加えて海外の調達部門関係者に対して説明会を実施しました。

Nikon (Thailand) Co., Ltd.における説明会の様子

※ CFSI紛争鉱物報告テンプレート
正式名称：Conflict Minerals Reporting Template (CMRT)。欧米の電子機器業界団体のElectronic Industry Citizenship Coalition（EICC）とGlobal e- Sustainability Initiative（GeSI）におけるイニシアティブであるCFSIの公表する帳票。

専用ホットラインの開設へ向けた取り組み

ニコンは、紛争鉱物方針に反する行為について、ステークホルダーの皆様よりご通報いただく窓口「紛争鉱物方針に関する専用ホットライン」の開設に向け対応を進めて行きます。

2.サプライチェーン内のリスクを特定、評価する

合理的な原産国調査とリスク評価

ニコンのほとんどすべての製品に電子部品や電子回路が使われており、これらにはタンタル、錫、タングステン、金が使われています。調査に関しては、前年に引き続き2014年も、調査対象をニコンの主力製品および米国上場企業の製品に組み込まれる部品とし、国際標準であるCFSI帳票を使用して調査し、リスクの特定・評価をしました。

調査の結果を踏まえて、リスクを特定・評価しました。
代表的なリスク例

調達先リスク

- 調査を依頼したにも関わらず未回答
- 紛争鉱物方針なし

製錬所リスク

- 製錬所名の記載なし
- CFSI特定製錬所に該当しない製錬所
- CFSI特定製錬所ではあるがCFS登録製錬所に該当しない製錬所

主な調査結果

	全体	映像事業部	ガラス事業室
回収率（%）※1	99.9% (1,014/1,015社)	100% (828/828社)	100% (10/10社)
CFSI特定製錬業者数※2	221	220	12
CFS登録製錬所数	129	128	11

※1 2013年調査ではグループ会社の一部を一次調達先として集計したが、2014年調査ではグループ会社の一部を一次調達先とはせずに、ニコングループの調達先を一次調達先として集計したため調査を依頼した企業数が増えている。

※2 CFSIによって製錬所として登録された製錬企業（2015年4月時点）に基づく。2015年4月時点でCFSI特定製錬業者は279社、CFS登録製錬所は150社が登録されています。

- 未回答の調達パートナーに関しては、一覧表で管理のもと定期的な督促を行い、回収率を向上させました。併せて回答については精査し、回答に不備が見受けられた調達パートナーには再教育を行い、回答の信頼性を向上させました。
- 2014年調査で回答のあった取引製錬所数は828社で、この中には製錬所として特定できなかった企業名の記載もありました。
- アフリカのコンゴ民主共和国およびその隣接国が鉱山の所在地である製錬所と確認ができた12製錬所は、全てCFS登録製錬所でした。
- ガラス事業室について2014年調査で特定できた製錬所は、すべてCFS登録製錬所又はCFSI特定製錬業者（CFS登録製錬所へ移行手続き中）であり、コンフリクト・フリー化達成に向け引き続き活動を進めていきます。

ニコンのサプライチェーンにおけるCFS登録製錬所リスト (PDF:47KB)
http://www.nikon.co.jp/csr/conflict-minerals/pdf/cfs_list.pdf

3.特定されたリスクに対応するための戦略を立案し実施する

2014年調査で確認されたリスクへの対応

特定されたリスクは、優先順に対応して行くこととしました。なお、決定した内容については、経営委員会へ報告、承認されました。
代表的なリスク対応例

調達先リスク

- 調達パートナーに対し、訪問または書面で、調査の協力や方針の制定を依頼

製錬所リスク

- 製錬所を訪問し、CSF登録に向けた活動を依頼
- 調達パートナーに対して、製錬所の特定を依頼

今後は調達パートナー協力のもと、より精度の高い製錬所情報を収集するとともに、特定された製錬所についてはCFS登録に向けた働きかけを行っていきます。

4.独立した第三者による製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施する

CFS（コンフリクト・フリー・スメルター）推進

ニコンは、業界団体等と連携してこの問題に取り組んでいます。2012年11月には一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の「責任ある鉱物調達検討会」に参加し、情報収集に努めるとともに、業界としての取り組みに参加しています。
コンフリクト・フリー推進のためには、武装勢力と無関係であると確認された製錬所を世界で増やしていくことも大変重要であることから、ニコンは2014年4月にCFSプログラムの構築を進めるCFSI（Conflict-Free Sourcing Initiative、本部米国ワシントンD.C.）に加盟しました。

› JEITA 責任ある鉱物調達検討会
http://home.jeita.or.jp/mineral/

› CFSI
http://www.conflictfreesourcing.org/

5.サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関して報告を行う

本ウェブサイトで開示およびニコンレポートで報告を行っています。

ニコンレポート2014 (PDF:4.15MB)
http://www.nikon.co.jp/ir/ir_library/ar/pdf/2014/14nikonreport_j.pdf

市民団体との対話

ニコンでは、規制を通じた政府からの要望のみならず、民間からの幅広い意見も仰ぐために、NGOをはじめとする市民団体との対話や連携も大切にしています。たとえば、2014年2月に、公益社団法人企業市民協議会（CBCC、日本経団連の外郭団体）の訪米ミッションを通じて、人権NGOのRSN（Responsible Sourcing Network）からこの問題に対する考え方を直接聞きました。また、2015年3月には、日本のNGOによるエシカルケータイキャンペーン※ 主催のセミナーにパネラーとして参加し、紛争鉱物問題に対する自社の取り組みを紹介するとともに、倫理的な鉱物・金属調達について他の参加者たちと意見交換を行いました。
今後もコンゴ民主共和国およびその隣接国における人権問題に対応し、責任ある鉱物資源の調達の実現に向けて、NGOとのコミュニケーションを継続していきます。

※ エシカルケータイキャンペーンは、国際青年環境NGO A SEED JAPAN、FLAT SPACE、国際環境NGO FoE Japan、アムネスティ・インターナショナル日本による実行委員会で運営されています。

インドネシアの錫採掘現場の問題

国際環境NGOの調査により、世界有数の錫の産地であるインドネシアのバンカ島・ブリトゥン島の錫採掘現場では、深刻な環境破壊、人権侵害、不適切な労働環境などの問題があることがわかりました。ニコンは、「ニコンCSR憲章」および「ニコンCSR調達基準」のもと、サプライチェーン全体に対して責任ある調達を推進しており、この問題を憂慮しています。
ニコンは紛争鉱物問題に対応するために、OECDガイダンスに沿った紛争鉱物調査活動を行うとともに、CFSIの製錬所認証の推進活動を支援しています。ニコンは当該地域から直接錫を調達することはありませんが、2013年紛争鉱物調査の結果、インドネシアの製錬所から調達された錫がニコン製品にも一部使用されていることが判明しました。バンカ島・ブリトゥン島で採掘された錫がニコン製品にも含まれているかもしれないことを真摯に受け止め、紛争鉱物問題への対応を今後も継続する一方で、サプライチェーン全体で本問題への理解が進み「責任ある調達」が行われるように、本問題を周知することが重要な役割のひとつと認識しています。また、2015年3月には国際環境NGOと共に、前述の「エシカルケータイキャンペーン」で本問題を紹介し、一般参加者へ周知を図りました。
今後も、調達パートナー、業界団体、NGOやその他関連組織との協力を通じて、本問題の解決に向けて貢献できるよう努めます。

第三者保証

ニコングループでは、情報の信頼性を高めるため、第三者による保証を受けています。

保証対象

項目	保証対象
労働環境	ニコンおよび国内グループ会社の休業災害度数率※、強度率※
環境活動	ニコンおよび国内グループ生産会社エネルギー使用量、売上高原単位（指数）
	ニコンおよび国内グループ生産会社CO_2排出量、売上高原単位（指数）
	海外グループ生産会社CO_2排出量
	ニコンおよび国内グループ生産会社水資源投入量
	ニコンおよび国内グループ生産会社の排水の水質が法定基準値を超えた件数
	ニコンおよび国内グループ生産会社の廃棄物等（廃棄物+有価物）の排出量とその種類別／処理方法別内訳

※ 度数率
100万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

※ 強度率
1,000延実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

対象となる実績

2015年3月期実績（2014年4月1日～2015年3月31日）

Deloitte.
デロイト トーマツ

トーマツ.

独立した第三者保証報告書

2015年7月9日

株式会社ニコン
　取締役社長兼社長執行役員　牛田　一雄　殿

株式会社トーマツ審査評価機構
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

代表取締役社長　稲永　弘

株式会社トーマツ審査評価機構（以下「当社」という。）は、株式会社ニコン（以下「会社」という。）のウェブページに掲載するために作成した「ニコンウェブサイト「CSR」の情報」に記載されている2015年3月期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）の会社及び国内グループ生産会社のエネルギー使用量及び売上高原単位（指数）、CO_2排出量及び売上高原単位（指数）、水資源投入量、排水の水質が法定基準値を超えた件数、廃棄物等（廃棄物+有価物）の排出量とその種類別／処理方法別内訳、会社及び国内グループ会社の休業災害度数率及び強度率及び海外グループ生産会社のCO_2排出量（以下、あわせて「サステナビリティ情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準（各保証対象に注記されている）に準拠してサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。

固有の不確実性

CO_2排出量の算定は、排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、サステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）、「国際保証業務基準3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）及び「環境報告書審査基準案」（環境省）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性及び報告書の基礎となる記録との一致又は調整、及び以下を含んでいる。

- 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積の基礎となったデータのテスト又は見積の再実施を含めていない。
- データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、事業所の現地調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、会社のサステナビリティ情報が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以　上

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

※ 国際保証業務基準（ISAE）3000および3410
国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）が作成した保証業務の基準。ISAE3000は「事業体の過去財務情報の監査やレビュー以外の保証業務」を対象としており、環境情報や社会的側面の情報の保証業務はこれにあたる。ISAE3410は特に「温室効果ガス」の保証業務をISAE3000に則して行う方法を定めており、その準拠にあたってはISAE3000の要求事項も順守する必要がある。

※ 固有の不確実性
温室効果ガスの算定には固有の不確実性を伴うが、これは算定を行う事業体には不可避なものである。算定に使用する温暖化係数などが現在では科学的仮定に留まり、各種計測機器の誤差などの発生を避けられないためである。なお、この不確実性は算定値が不適切であることを意味するものではなく、ISAE3410においても、利用している仮定などが合理的で、開示も十分な内容であれば保証が可能であるとされている。

ガイドライン対照表

以下の対象表は、ニコンウェブサイトおよび「CSR報告2015」（本報告書）において、GRIサステナビリティ リポーティングガイドライン第3.1版の開示要求項目に関する内容を記述したページを記載したものです。国連グローバル・コンパクトの10原則、ISO26000についても併せて対象表に記載しています。

1. 戦略および分析

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	–	6.2	P3	トップメッセージ
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	–	6.2	P3 P19 P30	トップメッセージ CSR中期計画における重点課題 CSR重点課題における目標と実績

2. 組織のプロフィール

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
2.1	組織の名称	–	–	P2	会社概要
2.2	主要なブランド、製品および／またはサービス	–	–	P2	事業内容
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	–	6.2	–	有価証券報告書
2.4	組織の本社の所在地	–	–	P2	会社概要
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	–	–	P2	会社概要
2.6	所有形態の性質および法的形式	–	–	–	有価証券報告書
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む）	–	–	–	有価証券報告書
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 • 従業員数 • 事業（所）数 • 純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について） • 負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について） • 提供する製品またはサービスの量	–	–	P2	会社概要 有価証券報告書
2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 • 施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 • 株式資本構造およびその資本形成における維持および変更業務（民間組織の場合）	–	–	–	組織改編に関する件 株式会社ニコンの本社移転に関するお知らせ
2.10	報告期間中の受賞歴	–	–	P27	社外からの評価

3. 報告要素

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
報告書のプロフィール					
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）	–	–	P2	› CSR報告2015
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）	–	–	P2	› CSR報告2015
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）	–	–	P2	› CSR報告2015
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	–	–	P2	› CSR報告2015
報告書のスコープおよびバウンダリー					
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス ● 重要性の判断 ● 報告書内のおよびテーマの優先順位付け ● 組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定	–	–	P16 P19 P21	› CSRの方針 › CSR中期計画における重点課題 › ステークホルダーとの対話
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）	–	–	P2 P53	› CSR報告2015 › 環境マネジメントシステム
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する	–	–	P2 P53	› CSR報告2015 › 環境マネジメントシステム
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび／または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	–	–	–	–
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	–	–	P2 P54 P75	› CSR報告2015 › 環境会計 › CO_2削減への取り組み
GRI内容索引					
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	–	–	P137	› 本対照表
保証					
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する	–	–	P135	› 第三者保証

4. ガバナンス、コミットメントおよび参画

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
ガバナンス					
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）	1-10	6.2	P36	› コーポレート・ガバナンス体制
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）	1-10		P36	› コーポレート・ガバナンス体制

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび／または非執行メンバーの人数と性別を明記する	1-10	6.2	P36	コーポレート・ガバナンス体制
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	1-10		P36	コーポレート・ガバナンス体制
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係	1-10		P36	コーポレート・ガバナンス体制
4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	1-10		P36	コーポレート・ガバナンス体制
4.7	最高統治機関およびその委員会メンバーの性別その他多様性を示す指標についての配慮を含む、構成、適性および専門性を決定するためのプロセス	1-10		P36	コーポレート・ガバナンス体制
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則	1-10		P16 P26 P30 P48 P55 P95 P99 P104 P126 P130	CSRの方針 国連グローバル・コンパクトへの取り組み CSR重点課題における目標と実績 ニコン環境管理基本方針 環境アクションプラン ニコン行動規範 ニコン贈収賄防止方針 ニコングループ人事ビジョン CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	1-10		P24 P26 P36 P51	CSR推進体制 国連グローバル・コンパクトへの取り組み コーポレート・ガバナンス体制 環境マネジメントシステム
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	1-10		P36	コーポレート・ガバナンス体制
外部のイニシアティブへのコミットメント					
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	7	6.2	P39 P44 P48 P93 P117 P125 P130	内部統制システム リスク管理活動 環境活動 コンプライアンス活動 社員の健康と安全 CSR調達活動 紛争鉱物問題への対応
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	1-10		P16 P51 P55	CSRの方針 環境マネジメントシステム 環境アクションプラン
4.13	組織が以下の項目に該当するような、（企業団体などの）団体および／または国内外の提言機関における会員資格 • 統治機関内に役職を持っている • プロジェクトまたは委員会に参加している • 通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている • 会員資格を戦略的なものとして捉えている	1-10		P22 P130	ステークホルダーとの対話 紛争鉱物問題への対応
ステークホルダー参画					
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	―	6.2 組織統治	P19 P21	CSR中期計画における重点課題 ステークホルダーとの対話
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	―		P21	ステークホルダーとの対話

指標		GC 原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	–	6.2 組織統治	P21 P135	ステークホルダーとの対話 第三者保証
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	–		P19 P135	CSR重点課題における目標と実績 第三者保証

5. マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標

指標		GC 原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
経済					
	マネジメント・アプローチの開示	1、4、6、7	6.2 6.8	–	有価証券報告書
経済パフォーマンス指標					
側面：経済的パフォーマンス					
中核 EC1.	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	–	6.8 6.8.3 6.8.7 6.8.9	–	有価証券報告書
中核 EC2.	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	7	6.5.5	P54	環境会計
中核 EC3.	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	–	–	–	有価証券報告書
中核 EC4.	政府から受けた相当の財務的支援	–	–	–	–
側面：市場での存在感					
追加 EC5.	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した性別ごとの標準的新入社員賃金の比率の幅	1	6.3.7 6.4.4 6.8	–	–
中核 EC6.	主要事業拠点での地元のサプライヤー（供給者）についての方針、業務慣行および支出の割合	–	6.6.6 6.8 6.8.5 6.8.7	P125	CSR調達の推進 資材調達
中核 EC7.	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	6	6.8 6.8.5 6.8.7	–	–
側面：間接的な経済的影響					
中核 EC8.	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響	–	6.3.9 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	P120	社会貢献活動
追加 EC9.	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	–	6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.7.8 6.8 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	–	–

指標		GC 原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
環境					
	マネジメント・アプローチの開示	7、8、 9	6.2 6.5	P16 P26 P48 P75	› CSRの方針 › 国連グローバル・コンパクトへの取り組み › 環境推進体制 › CO_2削減への取り組み
環境パフォーマンス指標					
側面：原材料					
中核 EN1.	使用原材料の重量または量	8	6.5 6.5.4	P49 P86	› 事業活動における環境とのかかわり › 事業所における化学物質の管理・削減
中核 EN2.	リサイクル由来の使用原材料の割合	8、9	6.5 6.5.4	−	−
側面：エネルギー					
中核 EN3.	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	8	6.5 6.5.4	P49 P75	› 事業活動における環境とのかかわり › CO_2削減への取り組み
中核 EN4.	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	8	6.5 6.5.4	P49 P75	› 事業活動における環境とのかかわり › CO_2削減への取り組み
追加 EN5.	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	8、9	6.5 6.5.4	P55 P75	› 環境アクションプラン › CO_2削減への取り組み
追加 EN6.	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	8、9	6.5 6.5.4	P55 P63 P73 P75	› 環境アクションプラン › 環境に配慮した製品開発 › 主な製品の環境配慮事例 › CO_2削減への取り組み
追加 EN7.	間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量	8、9	6.5 6.5.4	P63 P80 P90	› 環境に配慮した製品開発 › 非生産系事業所の取り組み › サプライチェーン全体での取り組み
側面：水					
中核 EN8.	水源からの総取水量	8	6.5 6.5.4	P82	› 大気・水質汚染防止と水資源の保護
追加 EN10.	水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合	8、9	6.5 6.5.4	P82	› 大気・水質汚染防止と水資源の保護
側面：生物多様性					
中核 EN12.	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	8	6.5 6.5.6	P60	› 生物多様性の保全
追加 EN13.	保護または復元されている生息地	8	6.5 6.5.6	P120	› 「AKAYAプロジェクト」への支援 › タイの「子供の森」計画への支援
追加 EN14.	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	8	6.5 6.5.6 6.8.3	P60	› 生物多様性の保全
側面：排出物、廃水および廃棄物					
中核 EN16.	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	8	6.5 6.5.5	P49 P55 P71 P75 P80 P90	› 事業活動における環境とのかかわり › 環境アクションプラン › 物流での取り組み › CO_2削減への取り組み › 非生産系事業所の取り組み › サプライチェーン全体での取り組み
中核 EN17.	重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量	8	6.5 6.5.5	P71	› 物流での取り組み
追加 EN18.	温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量	7、8、 9	6.5 6.5.5	P55 P75 P80	› 環境アクションプラン › CO_2削減への取り組み › 非生産系事業所の取り組み
中核 EN19.	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	8	6.5 6.5.3	−	−

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
中核 EN20.	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	8	6.5 6.5.3	WEB	事業所別環境データ
中核 EN21.	水質および放出先ごとの総排水量	8	6.5 6.5.3	WEB P82	事業所別環境データ 大気・水質汚染防止と水資源の保護
中核 EN22.	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	8	6.5 6.5.3	P49 P83	事業活動における環境とのかかわり 廃棄物等削減の取り組み
中核 EN23.	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	8	6.5 6.5.3	P86	事業所における化学物質の管理・削減
側面：製品およびサービス					
中核 EN26.	製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度	7、8、9	6.5 6.5.4 6.6.6 6.7.5	P55 P64 P73	環境アクションプラン 製品の有害物質削減 主な製品の環境配慮事例
中核 EN27.	カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	8、9	6.5 6.5.3 6.5.4 6.7.5	P67	製品リユース・リサイクル
側面：遵守					
中核 EN28.	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	8	6.5	P82 P51	大気・水質汚染防止と水資源の保護 環境マネジメントシステム
側面：輸送					
追加 EN29.	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	8	6.5 6.5.4 6.6.6	P71 P81	物流での取り組み 非生産系事業所の取り組み
側面：総合					
追加 EN30.	種類別の環境保護目的の総支出および投資	7、8、9	6.5	P54	環境会計
社会					
労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）					
	マネジメント・アプローチの開示	1、3、6	6.2 6.4 6.3.10	P16 P26 P30 P104 P125 P130	CSRの方針 国連グローバル・コンパクトへの取り組み CSR重点課題における目標と実績 労働環境 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）パフォーマンス指標					
側面：雇用					
中核 LA1.	性別ごとの雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	―	6.4 6.4.3	P109	多様な社員の活躍
中核 LA2.	新規従業員の総雇用数および雇用率、従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	6	6.4 6.4.3	P109	多様な社員の活躍
追加 LA3.	主要事業拠点についての、主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	―	6.4 6.4.3 6.4.4	P105	人事制度 / 人材育成
中核 LA15.	性別ごとの育児休暇後の復職および定着率	―	6.4 6.4.4	P114	多様な働き方に対する支援
側面：労使関係					
中核 LA4.	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	1、3	6.3.10 6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5	P107	人権の尊重

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
中核 LA5.	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	3	6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5	P107	人権の尊重
側面：労働安全衛生					
追加 LA6.	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	1	6.4 6.4.6	P107	人権の尊重
中核 LA7.	地域別および性別ごとの、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	1	6.4 6.4.6	P117	社員の健康と安全
中核 LA8.	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	1	6.4 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8	P117	社員の健康と安全
追加 LA9.	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	1	6.4 6.4.6	P117	社員の健康と安全
側面：研修および教育					
中核 LA10.	従業員のカテゴリー別および性別ごとの、従業員あたりの年間平均研修時間	－	6.4 6.4.7	P105	人事制度 / 人材育成
追加 LA11.	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	－	6.4 6.4.7 6.8.5	P109	多様な社員の活躍
追加 LA12.	定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている性別ごとの従業員の割合	－	6.4 6.4.7	P105	人事制度 / 人材育成
側面：多様性と機会均等					
中核 LA13.	性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体（経営管理職）の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳	1,6	6.3.7 6.3.10 6.4 6.4.3	P114	多様な働き方に対する支援
側面：女性・男性の平均報酬					
中核 LA14.	従業員のカテゴリー別および主要事業所別の、基本給与と報酬の男女比	1.6	6.3.7 6.3.10 6.4 6.4.3 6.4.4	－	－
人権					
	マネジメント・アプローチの開示	1、2、3、4、5、6	6.2 6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.6 6.6.6	P16 P26 P30 P100 P104 P125 P130	CSRの方針 国連グローバル・コンパクトへの取り組み CSR重点課題における目標と実績 コンプライアンス推進活動 労働環境 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
人権パフォーマンス指標					
側面：投資および調達の慣行					
中核 HR2.	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー（供給者）および請負業者およびその他のビジネス・パートナーの割合と取られた措置	1、2、3、4、5、6	6.3 6.3.3 6.3.5 6.4.3 6.6.6	P125	CSR調達の推進
追加 HR3.	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	1、2、3、4、5、6	6.3 6.3.5	P100 P107	コンプライアンス推進活動 人権の尊重

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
側面：児童労働					
中核 HR6.	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤー（供給者）と、児童労働の効果的廃絶に貢献するための対策	1、2、5	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6	P107 P125 P130	人権の尊重 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
側面：強制労働					
中核 HR7.	強制労働の事例に関して侵害されるか、もしくは著しいリスクがあると判断された業務および主なサプライヤー（供給者）と、あらゆる形態の強制労働の防止に貢献するための対策	1、2、4	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6	P107 P125 P130	人権の尊重 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
側面：保安慣行					
追加 HR8.	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	1、2	6.3 6.3.5 6.4.3 6.6.6	ー	ー
側面：評価					
中核 HR10.	人権の調査および／もしくは影響の評価を必要とする業務の比率と総数	ー	6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5	P107 P125 P130	人権の尊重 CSR調達の推進 紛争鉱物問題への対応
側面：改善					
中核 HR11.	人権に関する苦情申し立ての数および、正式な苦情対応システムを通じて対処・解決された苦情の数	ー	6.3 6.3.6	P100	コンプライアンス推進活動
社会					
	マネジメント・アプローチの開示	10	6.2 6.6 6.8	P16 P30 P120	CSRの方針 CSR重点課題における目標と実績 社会貢献活動
社会パフォーマンス指標					
側面：地域コミュニティ					
中核 SO1.	地域コミュニティとの取り決め、影響評価、開発計画などの履行をともなう事業（所）の比率	ー	6.3.9 6.8 6.8.3 6.8.9	ー	ー
中核 SO9.	地域コミュニティに及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしているネガティブな影響のある事業（所）	ー	6.3.9 6.5.3 6.5.6 6.8	P86	事業所における化学物質の管理・削減
中核 SO10.	地域コミュニティにネガティブな影響を及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしている事業（所）で実施されている防止策や軽減策	ー	6.3.9 6.5.3 6.5.6 6.8	P86	事業所における化学物質の管理・削減
側面：不正行為					
中核 SO2.	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	10	6.6 6.6.3	P44 P100 P125	リスク管理活動 コンプライアンス推進活動 CSR調達の推進
中核 SO3.	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	10	6.6 6.6.3	P100	コンプライアンス推進活動
中核 SO4.	不正行為事例に対応して取られた措置	10	6.6 6.6.3	P100	コンプライアンス推進活動

指標		GC原則	ISO 26000	該当ページ	
				一括印刷用PDF	CSRサイト
側面：公共政策					
中核 SO5.	公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動	1-10	6.6 6.6.4 6.8.3	–	–
製品責任					
	マネジメント・アプローチの開示	1、8	6.2 6.6 6.7	P16 P21 P33	CSRの方針 ステークホルダーとの対話 製品の品質管理
製品責任のパフォーマンス指標					
側面：顧客の安全衛生					
中核 PR1.	製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合	1	6.3.9 6.6.6 6.7 6.7.4 6.7.5	P21 P33	ステークホルダーとの対話 製品の品質管理
追加 PR2.	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	1	6.3.9 6.6.6 6.7 6.7.4 6.7.5	P33	製品の品質管理
側面：製品およびサービスのラベリング					
中核 PR3.	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	8	6.7 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.9	–	–
追加 PR4.	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	8	6.7 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.9	–	–
追加 PR5.	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	–	6.7 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.8 6.7.9	P21 P27	ステークホルダーとの対話 社外からの評価
側面：マーケティング・コミュニケーション					
中核 PR6.	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	–	6.7 6.7.3 6.7.6 6.7.9	–	–

※ 「該当なし」の項目については含まない。

表紙の絵画

国連環境計画（UNEP）、地球環境平和財団（FGPE）と共催した「第23回国連子供環境ポスター原画コンテスト」の入賞作品です。
［テーマ：食品ロス］

Web 国連環境計画（UNEP）への協力
http://www.nikon.co.jp/csr/society/earth/icpc/index.htm

グローバル部門1位作品
作者：Sami Asim Khanさん
（13歳・アメリカ）

グローバル部門2位作品
作者：Ada Maria Ciontuさん
（10歳・ルーマニア）

アジア太平洋部門 最優秀作品／
グローバル部門 5位作品
作者：Kandage Kiyara Chenuli Pereraさん
（8歳・スリランカ）
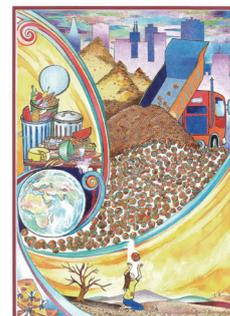
ヨーロッパ部門 最優秀作品／
グローバル部門 5位作品
作者：Panna Kvellさん
（12歳・ハンガリー）

※受賞者のプロフィールは受賞時点のものです。

ニコンは、SRI 評価機関より評価をいただき、「FTSE4 Good Index Series」、「モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）」、「ECPI Ethical Index Global」、Ethibel Investment Register の「Ethibel EXCELLENCE」、「MSCI Global Sustainability Indexes」のインデックスに組み入れられています。
また、経済産業省と（株）東京証券取引所の「なでしこ銘柄」に3年連続で選定されました。

Nikon

株式会社ニコン
108-6290 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟
www.nikon.co.jp

発行：2015年8月